

A large, stylized yellow map of Japan is positioned in the background, showing the four main islands: Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu. The map is centered vertically and horizontally on the page.

# 改革の正念場

日本の商環境に関する EBC 報告書  
2005 年

欧州ビジネス協会

**改革の正念場**  
**日本の商環境に関する EBC 報告書**  
**2005 年**

**欧州ビジネス協会**

## 欧州ビジネス協会

### EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council  
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan  
British Chamber of Commerce in Japan  
Danish Chamber of Commerce in Japan  
Enterprise Estonia  
Enterprise Ireland  
Finnish Chamber of Commerce in Japan  
French Chamber of Commerce and Industry in Japan  
German Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Hellenic Foreign Trade Board  
Iceland Chamber of Commerce in Japan  
Italian Chamber of Commerce in Japan  
Netherlands Chamber of Commerce in Japan  
Norwegian Chamber of Commerce in Japan  
Spanish Institute of Foreign Trade  
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan  
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

### Executive Operating Board

#### Chairman:

Richard Collasse

#### Senior Vice-Chairman:

Duco Delgorte

#### Vice Chairman:

Jean-Francois Minier

### Executive Operating Board

Mr. Markus Schaedlich (Austria)  
Duco Delgorte (Belgium/Luxembourg)  
Philip Gibb (Britain)  
Torben Henriksen (Denmark)  
Erik Ullner (Finland)  
Michael Lachausse (France)  
Gerhard Schlosser (Germany)  
Maurizio Fasce (Italy)  
John Versantvoort (Netherlands)  
Trond Varlid (Norway)  
Hans Porat (Sweden)  
Andre Zimmermann (Switzerland)

#### Executive Director:

Alison Murray

#### Policy Director:

Jakob Edberg

#### Communications Manager:

Yoko Hijikuro

#### Policy Officer

Christian Marquant

### EBC について：

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 17 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在 3,000 を超えているが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約 360 社が、EBC の 27 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州委員会代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください：

欧州ビジネス協会  
〒102-0075  
東京都千代田区三番町 6-7  
三番町 POULA ビル 2F  
電話：03(3263)6222  
Fax：03(3263)6223  
Eメール：ebc@gol.com  
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

## 改革の正念場

### 日本の商環境に関する EBC 報告書 2005 年

著者・編集者：Jakob Edberg

© 2005 年欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F

電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223

Eメール：ebc@gol.com

ホームページ：http://www.ebc-jp.com

# 目次

会長からのメッセージ.....	4
事務局長からのメッセージ.....	5
はじめに.....	8
ビジネス関連	
人的資源.....	12
知的財産権.....	14
小売.....	16
E-コマース.....	18
法律サービス.....	20
税制.....	23
金融サービス	
資産運用.....	28
銀行業務.....	30
保険.....	32
運輸・通信	
航空会社.....	36
海運.....	38
電気通信サービス.....	40
電気通信機器.....	42
医療・衛生	
動物用医薬品.....	46
臨床検査機器・試薬（体外診断）.....	48
医療機器.....	50
医薬品.....	52
消費財	
化粧品.....	56
切花.....	58
酒類.....	60
食品.....	62
産業	
自動車.....	66
自動車部品.....	68
航空.....	70
宇宙.....	72
防衛.....	74
建設.....	76
産業用材料.....	78
環境技術.....	80
補遺	
Blue star sponsors.....	84
Special sponsors.....	89
Sponsors.....	91
Supporters.....	93
Executive operating board.....	94
Board of governors.....	95

## 会長からのメッセージ

日本の商環境に関する欧州ビジネス協会の年次報告書が刊行の運びとなり、誠に喜ばしく思います。今年は「改革の正念場：日本の商環境に関する EBC 報告書 2005 年」と題されています。これは、日本が今や、改革をさらに推し進め、実に長きにわたって成長を滞らせてきた構造的障害から日本経済を解放する千載一遇のチャンスを迎えているという私共の見方を明示するものです。目下の景気回復は長続きすると期待され、これは困難な改革の苦痛を和らげます。

2005 年 9 月の総選挙の結果は、現政権に安定多数と広範な改革に対する確固たる民意の後押しをもたらしました。選挙結果は、「抵抗勢力」として知られる、特別利益団体の多くの主だった代表をも、政権から一掃しました。

小泉首相が日本経済の抜本的改革を綱領に掲げて政権に就いてから 4 年が経ちました。EBC は、小泉首相の政策の確固たる支持者として、政府との緊密な協力関係を築き、欧州の視点から意見と政策案を積極的に提示してきました。このプロセスにおいて EBC が果たしている役割を私は誇りに思います。多くの政府高官は今や EBC の主張を受け入れ、日本で活動する外国企業にとっての商環境を改善すべく鋭意努力しています。システムの徹底的改革目指して邁進する政府部内の決意には疑問の余地がありません。

しかし、この前向きの意欲が規制環境の具体的な改善として実を結ぶことがいかに少ないかを見ると、失望を禁じえません。本報告書の分野別の章は、国会と各府省との間の協議プロセスにおいて一部の規制緩和構想がいかに骨抜きにされ、措置を無意味なものにしてきたかを明示しています。さらに悪いことに、一部の規制緩和構想は、政令やガイドラインとしていざ具体化されるや、過度の規制監督へと姿を変えてしまっています。

新会社法の土壇場の起草において出来たおそらく今年最も由々しき逆行は、規制改革や投資促進政策の本質に真っ向から矛盾しています。いわゆる擬似外国会社が日本で継続的に取引を行うことを唐突に禁止した悪名高い第 821 条は、起草プロセスの最終段階に抜き打ち的に導入されて、国内外双方の財界を驚かせました。その後の法務省との協議は昏迷をきわめ、正体不明の勢力が不鮮明な理由で立法プロセスに干渉している構図が明らかになりました。参議院によって同法に附帯された決議で述べられた勧告を政府がフォローアップし、実施前にこの条項を改定することを信じてやみません。

会社法への三角合併制度導入の延期は、対日投資拡大を目指したこの措置を熱烈に支持してきた EBC にとって、もう 1 つの失望でした。この制度で使用できる株式の種類の制限についての目下の議論は、なお一層気がかりです。目下検討されている最も厳しい条件が政令によって課せられるなら、投資促進政策のこの「目玉」は役立たずとなり、日本への新規投資を 1 ユーロたりとももたらさないでしょう。

日本政府が現在の循環的な景気回復にあぐらをかかないことが肝要です。むしろ、力強い民意の後押しを背景に、景気回復を利用して改革プロセスを加速すべきです。さらに、小泉首相の改革意欲は、郵政民営化のみにとどまるべきではありません。指導力を発揮し、政策の一貫性を生み出し、そして何より改革を実現するための、今こそ正念場です。失敗は許されません。

リシャルル・コラス  
会長、欧州ビジネス協会  
(シャネル株式会社社長)

## 事務局長からのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）は、5年連続の刊行となる2005年版の白書刊行を喜ばしく思います。「改革の正念場：日本の商環境に関するEBC報告書2005年」と題された本報告書は、日本での欧州のビジネスと投資をいまだに制限している未解決の問題に関するEBCの最新の見解をなすものです。本報告書は、EBC自体と同じように多様な加盟国を代表するものですが、それでも、様々の主要な問題に関し、声を1つにして語っています。EBCは日本政府に対し、商環境を建設的に改善する実際的措置としてEBCの提案を考慮に入れるよう要望します。

EUと日本は世界のGDPの合わせて5分の2を占め、双方の経済はかつてないほど深く結び付いています。欧州企業の日本市場参入は消費者の選択肢を拡大し、多数の雇用を創出するとともに、景気に貢献しています。しかしながら、日本でビジネスを行っている、あるいは日本への投資を待ち望んでいる欧州企業が直面する様々の問題の克服にとられる時間と資源の不釣り合いなまでの大きさについてEBCは依然懸念しています。小泉首相の改革路線に対する国民の力強い支持からすれば、見通しは有望です。とはいえ、いくつかの基本的な分野において、日本の政治家や政府官僚による大胆な措置が焦眉の急となっています。例えば日本企業の企業統治を改善し、これ以上の無用な遅滞なしに適切な課税措置により、株式交換を通しての国境を越えた企業再編成を促進することをEBCは日本に奨励します。EBCは、日本における特定形態の外国会社の事業に適用される法規の法的透明性を実現するため、新会社法第821条の改定に速やかに取り組むことも政府に要請します。

今年度版EBC白書の作成には、多くの方々および団体から特筆に値する貢献をいただきました。まず、いつも時間と労力を惜しまずEBCの各委員会をサポートしていただいたEBC会員各位にお礼申し上げます。会員各位の業界経験から引き出された洞察なくしては、本書の製作は不可能でした。専門知識およびEBCの活動のサポートを提供していただいた駐日欧州委員会代表部ならびに在京欧州各国大使館にもお礼申し上げます。

今年の報告書は、EBCの政策ディレクター、ヤコブ・エドバーグ氏の献身的努力なくしては日の目を見なかったでしょう。きわめて短い時間枠の中で本書のために資料をまとめ、本文を執筆・編集し、レイアウトを準備するという多種多様な難題をこなす氏のプロ意識に感謝する次第です。氏の貴重な努力のお陰で、本書は引き続き、日本で活動する欧州企業に影響を及ぼす主要な問題を取り上げた重要な参考文献として役立つこと確実です。

最後として、多くのEBC会員から惜しめない財政的貢献をいただくことができました。そのお陰で、本報告書の作成が可能となりました。本書巻末のスポンサー/支援者セクションおよび当協会ウェブサイトにごこうした支援者を列記できますことをEBCはこの上なく誇りに思います。こうした会員各位は、EBCの活動への参加に時間をさくだけでなく、EBCに欠くことのできない知的・財政的資源も提供しています。

EBCは、有意義な改革という目標の実現面で、日本政府、財界ならびに広く国民一般との継続的協力を待ち望んでいます。

アリソン・マリー  
事務局長  
欧州ビジネス協会



はじめに



# はじめに

## じわじわと進む規制改革

「構造改革」を日本政府の至上の政策目標に据えてさらに1年、小泉首相指導下での4年目が過ぎた。この間、EBCは日本政府と緊密な協力関係を築き、この目標を実現する方法についての具体案を絶えず提供してきた。

近年、日本政府当局は、ヘルスケアや動物用医薬品から、建設資材、食器類、切花まで、多岐にわたる産業分野の広範囲の品目に関し基本的な承認手続を簡略化する努力を見せてきた。第三者認証機関制度が導入され、認証機関は申請プロセスを簡略化する権限をますます与えられるようになっている。詳細な規定よりむしろ性能・効果を重視する方向への全般的シフトは、多くの規格・標準を少なくとも表面的にはISOやCE/ENといった関連国際規格とより適合性あるものにしてきた。食品分野における進展はよりスローペースだが、今年はいくつかの小さな改善を報告することができ、今後さらに多くの改善実現が期待される。

全般的商環境に関する年来の懸念面でも改善がみられている。今年実施された改正外弁法を通じて達成された法律業務の自由化は、知的財産権の保護強化と並んで重要な改善をなすものである。日本政府は、ベストプラクティス集（成功事例集）を通じて金融サービス機関調査の目的と方法を明確化しつつあり、プロセスの整合性をより尊重する姿勢を打ち出している。無意味なファイアウォール規制は、潜在的な利害対立を防止する、より賢明なアプローチを支持する形に若干緩和されてきた。例えば銀行チャネルを通じての保険商品販売の規制緩和が2005年12月に実施された暁には、銀行の販売できる商品種目が拡大をみるだろう。

制度面でもいくつかの改善が認められる。パブリックコメント手続は以前に比べ一般化している。公文書が国民に公開されるにつれ、政策プロセスは少なくとも原則的には徐々にオープン化する。ノーアクションレター制度はまだ広く使用される実用的手段とはなっていないが、やがては、透明性と説明責任を推進する重要な手段であることが明らかになるだろう。さらにEBCは、改正独禁法が2006年1月に施行された暁には競争体制の改善も期待している。

ほとんどの産業分野で変革がじわじわと進行しているため、理屈の上では、ささやかな改善のリストはもっとずっと長大なものとなっていはずだ。だが実際のところ、規制環境の真の改善につながった改革は驚くほど少ない。潜在的な改善は、目指すべき改革目標以上に国内産業や規制機関自体の利益を反映しているように見える旧態依然の実施パターンによって大きく損なわれている。最悪のケースでは、最終結果として、調整費用を企業に背負い込ませ、事業経営環境改善面で得られる利益は皆無またはほとんどない規制構造の変化がもたらされるにすぎない。

## 後ろ向きの改革

2005年4月に実施された薬事法改正は、規制改革の名のもとで行われた変革がいかにして逆効果をもたらしてきたかを物語る例だ。

## はじめに（続き）：

現実には、認証制度変更は、企業が医薬品、医療機器、臨床検査機器・試薬（体外診断）、化粧品、動物用医薬品を市場に導入することを実質的に困難にしている。当局は、改正に起因する包括的変更を具体化する実際のガイドラインの発表に手間取りすぎている。こうした長期の遅れは状況を却って悪化させている。改正薬事法が正式に実施されてから6か月経った今でも、多くの新製品に関し申請手続の開始が事実上不可能となっている。申請料の値上がり、不明確な料金設定方針、第三者認証機関の間での製品登録・承認に関する要件の範囲と特異性の大きなばらつきは、大きな懸念材料である。

なお悪いことに、こうした新しい規制の不確かさや要件に加え、医薬品、医療機器、臨床検査機器・試薬（体外診断）の償還価格の継続的な大幅引き下げがなされている。この複合措置がもたらすであろう影響は甚大である。ヘルスケア分野の効率や繁栄、医療サービス改善を推進するどころか、こうした措置は業界に深刻な悪影響をもたらしており、場合によっては由々しき結果につながりかねない。

規制改革は電気通信や酒類小売といった分野でも逆効果をもたらしている。酒類小売業免許の自由化は、規制緩和の適用されない、増加の一途を辿る「緊急調整地域」創出の引き金となった。酒類小売業免許の申請は、新規用・条件緩和用ともに、ただひたすら待たされる。新しい周波数割当方針や、2006年早々に導入されることになっているユニバーサルサービス基金も、電気通信分野における公正競争のコンセプトを深刻に蝕んでいる。

### 会社法

EBCは、日本の法制近代化の大きなステップとして新しい会社法を歓迎した。ここでもまた、改革にもかかわらず、改革と投資の促進という日本の全体的目標の本質に盾突く逆行に直面している。

EBCは、日本での多くの外国企業の活動を弱体化させかねない条項が土壇場になって盛り込まれたことに困惑している。いわゆる擬似外国会社が日本で継続的に取引を行うことを禁止する第821条は、間際になって、十分な公示期間もなしに会社法に導入された。多くの企業がその条項の存在に気づいたのは、同法が衆議院によって可決されたずっと後のことであり、参議院での同法案の採決予定日ほんの数日前のことだった。

第821条の影響を受けるほとんどの会社の法人設立形態は、そもそも、日本の規制環境の要求に応えるために仕立てられてきた。欧州でユニバーサル・バンキングを行う欧州の銀行は、日本では事業体を分割する必要がある。これは、証券取引法第65条の、EBCが廃止を望んでいるファイアーウォールが、銀行の証券業務と証券会社の銀行業務を禁止しているためだ。日本では1つの本社の2つの支社を登記できないことを考慮するなら、この体制は財務省と金融庁の熟知と同意の上で選択されたものだった。新会社法が両院を通過した今、この条項導入が規制慣行の変更を含意するものではないとの保証を政府が守ることがきわめて重要である。外国企業にとって無用の法的リスクを排除するためには、政治家と官僚が参議院によって同法に附帯された決議で表明されている意図に従い、実施前に同条項を可及的速やかに改定することが肝要である。

第821条についての外国財界との話し合いの以前から、別の失望がすでにあらわとなっていた。日本企業との合併に際し外国企業が自社株を用いることができるようにする、待望の三角合併制度の導入が延期となったのである。

この制度を通して国境を越えた株式交換を少なくとも可能にし、未実現キャピタルゲインの全面的課税繰延を適用することが肝要である。さらに、この制度に適用できる外国株式にさらなる制限を設けるべきではない。EBCは、改革と対日投資の促進という小泉首相の目標が本来歓迎すべき改革の実施面でまたしても骨抜きにされそうな最近の議論の雲行きを懸念している。

### 改革の正念場

規制改革がマイナスの影響を及ぼしていない分野においてさえ、往々、改革の約束を実現するための実施プロセスにおいて、政策の実質があまりにも多く失われる。民間資金等活用事業（PFI）と官民協力手法（PPP）を例にとろう。これらの制度は、納税者の利益となる形に調達手続を真に改める可能性を秘めている。日本の多くの地方自治体がPFI/PPPプロジェクトを設けているとはいえ、そうしたプロジェクトはこれまでのところおおかた、真のPFI/PPPプロジェクトというより、購入者による支払が延期された「請負業者融資（contractor-financing）」の変種となっている。こうしたPFI/PPPプロジェクトのほとんどは、革新的なソリューションを事実上制限し、収益性もほとんどなく、古い慣行にただ新しい名前を付けただけのものとなっている。

製品承認手続の改善面や、国際的基準との整合化面では多少の進展がみられている。しかし、多くの消費者製品についての、コストのかかる水際検査制度のため、こうした進展には依然暗雲が垂れ込めている。EBCはかねてから、すでに市場に出回っている製品の無作為検査が採用されている欧米を手本に日本が制度を設けるよう提案してきた。

EBCは郵政民営化に際して小泉首相が発揮した指導力を心強く思うとともに、2005年9月の総選挙でこの強硬な改革推進路線を国民が支持したことを喜ばしく思う。確固とした指導力と、重大な問題に関して妥協を許さない姿勢のおかげで、郵政公社は4つの別々の事業体に分割され、それぞれが民間に適用される法人課税ならびに規則・規制を適用されることになる。これは、従来公共部門によって支配されてきた分野への民間部門の参加を拡大する面できわめて重要な一歩である。とはいえ、民営化の枠組みが、保険（簡保）、銀行業務（郵貯）、郵便事業という郵政公社の基幹3事業種目において民間競合他社にとって公平な土俵を確保するものであることが肝要である。そうなれば、郵政民営化は、本物の改革がいかにして実現されるかを示す格好の見本となりうるだろう。

EBCは、日本経済を変貌させ、構造障壁から解放し、持続的な成長へと導くため、改革に対する強力な民意の後押しを活用して、じわじわと進行中の改革に改めて焦点を合わせ強化を図るよう日本政府に要望する。強力な民意の後押しに循環的な景気回復が相まって、困難な決定を下し、政策面の団結を推進し、既得権益集団が重要な政策案件を白紙撤回させるのを防止する歴史的な機会が訪れている。

今こそ改革の正念場である！

### 本報告書の構成

本報告書は、広範囲にわたる業種および事業分野を扱う29の章からなっている。各章は、一連の提案と、過去1年間にみられた進展の評価からなっている。各章は特定のEBC産業別委員会の懸念を取り上げ、ここ日本の「現場」でビジネスを行っている委員会メンバーの集合的な実地体験に基づいている。本報告書が、日本の商環境と投資環境の改善方法を見つけることに関心を抱く日本政府を始め関係各当局にとっての重要な参考文献として役立つことを願う次第である。

# ビジネス関連

人的資源  
知的財産権  
小売  
E-コマース  
法律サービス  
税制

# 人的資源

## 提言の要旨：

### ■ 年金

- 提案*
1. 確定拠出型（DC）年金制度を、非課税拠出水準の引き上げ、マッチング拠出（上乘せ拠出）の許可、年金積立金に照らした年金加入者の借入許可によって改善すべきである。
  2. 日本はすべての欧州政府と社会保障協定を締結すべきである。
  3. 日本の公的年金制度への強制拠出は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきである。暫定措置として、拠出払い戻しの上限を3年から5年に引き上げる案を即刻実現すべきである。
  4. 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。

- 現在の状況*
1. 進展なし。厚生労働省は拠出水準の引き上げを支持しているが、この改革に対する財務省からの支持をまだ取りつけていない。
  2. 遅々とした進展。ベルギー、フランス、英国、ドイツ、米国、韓国との間で、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっている。
  3. 進展なし。日本の年金制度への強制拠出についての払い戻しは、脱退する外国人については最高3年 / 約150万円が上限となっている。残りはすべて没収される。厚生労働省は上限の引き上げを検討していると伝えられるが、変更はまだない。
  4. 進展なし。外国の年金制度に加入している外国人は、拠出時に給付が発生するという理由で、外国年金制度に対してなされた拠出に対して課税される。そうした給付は退職時に再び課税される公算が大きいにもかかわらず、である。

### ■ 解雇

- 提案*
- 管理のフレキシビリティと経営効率を向上させるために、解雇に適用される規制をさらに明確化すべきである。経済的理由による解雇の容認可能な根拠を規定する具体的な規則を、関連の解雇手当の目安に関する明確なガイドラインと併せて導入すべきである。

- 現在の状況*
- 進展なし。解雇を可能にするために2003年6月に労働基準法が改正されたが、何をもって解雇に対する妥当な補償とみなすかに関する具体的な基準は定めなかった。

### ■ 在日外国人労働者にとってのフレキシビリティの改善

- 提案*
- 小規模事業主や専門技能をもつ若者に関するビザ要件を緩和し、適切な在住許可証をすでに有している外国人に対する再入国ビザ申請義務付けを廃止すべきである。海外で取得した技能評価や証明に一層のフレキシビリティが適用されるべきである。

## 背景：

### EBC Human Resources Committee Member Companies

Action Japan  
Baring Asset Management (Japan)  
Cambridge Transearch International  
Chanel  
DaimlerChrysler Japan  
Danfoss  
Givaudan Japan  
Heraud & Associates  
JAC Japan  
LogicaCMG  
Nokia Japan  
Panache  
Siemens-Asahi Medical Technologies  
Swiss Reinsurance

### 人的資源管理

グローバルな経済的圧力と日本のビジネス環境内での状況変化は、労働者の質と管理効率の改善に一層重点を置いて人的資源管理慣行を見直すことを企業に迫っている。効率的、費用効果的なやり方で人的資源を管理する企業の能力は、最終的には日本経済の健全さに影響を及ぼすことになる。

### 解雇

EBCは、2003年6月に改正された労働基準法の「後続」ガイドラインを作成する際に再編および解雇状況における使用者と労働者の権利と責任を明記することを日本政府に要望する。この新法自体は、長年にわたり日本の裁判所が一貫性なく適用してきた「解雇権濫用法理」等の法理をきわめて一般的な表現で法律規定化する一方で、（これまで解雇問題について口を閉ざしてきた）労働基準法と（労働者を解雇する使用者の権利を認めた）民法との食い違いを是正する以上のことは何もしていない。EBCは、こうした法律面の不確かさの持続が、日本のビジネス環境の状況変化に企業が速やかに対応することを困難にするという点を強調しておきたい。企業が潜在的に不都合な法律上の結果につながることを恐れて事業の再編成をためらうことになるため、これは投資環境にも悪影響を及ぼす。さらに、現在、不当な要求に対抗する安全な方法がないため、解雇手当に関する一般に受け入れられたルールの欠如は再編成をますます困難にしている。EBCは、こうした法律面の不確かさの持続が、日本のビジネス環境の状況変化に企業が速やかに対応することを困難にするのを確信している。

### 適格な労働力の供給確保

日本でビジネスを行う欧州企業が直面し続けている最大の問題の1つは、日本での事業のために国際的に適格な日本人社員を確保することである。あいにく、日本の教育および資格証明制度は、とりわけ法律サービス、エンジニアリング、バイオテクノロジー、財務会計、ITといった分野における技能に関し、能力水準とますますグローバル化する現代の経済における雇用者のニーズとのギャップ拡大に効果的に対処しない。EBCは、こうした技能をそなえた労働力の日本への流入を促進するための厚生労働省の取り組みに注目しているが、入国管理法の緩和だけでは十分でないと考えている。外国の証明書や免許を受け入れることによって外国人専門家が日本で専門職に就けるようにするほうが、明らかにより有望なアプローチである。証明された専門技能をもちながら大学の学位や10年間の職務経験をもたない人々に就労用ビザを交付することは、日本が熟練外国人労働者の誘致に本気で取り組んでいることを証明する合理的な第一歩となるだろう。

### 年金

2005年9月の衆議院総選挙へ向けての準備段階における論議は、日本では年金改革が依然ホットな政治的課題であることを明示した。EBCは、年金制度の簡略化と、その財政的堅実さの改善が政府の優先課題となるべきだとみている。この点を念頭に置いて、EBCは、強制加入の厚生年金制度と国民年金制度の一本化の可能性や、確定拠出型年金制度を被雇用者・雇用者双方にとってより魅力的なものにするためのこの制度のさらなる改革を含め、日本の年金制度のより包括的な改正を支持する。EBCはまた、社会保障政策面でよりグローバルな見方をとることを日本政府に奨励する。二重の年金コストをなくす二国間社会保障協定を可及的速やかに締結すべきである。日本で働く外国人労働者に関する規定もよりフレキシブルにすべきである。たとえば、脱退する外国人への日本の社会保障拠出の払い戻しに対する制限を撤廃することによって、最後として、国内の年金制度への拠出が目下受けている税控除を、外国の年金制度への拠出にも提供すべきである。

# 知的財産権

## 提言の要旨：

### ■ 水際規制

**提案** 日本の当局は、国内に持ち込まれる商品の真正性について並行輸入業者に一層大きな責任を負わすべきである。権利者は、司法的手段を通じ、日本の水際での知的財産権侵害疑義物品の輸入差止手続に介入する権利をもつべきであり、立証責任は輸入者と権利者の間で分担されるべきである。関税定率法で定められた民事および刑事制裁は、模倣品輸入の企てや準備を防止するには不十分である。日本は関税定率法等を改正して、最高1億5000万円の罰金等を、模倣品の輸入を企てたり準備したりした個人と法人の両方に拡大適用すべきである。

**現在の状況** 大幅に進展。2004年4月1日、日本の税関は、侵害物品の輸入者に関する情報を入手することを権利者に認める制度をスタートした。したがって権利者は、侵害物品流通網についての調査を行ったり、法的措置をとったりする目的でこうした情報をより有意義に利用できる。しかしながら、認定手続は依然、行政プロセスであるため、問題を民事裁判に持ち込むことはできない。2006年4月1日以降、不正競争防止法で規定された著名・周知のブランド商品に類似した商品の輸入は禁止される。EBCは、この措置の実施方法を綿密に監視する。

### ■ インターネット上の偽商品

**提案** 日本の当局は、オークション・サイトでの売り手の管理および知的財産権侵害疑義物品に関する情報の開示に対するより明確な責任をインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に負わすべきである。さらに、ISPは、侵害常習者に対し一層厳しい処置をとることを義務付けられるべきである。

**現在の状況** 改善の兆し。インターネットは依然、日本国内、とりわけオークション・サイトで、偽商品をさばくための手軽な方法となっている。政府は、不正競争防止法の実施を強化する意向を表明している。その一方、大手ISPはID管理システムを導入するとともに、インターネット・コンテンツ監視のためのスタッフを任命した。こうした措置は公然と模倣品として販売される商品の量削減には役立ってきたが、本物の商品と偽って販売される模倣品の分野ではほとんどあるいはまったく改善がみられていない。こうした状況を是正するには、インターネット上の匿名性をなくすだけでは十分ではないだろう。EBCは、ISPのサービスによって助長される模倣品の取引に対してISPに真に責任を負わせることが、この問題の唯一の長期的解決法であると確信している。

### 意匠法と不正競争防止法の解釈

**提案** 意匠法のもとでの意匠保護は、出願料金を引き下げ、審査手続を近代化することによって、より手頃かつオープンにすべきである。関連意匠および優先権書類に関する欧州の規則との整合化は、登録プロセスの簡易化を助けるだろう。日本の裁判所も、意匠法のもとでの意匠の類似性の解釈により厳格なアプローチをとるべきである。

**現在の状況** 進展なし。日本での意匠登録にかかる費用は依然高い。外国意匠の出願に関する厳しい基準は、意匠保護を困難にする。しかも、日本の裁判所は依然として、意匠法のもとでの模倣品の解釈面できわめて狭い見方をとっており、些細な変更があるだけで、模倣品はデッドコピー（丸写し）と認定されることを免れるため、法律の本義を奪い去る結果を招いている。

## 日本における知的財産権の保護強化

EBCは、知的財産権保護のため多くの分野で日本政府がとってきた積極的措置を歓迎する。関税率法改正は、知的財産権侵害疑義物品を水際で差し押さえることを企業が税関当局により容易に申立てできるようにするとともに、権利者が侵害疑義物品の輸入者に関する情報を入手できるようにした。さらに、経産省は目下、非商業目的ではなく私物品として日本に持ち込まれる模倣品の輸入を停止する法的措置について検討している。プロバイダ責任制限法の実施強化にも本腰が入れられている。

2004年12月、警視庁は、警察官が模倣品の真贋を素早く調べる方法を権利者から講習される予備鑑定員制度を開始した。その目的は、模倣品露天商の起訴を促進することである

こうした好材料にもかかわらず、模倣品は依然、日本におけるきわめて深刻な問題となっている。オークション等のサイトを通してインターネット上で販売されるブランド商品の半数以上は偽商品である。下記の構造的問題は、日本の当局がこの問題に効果的に対処することを阻んでいる：

1. 欧州とは異なり、日本では並行輸入がいまだに認められている。外国の供給業者や日本の輸入業者はしばしば、並行輸入の名目で偽商品を流通させる。
2. 刑事責任を立証するには、警察は侵害者が模倣品と知りつつ商品を扱ったということを証明する必要があるため、模倣品にからむ明白な事件でさえ、日本の当局が訴追することは難しい。
3. 地方税関が真正性の認定や輸入差止申立の修正のためインターネットによる画像送信技術を利用することはもはや禁じられていないが、このやり方は正式には認められていない。したがって権利者は、このやり方を採用していない税関事務所には依然直接出向く必要があり、これは輸入差止申立の管理上の負担を増大させる。
4. 現行の商標法は「非商業」目的での偽商品の所持をまだ禁じていないため、「個人使用」目的で模倣品を郵送または手運びで日本に輸入することができる。この抜け穴は、発覚のおそれを減らすために偽商品を小分けにして輸入する商業輸入業者や、日本市場で模倣品を販売するために同様の方法を用いる外国の輸出業者によってますます悪用されている。
5. 権利侵害容疑に関連した個人情報開示に関するISPの責任は、日本の法律では十分に規定されていない。その結果、民事訴訟を起こすために必要な、権利侵害容疑者に関する個人情報を権利者がISPから入手することは困難となっている。
6. 権利侵害の疑いのあるものがないかどうか絶えずウェブサイトを監視することは権利者にとってきわめて手間のかかることである。関係の商品数を考慮すると、インターネット上での模倣品の販売と闘うために司法手段に頼ることは実際的ではない。
7. 特許法・商標法の先頃の改正にもかかわらず、権利者に裁定される損害賠償額は依然あまりにも少額であり、権利侵害の影響の大きさを反映しておらず、侵害者に権利侵害抑止力をもたらしていない。

EBCは、知的財産権問題に取り組んでいる日本の様々の機関に対し、この嘆かわしい状況を打破することを目指した具体的な対策を導入するよう要望する。



## 小売・卸売・流通

### ■ 日本の小売環境

はじめに 全般的な景況感は改善しつつあるが、日本の小売状況に関するニュースは好悪入り混じっている。業績改善を報告する小売業者がある一方、地歩を失い続けている小売業者もあり、流通チャネルや地域における明確な傾向はうかがえない。数多くの市場参入の試みにもかかわらず、海外に本社をもち独立して業務を行っている小売業者の成功例は依然少ない。地方の構造面や規制面の障害は依然、有名海外ブランド/商品の輸入と流通を難しくしている。代替的マーチャンダイジング計画やグローバル規模のロジスティックスの利用は、日本では困難であることが判明している。EBCは日本政府に対し、規制的枠組みの改善とさらなる簡略化によって国際小売業者・卸売業者の市場競争と市場参入を促進することを促したい。EBCは引き続き、下記のいくつかの主要分野におけるさらなる規制緩和を追求する。

### ■ 大規模小売業

提案 大規模小売店舗立地法（大店立地法）のもとで地方自治体に届け出られる事業免許申請は、公正且つ一貫した手法で処理されるべきである。大店立地法、建築許可、環境影響評価（EIA）の届出・申請手続の合理化は、新規店舗の開業を目指す届出者・申請者に課せられる行政手続面の負担を軽減するだろう。さらに日本政府は、大規模小売業への新たな制限を求める声に対し決然たる姿勢を貫くことによって、日本国内での新規大規模小売業者の地位確立を促進する政策を断固維持すべきである。

現在の状況 限られた進展。大店立地法に定められた規定に基づき新規店舗届出時期と場所を規定する明確な規則がない。したがって、当局への届出の時期は、届出者によって異なっており、大店立地法と建築許可との間には手続上関連が見られない。多くの場合、地方自治体は届出者に新たな条件も課して、大規模店舗新設の手続を一層複雑化させてきた。これはおおかた、同法の指針が明確でなく、結果的に地方自治体の担当者によってまちまちの解釈がなされる場合に起こる。市場に新規参入する企業や、出店地域の認識度や人脈に乏しい企業は、こうした状況下では、日本国内の競合他社に比べ不利となる。環境影響評価（EIA）を必要とする政令指定都市における大店立地法の届出手続は一層複雑である。大店立地法、環境アセスメント、建築許可の申請内容には類似したところもある。EBCは、当該各法の手続について無用な重複をなくすよう、これら許可申請手続等に関し、所轄各省庁が協調し対処していただけるよう要望する。EBCは、経産省や国土交通省内の専門部会が地方都市郊外の農地における新規大規模商業施設立地を阻止するため、より厳しい規制を提案していることを承知している。そうした規制は消費者の不利益にしかならず、対日投資の誘致という総合的政策目標に寄与しないこと確実である。

## 提言の要旨（続き）：

### EBC Retail Committee Member Companies

CARAN d'ACHE Japan  
Chanel  
Club 8 Company  
Copyrights Japan  
DHL Japan  
Exel Japan  
Georg Jensen Japan  
IKEA Japan  
METRO Cash & Carry Japan  
Nestle Purina PetCare  
Tesco Japan  
Tozai Group

### ■ 酒類小売業免許

**提案** 「緊急調整地域」における新規免許発行および既存免許譲渡の事実上の停止を即刻やめるべきである。

**現在の状況** 進展なし。2001年に始まった規制緩和は、日本における酒類販売業免許を徐々に自由化してきた。あいにく、規制緩和は「緊急調整地域」に指定されるますます多くの地域には適用されない。EBCは、こうした一時的であるはずの措置をさらに1年延長するという2005年3月の国会による決定を遺憾に思う。

さらに悪いことに、限られた範囲の酒類販売を可能にする大型店舗酒類小売業免許をすでに有している企業は、現有の免許が失効するまでは、より広範囲の新しい酒類小売業免許を申請することができない。大型店舗酒類小売業免許が「緊急調整地域」ですでに交付されている場合には、より広範囲の酒類小売業免許の申請は却下される。

EBCは、卸売活動に関する酒類販売業免許の規制緩和がなされていないことに注目している。

### ■ 法外なコストのかかる輸入認可・認証手続

**提案** 消費者安全衛生が特に考慮される製品の輸入および販売／使用の申請手続に適用される規制は、国際慣行と整合化されるべきである。

食品衛生法（主に食器類）と消費生活用製品安全法（主に乳幼児用ベッドと椅子）が適用される消費者製品の高コストの輸入認可・水際検査制度は、欧米で行われているような、すでに市場に出回っている製品の無作為抽出規制制度に取って代えるべきである。現行制度のもとで輸入認可を申請する場合、国際的に使用されている標準規格（ISO CE/EN）は、日本の試験方法および日本の認証試験機関によって提供されるデータと同等のものとして受け入れられるべきである。

さらに、建材、繊維、ベビー服といった製品のホルムアルデヒド放散量制限の必要性にかかわらず、EBCは、日本国内での無制限の販売・使用を認めるには、国際的に受け入れられた試験方法および標準規格（ISO CE/EN）によって作成されたデータだけで十分であると確信する。欧州ですでに安全と認められている製品について、日本の（場合によっては、より緩やかな）基準や試験方法に従った付加的な試験を義務付けることは、無用の規制の重荷と、最終消費者にとっての相当の価格上昇を招く。

**現在の状況** 若干の進展。EBCは、食器類輸入認可の有効期間を1年から3年に延長し、生産プロセスと構成材料に変更がなければ無期限に延長されうるという2004年12月の決定を歓迎する。しかしながら、食品安全法に従った輸入認可を必要とするすべての出荷製品の事実上の規制の重荷はまだ存在する。新築住宅の「室内側に露出した部分」で使用される建材や、キッチン・キャビネット、バスルーム・キャビネット等の内装品は、国土交通省からの特別の認可を必要とする。こうした認可は、同省の指定する試験機関での日本独自の基準・方法に従った試験を義務付けている。

消費生活用製品安全法は、乳幼児用ベッド、ベビー服等の繊維製品の販売に関し、日本市場専用の高コストの検査・表示手続を小売業者に直接・間接に義務付ける、無用な重荷となる規制を課している。



For more information, contact:

**Ms. Pascale Sinnaeve**  
Chair, E-Commerce Committee  
(Marketing and Communications Manager,  
Coface North Asia)

c/o Coface Japan  
Toranomom Kotohira Tower, 5F  
1-2-8 Toranomom, Minato-ku, Tokyo  
〒105-0001  
JAPAN  
Phone 03-5521-2187  
Fax 03-5521-2190

# E-コマース

## 提言の要旨：

### ■ ユーザーの信頼の促進

**提案** EBCは、インターネットとeコマースの利用に対する消費者の信頼を促進しつづけることを日本政府に要望する。EBCは、「e-Japan」や「U-Japan」等の構想を支持する。EBCは、商取引とネットワーク・セキュリティおよび個人情報の保護に対する不安を和らげることを目的とした包括的な規制的枠組みの効果的な実施にも大いに期待をかけている。その一方でEBCは、ビジネス開発や商慣行を妨げることなく個人情報の取得・管理・使用を規制することの重要性を改めて強調したい。

**現在の状況** 着実な進展。企業と個人が安心してインターネットを商取引に利用できる環境作りは、日本におけるeコマースのさらなる発展にとっての最重要課題である。日本は大きな進歩を遂げており、今や世界最大級のeコマース市場となっている。EBCは、個人情報の保護について規定する新しい法律が良い方向への一步をなすものとみているが、その順守・施行面の明確性/透明性について懸念している。さらにEBCは、日本のeコマースのポテンシャルをフルに開発することを阻んでいる規制的障壁がまだ残っている点も危惧している。

### ■ 販売活動の規制緩和

**提案** EBCは、企業が顧客へのサービス提供にインターネットをもっと活用できるよう、保険や国際航空輸送といった分野における販売活動の規制緩和を継続するよう日本政府に要望する。

**現在の状況** これらの分野では限られた進展。いくつかの法律・規制面の障害が依然、保険および国際航空輸送分野におけるインターネットによる販売（およびアフターサービス）の発展を妨げている。

### ■ グローバルなアプローチ

**提案** EBCは、電子署名認証に対するグローバルなアプローチの展開面で国際社会との協力を継続し、課税等、インターネット販売に影響を及ぼす他の分野においてさらに協力するよう日本政府に要望する。

**現在の状況** 日本におけるeコマースの発展を妨げている問題の多く（たとえばプライバシー保護、商取引のセキュリティ確保、有望なビジネス・モデルの開発等）は、他の諸国が直面している問題と同様である。インターネットのグローバルな性格を考慮するなら、日本がこの点を念頭に置いて引き続きインターネット戦略を策定することが肝要である。

## 日本のe-コマース市場概観

電気通信サービス提供面の競争促進と情報通信技術インフラの改善を目指した官民双方の協調努力の結果、日本は今や、世界最高水準のインターネットおよび携帯電話普及率を誇っている。日本は世界で最も高コストに属するインターネット接続環境から、5年足らずで最も低コストの部類に移行している。これはまさに目を見張るべき成果である。

ブロードバンド（加入者2000万人近く）と携帯電話向けインターネットの急速な普及のお陰で、消費者向けe-コマースの成長が勢いを増し始めている。製造業者、小売業者、卸売業者の約30%が他の企業とインターネット上で商取引を行い、金融機関全体の30%が消費者向け業務をオンライン化していると推定されている。

低コスト・ブロードバンド・サービス等、日本の野心的な「e-Japan」戦略の重要ないくつかの段階が達成された。日本政府は今や、「2005年以降」を見据え、インターネット・ベースの商取引の発展を妨げている未解決の問題に的を絞ることによって情報通信技術インフラの一層の活用を促進することに注意を向けつつある。

## 商取引および行政手続向けのインターネット利用の促進

日本におけるブロードバンド普及率の急増にもかかわらず、EBCは、商取引および行政手続向けのインターネット利用がまだポテンシャルを実現していないと感じている。

調達に対する保守的な態度や、管理職者層における低レベルのITリテラシー、クレジットの信用性・決済・認証に対する懸念は、「企業間」(B2B)市場におけるe-コマースの発展を阻害している。e-マーケットプレイスと共有インフラ・プラットフォームは、規模の大小を問わずあらゆる企業に効率向上と事業拡大の明確な機会を提供するにもかかわらず、である。

日本政府はこうした問題を認識しており、EBCは、中小企業のニーズに対処することに特に重点を置いた、e-マーケットプレイスの発展を支援するさらなる政策構想に期待している。EBCは、認証や暗号化といった問題に関しローカル・レベルで制定される政策がはるかに大規模の通商に影響を及ぼす公算が大きいことから、欧州やその他の主要貿易相手国の企業との緊密な協力を奨励する。

企業・消費者間取引市場の発展の不規則なパターンは、一部のセクターで他のセクター以上にe-コマースの発展を妨げてきた技術・哲学・法律・商業上の障壁を浮き彫りにする。こうした問題が解決されるまでは、デジタル・コンテンツ、教育サービス等の市場は未開発のままとなるだろう。

こうした状況を考慮するならば、ビジネス・モデルや商取引に適用される規制が、今後とも、情報通信技術の急速な発展と歩調を合わせて、起業家精神と、市場への新しいアイデアの導入を促進することが重要である。経営効率の向上、利便性の改善、顧客への新サービスの提供のためにe-コマースを利用することを望んでいる企業は、それぞれのビジネス分野での活動に適用される時代遅れの規則や規制のせいでe-コマース利用を妨げられることがあってはならない。ここ2、3年間に電子商取引に適用される規制環境面ではいくつかの注目に値する改善がみられている。にもかかわらずEBCは、様々の省庁が、それぞれの規制管轄域内の活動、とりわけ金融および国際航空輸送セクターにおける活動へのインターネット利用に強硬に反対していることに失望している。

# 法律サービス

## 提言の要旨：

### ■ 新会社法（2005年6月28日に参議院で可決）

#### 第821条：

**提案** 日本は、日本国内で支社として活動する正当な理由をもつ会社を不当に害することがないように、会社法第821条を実施前に改正すべきである。そうすることで同法は、附帯された同法可決時の参議院法務委員会による決議で表明された立法者の意図に沿ったものとなるだろう。

**現在の状況** 新たな問題点。新会社法第821条は、日本にある支社が事実上本店となっている場合、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本においてそのような支社を通して取引を継続することができない、と規定している。821条に違反した場合には、支社の代表者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

EBCは、821条のために、外国会社の多くの日本支社が日本国内の事業として再法人化することが必要になり、事業と資産の譲渡を余儀なくされるとともに、すでに取得した事業免許の再申請も必要になる可能性を危惧している。譲渡に伴う（潜在的に巨額の）税金に加え、再法人化により、既存の契約や労働協約の再交渉も必要になるおそれがある。これは、言うまでもなく投資促進政策にとって、そして日本経済の健全性に貢献している多数の会社にとって、きわめて大きなコストをもたらすとともに、大きな阻害要因となるだろう。

こうした懸念に答えて、法務省は、会社法可決前の国会の質疑応答の場で、821条の導入の結果、外国会社に新たな規制の制限が課せられることはないことを繰り返し保証した。さらに、法務委員会は、821条が「既存の外国会社及び今後の我が国に対する外国会社を通じた投資に何ら悪影響を与えるものではないこと」、および「本法施行後における外国会社に与える影響を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討すること」という趣旨の、立法者の意図を明確化する決議を821条に附帯させた。しかしながら、質疑応答と同条項に附帯された決議は、日本の裁判所に対する拘束力をもたない。821条を現状のまま残すことは、無用な不明瞭さを残し、誰の利益にもなり得ない。

#### 「三角」合併 / 国境を越えた株式交換：

**提案** 日本は、日程変更されたタイムフレームに従い、かつ、目下予想される省庁ガイドラインを通して用法 / 適用性に制限を加えることなしに、「三角」合併制度を導入すべきである。導入時には、課税繰り延べが、国内企業間で認められている株式交換に目下適用されている適用性と適格性に関する条件と同一の条件で「三角」合併に適用されることがきわめて重要である。最終的には、国境を越えた直接的な株式交換も認められるべきであり、これにもやはり課税繰り延べが全面的に適用されるべきである。

**現在の状況** 限られた進展。

新会社法のもとでの「三角」合併制度の導入は、国境を越えた本格的な株式交換へ向けての歓迎すべき第一歩である。しかしながらEBCは、実施が1年延期されたことを遺憾に思うとともに、政府に対し、この時間を利用して、2007年上半期の制度導入時に課税繰り延べが必ず盛り込まれることを確保するよう要望する。今年末に発表予定の省庁ガイドラインがこの制度の用法や適用性を制限しないことが肝要である。

■ **ポイズンピル：**  
 提案 「ポイズンピル」制度（乗っ取り防止策）について取り扱う際には、過剰な防衛策が認められるべきではなく、また、既存の株主がつねに優先視されるべきであるとEBCは確信する。既存の取締役の利益を守るためだけの手段としてそうした防衛策が用いられるのを避けるため、ポイズンピルを発動するための厳しい条件が適用されるべきであり、理想的には、乗っ取り防止策実施のために社外取締役の承認や支持を取りつけることを条件とすべきである。新しい買収元候補からの建設的な提案を遮断するために「ポイズンピル」が使用されることのないよう努力が払われるべきである。

■ **日本における法律業務の自由化**

日本で国際法律事務所を発展させる均等な機会：

提案 外弁（外国法事務弁護士）によって雇用される弁護士には、弁護士によって雇用される外弁と同じ規制・基準が適用されるべきである。  
 現在の状況 進展なし。外弁法は現在、弁護士を雇用することを外弁に認めている。規程では、外弁によって雇用された弁護士は、その法律事務所に日本の弁護士がパートナーとしていない限り、雇用元の外国法事務弁護士事務所の名前で助言を行えないことになっている。EBCはこれを、外弁法の明確な意図を無効化するものとみなしている。

弁護士法人：

提案 外弁にも、法律事務所を弁護士法人として法人化することを認めるべきであり、また、国際法律事務所の日本事務所に関しては、本国または本社組織と同じ有限責任の地位が認められるべきである。  
 現在の状況 進展なし。2002年に導入された法律は、法律事務所を弁護士法人として法人化することを弁護士だけに認めている。外国の有限責任組織は認められていない。

外国法事務弁護士の資格取得：

提案 外弁の資格取得手続を合理化すべきである。外弁になるためには原資格国で資格取得後の経験を積んでいなければならないという条件は不当であり、今やますます多くの外国の弁護士が経歴の相当期間を日本において依頼人に法律サービスを提供していることを認識していない。  
 現在の状況 進展なし。外弁として登録するための制度は依然不必要なまでに複雑且つ費用と時間がかかる。「適格経験」を規定する地理的制限は、グローバルな法律サービスの時代にあっては不可解としか言いようがない。規制は、日本で長期間活動することを国際法律事務所の弁護士に奨励する制度をサポートすべきであり、外弁資格の申請において弁護士資格取得後の経験を例外なく認定すべきである。現状では、外国で資格認定された弁護士として日本で活動した経験のうちのわずか1年しか、外弁資格取得のための3年間の必要期間から差し引いてもらえない。

## 提言の要旨（続き）：

### 国境を越えた法律サービス：

**背景** 日本国外の弁護士から受けたアドバイスを日本国内のクライアントに伝える方法を規定した、外弁のみに適用される要件は撤廃して、外弁のクライアントと弁護士のクライアントの立場が同じになるようにすべきである。

**現在の状況** 進展なし。第三国の法律に関するアドバイスを提供する外弁には、日本の弁護士の場合よりも多くの制限がある。こうした要件が、越境取引面の法律サービスを受ける日本在住クライアントの真のニーズに奉仕することを目指すものであるとすれば、それがなぜ外弁にだけ適用されるのか不明である。

### その他：

**提案** 国際法律事務所は、日本の弁護士法人と同じ条件で日本に支社を設立することを認められるべきである。

外国法共同事業事務所に勤務する外弁と弁護士には、別個の基準・要件群ではなく、弁護士と同じ倫理基準や業務管理要件が（また外弁の場合は、本国で適用される基準・要件が）適用されるべきである。

# 税制

## 提言の要旨：

### ■ 説明責任と守秘義務

- 提案*
1. 国税庁は、正式の回答文書制度のもとで寄せられる要求についてのみならず、標準慣行として、追徴金の事由等、すべての裁定と明確化を書面で提供すべきである。こうした裁定は、匿名形式で定期的に国民に公開されるべきである。
  2. 納税者の秘密を守る現行の法律は厳密に施行されなければならない。

- 現在の状況*
1. 若干の進展。回答文書制度に対して2004年3月に成立した変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。こうした改善にもかかわらず、透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。これは大いに必要とされる外国直接投資を減退させる。
  2. 若干の進展。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。EBCは、毎年の高額納税者番付発表を取り止める所得税法改正が予定されていることを歓迎する。

### ■ 合併買収および企業再構築

- 提案*
1. 2007年から施行される新会社法で認められる三角合併やその他の企業組織再編制度のもとで外国企業の株式を受け取る株主にとってのキャピタルゲインはすべて、原則的に課税繰り延べされるべきである。
  2. 企業組織再編に関する基本概念の定義面で当局に無制限の裁量を付与するのを避けるために、企業組織再編税制に関する法規と規制を明確化すべきである。様々な基本用語（たとえば「事業」や「事業の継続性テスト」など）はより正確に定義される必要がある。
  3. 意図された再編成が税法適格組織再編成の条件に適合しているか否かについて、納税者が正式の事前照会を行えるようにすべきである。
  4. 現物配当の税制上の扱いを明確化すべきである。

- 現在の状況*
- 進展なし。三角合併制度の導入は残念ながら1年延期され、厳しい新条件（日本の証券取引所への上場など）が検討されている。しかも日本政府は、三角合併に由来するキャピタルゲインの税制上の扱いについてまだ決定していない。EBCは、日本企業同士の合併に関して目下適用されているキャピタルゲインの課税繰り延べを、国境を越えた合併にも拡大適用することを提案する。政府が対日投資の促進に本腰を入れて取り組んでいるのであれば、日本企業との合併における通貨としての外国株式の無差別待遇は、政府がとるべき最も重要な政策ステップである。



## 提言の要旨（続き）：

### EBC Tax Committee Member Companies

Aventis Pharma  
BASF Japan  
Bayer  
Chanel  
Dalpayrat Foreign Law Office  
Haarmann, Hemmelrath & Partner  
Henkel Japan  
KPMG Tax Corporation  
Loyens & Loeff/Loyens & Volkmaars  
Mazars Japon  
Nippon Boehringer Ingelheim  
Novartis Pharma  
Philips Electronics Japan  
PricewaterhouseCoopers  
Sonderhoff & Einsel  
Deloitte Touche Tohmatsu

#### ■ 連結納税

- 提案 1. 連結できるのは全額出資子会社のみという要件は、50%出資まで下げるべきである。また、グループが連結を望む場合のすべての全額出資子会社の連結の義務付けを廃止すべきである。
2. 連結グループに加入する企業の連結納税適用前の欠損金額の繰越控除を認めない規定、ならびに、連結グループに加入する企業の資産の時価評価課税の義務付けを廃止すべきである。
3. 連結に地方税を含めるべきである。

現在の状況 進展なし。上記の制限があるため、日本の連結納税制度は日本国内の法人納税者間でまだ十分にまたは活発に利用されていない。

#### ■ 有限責任パートナーシップ（「LLP」）

提案 有限責任パートナーシップ（「LLP」）に対する制限は、投資手段としてのLLPの利用をきわめて複雑化させるため、EBCは制限の見直しを要求する。

現在の状況 EBCは、2005年8月1日から利用可能になった新しいLLP制度におけるパートナーに関する透明性ある課税についての新規則を歓迎する。これにより、企業レベルと投資家レベルでの二重課税を回避できる。欠損金は企業体に「しまい込まれ」ず、投資家に割り当てられるため、期限切れにさらされにくくなる。しかし、2005年4月からの新しいパートナーシップ課税規則は、源泉徴収義務と様々の欠損金制限を課している。法人税の規則は資産の非課税現物出資や含み益の繰越を認めているが、LLPへの出資については目下そうした便益は提供されない。

#### ■ 移転価格

- 提案 1. 移転価格査定は、秘密の比較情報の使用にも、納税者がアクセスできない情報にも基づくべきではない。さらに、税務調査のための移転価格算定方法と、事前価格確認のために使用される移転価格算定方法との間には整合性があるべきである。
2. 日本市場の特殊な特徴にあまり重点を置くべきではない。

現在の状況 限られた進展。税務当局は依然、納税者が製品や機能の類似性を確認しにくい秘密の比較対象に基づいて移転価格査定を行っている。しかも、税務調査に秘密の比較対象を用いることは、株式公開会社の企業レベルの収益性が一般に使用される事前価格確認制度の移転価格算定方法と整合していない。移転価格算定方法適用面のこの不整合は、納税者が直面する困難を増大させている。

#### ■ 租税条約

提案 EBC税制委員会は、すべての欧州諸国との租税条約を改正するよう日本に促す。EBCは、改正日米租税条約の場合のように、ロイヤルティ、適格配当、利子についての源泉徴収税免除を盛り込んだ新しい租税条約を歓迎する。

現在の状況 日本は目下、オランダ、スイス、フランスと租税条約の再交渉を行っており、英国とは新条約の調印が間近となっている。

## 提言の要旨（続き）：

### ■ 新会社法第821条 / 擬似外国会社

**提案** 正式に登録された日本支店をもち、法律を守り税金を支払っている外国企業が悪影響を受けることのないよう、会社法821条を改正すべきである。

**現在の状況** 新たな問題。今年に入って唐突に導入された会社法821条は、日本で活動する多くの欧州企業の経営構造を違法としかねない言い回しとなっているため、深い懸念を呼んでいる。法制の思いがけない変更起因する急な再法人化は、新しい法人への資産と従業員の移転によって誘発される多大の税制面の含みをもつことになるだろう。EBCは、こうした懸念が国会の質疑応答と、6月に参議院法務委員会によって法案に附帯された決議に反映されたことを評価する。この決議は、「同条は……既存の外国会社及び今後の我が国に対する外国会社を通じた投資に何ら悪影響を与えるものではない……（また）……外国の事業体に対し、特定の形態を制限し又は要求する趣旨のものではない」と述べている。「会社法第821条については、本法施行後における外国会社に与える影響を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討すること」という文言は、821条の早期修正を達成するための欧州企業と日本政府間の建設的な対話継続に門戸を開くものである。

### ■ 外形標準課税

**提案** 現行の外形標準課税制度を改正すべきである。

**現在の状況** 進展なし。資本や人件費等、利益以外の基準が法人事業税の一部となり、資本金1億円超の企業に適用されている。そうした税金は外国直接投資を減退させ、支払能力に応じた課税という原則に反する基準の使用を廃止する方向へ向かっているグローバル・トレンドに逆らうものである。新しい外形標準課税制度は企業に大きな管理上の重荷を負わすものであり、一般に外国企業は日本での所得に関して完全な外国税額控除を受けられなくなる。

### ■ 欠損金の繰越

**提案** 税務上の欠損金は、現行の7年限度ではなく、無限に繰越せるようにすべきである。

**現在の状況** 限られた進展。過去10年の大半の期間、日本の企業は厳しい経済環境におかれてきた。EBCは日本政府に対し、すべての損失についての十分な救済を確保できるように企業を支援することによって日本のビジネス・投資環境を改善するために可能なあらゆる手を打つよう要望する。欠損金の繰越期間は、2001年度以降の会計年度に生じる欠損金については先頃5年から7年に延長されたとはいえ、EBCは、他のほとんどの先進工業国ではこの期間がはるかに長く、時には欠損金の繰戻しや、往々無期限の欠損金の繰越しが認められていることを承知している。

### ■ ストック・オプション

**提案** 国税庁は、OECDが取り上げている問題である二重課税のおそれをなくすため、外国ストック・オプション所得の税制上の扱いを明確化すべきである。

**現在の状況** 若干の進展。ストック・オプションを行使して得た利益が「給与所得」に当たるとする2005年1月25日の最高裁判決は、当該株式が日本企業のものであるか海外の外国親会社のものであるかにかかわらずなく、ストック・オプション・プログラムの課税に関する問題を解決するものである。この結果、二重課税のおそれをなくすことが最後に残る未解決の問題となっている。



# 金融サービス

資産運用  
銀行業務  
保険

## 資産運用

### 提言の要旨：

#### ■ 規制当局の一本化

- 提案** 日本は資産運用業務に適用される規則・規制を2007年実施予定の新しい投資サービス法のもとで整合化すべきである。新法は、既存の2法（投資信託法と投資顧問業法）を一本化し、市場の一貫性と効率性をさらに促進する絶好の機会を提供する。近年における規制環境の潜在的に最も重要な変革として、EBCは、このプロセスがオープンであるべきであり、かつ外国企業の見解が適切に考慮に入れられるべきであると考えている。
- 現在の状況** 進展なし。投資信託運用業務と投資顧問サービス業務は実質的にあまり異ならないとはいえ、これらの業務は、別個の認可要件、申請要件、顧客への開示要件を有する別個の法律によって規制されている。

#### ■ オフショア・ファンドの販売とサービス

- 提案** 日本で業務を行う認可をすでに受けているすべての投資顧問会社に対しては、この業務分野に係わる追加的認可を申請することなく、オフショア商品のプロモーションに適用される共通の規則群が、適用されるようEBCは提案する。
- 現在の状況** 進展なし。日本で系列会社の商品の販売をサポートすることを望む資産運用会社は、金融庁と関東財務局に兼業の認可を申請しなければならない。こうした認可は範囲が限られており、資産運用会社は系列会社のオフショア商品のマーケティング面で積極的アプローチをとることができない。

#### ■ 認可制度の一貫性と透明性

- 提案** EBCは、申請プロセスにおける一層の一貫性と透明性を確保するため認可制度の見直しを行うよう日本政府に要望する。認可、申請、顧客への開示に関する規制要件は、金融庁、財務省の各財務局、投資信託協会（JITA）、日本証券投資顧問業協会（JSIAA）の間でさらに整合化されるべきである。重複した規制機能にからむ規制の重荷は、資産運用セクターにおける効率的な事業運営を妨げ、消費者にとって不利益となる。
- 現在の状況** 進展なし。金融庁/財務省理財局は、申請者が行うことのできる兼業の種類を規定・公表することに難色を示してきた。根本的なビジネスの目的が企業間でさほど異ならないにもかかわらず、提出される申請の範囲によって、受ける認可は企業によりまちまちとなる。

#### ■ 純資産価値計算

- 提案** 作業の重複を避けるため、日本国内の投資信託の場合、純資産価値（NAV）計算は、効率および消費者保護目的で受託者によってのみ行われるべきである投資信託協会の投資信託NAV計算規則は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）の勧告と、日本の投資信託以外のファンド構造において機関投資家によって使用されている計算法に従う形に明確化すべきである。
- 現在の状況** 日本では、すべての投資信託のNAVが2度にわたって計算される。受託者によって1度計算されてから、資産運用会社によって再び計算される。NAV計算規則のあいまいさは、同じベンチマークによって類似した資産を運用している会社間でのNAVの相当のばらつきをもたらす。

## 背景：

### EBC Asset Management Committee Member Companies

ABN AMRO Asset Management  
AXA Rosenberg Investment Management  
Baring Asset Management  
BNP Paribas Asset Management  
Credit Agricole Asset Management  
Credit Suisse Asset Management  
Fortis Investment Management  
Gartmore  
HSBC Asset Management  
ING Mutual Funds Management  
PCA Asset Management  
Pictet Asset Management  
Schroder Investment Management  
SG Asset Management  
UBS Global Asset Management

### 規制環境

社会保障制度の財政基盤が日増しに弱体化する中、日本ではプールされた資産の専門的資産運用がますます重要性を増しつつある。出生率が史上最低水準となり、団塊の世代が定年を迎えつつある中では、税基盤の潜在的拡大を伴う揺るぎない景気回復でさえ、財源減少傾向を逆転させる公算は薄い。そうした中、金利は長期にわたって史上稀に見る低水準にあり、伝統的な銀行預金（または郵便貯金）口座への貯蓄に対する強力な選好から、より高収益が期待できる商品への投資意欲増加へ向かう明確なシフトを市場で生み出している。ますます複雑化する市場で専門的顧問サービスや革新的なサービスを提供することで、グローバルな専門的資産運用会社は経済全体における、より効果的な資金配分に貢献しうる。EBCは、日本政府がグローバル資産運用会社の活動を不当に抑制することによってこのトレンドを阻止するのは逆効果だとみている。運用会社が顧客に費用効果的なサービスを無差別に提供できるようになるよう、規制環境を改善する必要がある。

EBCは、リスク、リスク許容度、投資成果、収益履歴、流動性、手数料、関係者取引の明確で意味ある開示をサポートする消費者志向の開示ガイドラインに基づいた、よりマクロ・レベルからの日本の資産運用セクターの規制監督へのアプローチを支持する。EBCは、他の諸国では、様々の投資家のために同種資産のより広範囲のプーリングを推進する継続的措置がとられていることを承知している。これは数多くの有益な効果をもたらしてきた。すなわち、運用管理下のファンドの大幅な増加、最終投資家にとってのコスト削減、すべての投資家の平等且つ公平な取扱いの推進、資産運用サービス提供業者の数の大幅増加ならびにその結果としての競争激化および個人投資家にとっての選択肢拡大などである。

### 資産の効率的運用の奨励

明るい材料として、EBCは、資金の運用を認可投資顧問会社に委託することを新設の日本郵政公社に認める2003年7月に制定された法律を歓迎する。これは、認可投資顧問会社の専門知識を利用することを法律で禁じられていた日本最後の大規模投資プールだった。EBCは、専門的な投資顧問サービスの効果的な利用について郵政公社と情報交換を行うあらゆる機会を歓迎する。またEBCは、2005年10月から個人投資家への投資信託販売サービスを開始するという郵政公社の決定を歓迎する。郵政公社の全国ネットワークの規模と浸透度からすると、これは国内ミューチュアルファンド市場のさらなる拡大に大きく貢献すると期待される。

しかしながらEBCは、投資の効率的な運用を奨励するために日本がなすことはまだたくさんあると感じている。資産運用会社が行うことのできる証券の種類に関する規則は、ある種のヘッジファンドやその他の投資資産を含め、他のグローバル市場よりもはるかに制限的である。

EBCは、申請プロセスにおける一層の一貫性と透明性を確保するために認可制度の見直しを行うよう日本政府に要望する。金融庁 / 財務省理財局は、申請者が行うことのできる兼業の種類を規定・公表することに難色を示してきた。根本的なビジネスの目的は企業間でさほど異ならないにもかかわらず、提出される申請の範囲によって、受ける認可は企業によりまちまちとなっている。このような規制一貫性の欠如は、規制環境のしかるべき中立性を疑わせ、非遵守に対する不安から、企業が新しいビジネス・チャンスを追求することを困難にしている。

純資産価値（NAV）計算の明確化についても一層の進展が求められている。投資信託委託会社と、投資信託資産を保有する信託銀行はかねてから、ファンドの純資産価値を両者が別々に計算する義務があると感じてきた。「二重NAV計算」は法律で明示的に義務付けられてはいないにしても、である。こうした作業の重複は、日本のファンド・マネジャーに相当の付加コストをもたらす、そのコストは最終的に消費者の負担となる。NAV計算で使用される通貨交換率に関する投資信託協会規則のあいまいさは、NAVおよびパフォーマンス計算の相当のばらつきをもたらす。

# 銀行業務

## 提言の要旨：

### ■ ファイアーウォール

提案

日本の金融市場の完全な自由化を達成するために、日本政府は証券取引法第65条を廃止すべきである。同じ金融グループに属する会社は、バーチャルな持ち株会社内の同じ屋根の下に共通の職能的権限を集結することを最低限認められるべきである。系列会社は、共通の顧客に関する情報を共有することを認められるべきである。顧客カテゴリーを簡略化すべきである。

現在の状況

進展なし。ファイアーウォール規制は、証券会社と銀行その他の金融サービス業の間の不公正な取引を防止するためであるとされている。日本の厳格な規制は、統合リスクマネジメントを求める欧州規制当局の要求とは調和せず、効率的なグループ管理を目指す国際金融業界内の取り組みとは著しい対照をなしている。リテール分野では銀行と証券会社間のファイアーウォール規制を緩和する措置がとられているものの、それらは、日本の金融市場の完全な自由化を目指したものでなければ、日本における統合された金融業界の確立を目指したものでない。

### ■ 信託銀行業務

提案

日本は、日本にある外国銀行の支店が信託業務と銀行業務に同時に従事できるようにするため、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の第1条を改正すべきである。

現在の状況

進展なし。日本の都市銀行は2002年以降、信託業務と銀行業務に同時に従事することを認められている。こうした改革は外国銀行の支店には適用されない。2004年11月に国会を通過した信託業法改正は、信託に預けることのできる財産の種類を拡大するとともに、信託業に従事できる法人の種類を拡大した。こうした改革は外国銀行の支店には適用されない。金融庁は日本の都市銀行と同じ権利を外国銀行に認める規制改正に着手することを検討してきたが、まだいかなる措置も設けていない。

### ■ 規制環境

提案

規則と規制をより一貫性をもって適用すべきである。様々の規制当局と自主規制機関の間の機能の重複をなくすべきであり、こうした種々の機関への報告要件の全体的な重荷を軽減すべきである。現行の重複した検査の過剰な管理上の重荷を避けるため、金融庁、証券取引等監視委員会（SESC）、東京証券取引所（TSE）、日本証券業協会（JSDA）、財務省、日本銀行によって実施される検査の目的、手続、法的制裁措置を明確化し、一貫した文書に記載すべきである。

現在の状況

若干の進展。日本では、多数の規制当局が金融サービス機関の定期的管理を実施する。EBCは、最近、日本の多くの規制機関が、重複した検査の数の削減を目指す動向にあることを歓迎する。責務のさらなる合理化と、一般慣行としての検査の目的と手続の透明性確保は、検査と監視の信頼性と効率を向上する上で必要不可欠である。

## 背景：

### さらなる改革の必要性

日本の景気回復は、このところの金融セクターの活性化に負うところがきわめて大きい。政府は、金融システムをきわめて長期にわたって苦しめた銀行の不良債権比率を大幅に低下させる面できわめて重要な役割を果たした。世界最大の金融機関である郵政公社の民営化も、郵政公社がこれまで享受してきた強みが排除されるなら競争増大への道が拓かれる可能性があるため、やはり歓迎すべきニュースである。EBCは、国内外を問わず民間プレーヤーの参加増大こそが金融セクターのさらなる成長を刺激し、経済全体における、より効果的な資金配分に貢献すると確信している。したがって、2005年9月の第163回国会冒頭の総理所信表明演説で表明されたとおり、小泉首相が民営化計画を日本政策投資銀行、商工中金、国際協力銀行といった他の政府系金融機関にまで拡大することを確約していることは心強い。

とはいえEBCは、これまでに行われた改革が、国内プレーヤーが従来の不首尾を克服する手助けをするために詭えられた、おおかた是正的な措置だったと感じている。規制改革はこれまで、リテール銀行のニーズを満たすことにあまりにも主眼が置かれ、金融セクター全体については、あまりにもわずかのことしかなされてこなかった。日本における金融サービス・プロバイダに対する無用な制限を排除し、外国の会社と国内の会社との間の待遇格差を解消し、規則と規制の適用面の透明性と一貫性を確保するため、さらなる措置がとられなければならない。

### 国際競争力の促進

さらなる改革を通じてこそ、日本の金融サービス業界は世界市場における地位を回復し、ひいては日本の消費者、産業界、機関投資家に十分に競争力のある金融商品群を提供することができるようになるとEBCは確信している。国内市場でグローバル・マーケット・リーダーと競い合うことは、業界が新商品を開発し国際競争力を獲得することを目指す最高の刺激となる。そのためには、グローバルな金融グループが日本に本格参入できるようにすることが必要不可欠である。

これにからみ、EBCはとりわけ、銀行が証券業務を行うことおよび証券会社が銀行業務を行うことを禁じている証券取引法第65条の撤廃を改めて要望する。金融サービス機能を分離しているファイアーウォール規制は、日本における統合された金融業界の実現を人為的に阻んでいる。こうした障壁は、ほとんどがユニバーサルな銀行グループの一員である欧州の金融業各社にとってとりわけ不利なものとなってきた。利害の対立と顧客保護は、諸外国の金融市場で行われてきたとおり、業種分離ほど制限的でない規制を通じて対処可能である。

EBCは、銀行と証券会社に共通のリテール・スペースを共用することを認めた改革や、銀行に証券会社の代理店となることを認めた改革が、銀行業と証券業を隔てている業務上のファイアーウォールの合理化にあまりつながっていないことに失望している。EBCは、銀行業と信託業に同時に従事することを日本の市中銀行に認めた改革が日本にある外国銀行の支店に適用されないことにも同様に失望している。2004年11月に国会を通過した信託業法はこの差別待遇を解消しない。

2005年6月に国会を通過した新会社法の第821条も、外向きの国際競争力ある金融市場の確立にかけ日本政府の本気度を疑わせる。821条は、いわゆる擬似外国会社が日本で継続的に取引を行うことを禁じている。しかし、外国証券会社は、財務省/金融庁の完全な了解の下、ファイアーウォール規制を守るためにおおかたこうした形で設立されてきたのである。EBCは、政府が今やこの状況を理解していることを心強く思うとともに、既存・新規両方の外国からの参入者にとっていまだに残る法的あいまいさを取り除くため、2006年の実施前に821条を改正することによって、この法案に附帯された決議に政府が従うものと信じている。

最後として、パーゼルIIの実施は、最低所要自己資本、監督上の検証、市場規律をグローバルなベスト・プラクティスにあまねく準じたものにするによって、日本が国際金融市場における地位を向上させる良い機会を提供するだろう。

### EBC Banking Committee Member Companies

ABN AMRO Bank  
ABN AMRO Securities (Japan)  
Banca Intesa  
Barclays Bank  
Barclays Capital Japan  
BNP Paribas  
BNP Paribas Securities (Japan)  
Calyon Capital Markets  
Commerzbank  
Deutsche Securities  
Dresdner Bank  
Dresdner Kleinwort Wasserstein  
HSBC  
ING Bank  
Orrick, Herrington & Sutcliffe  
Rabobank Nederland  
RBS Securities Japan  
Societe Generale Securities  
Standard Chartered Bank  
Swedbank





For more information, contact:

**Ms. Susie Dale**  
Chair, Insurance Committee  
(Senior Advisor to Chief Actuary,  
Credit Suisse Life Insurance Co., Ltd.)

c/o Credit Suisse Life Insurance Co., Ltd.  
Shinjuku First West 10F  
1-23-7 Nishi-Shinjuku,  
Shinjuku-ku, Tokyo  
〒160-8835 JAPAN  
Phone 03-6911-9377  
Fax 03-6911-9220

# 保険

## 提言の要旨：

### ■ 銀行を通じての保険商品販売

**提案** 金融機関を通じての保険商品の販売に対する残りすべての制限を撤廃すべきである。

**現在の状況** 大幅に進展。銀行チャネルを通じての販売の部分的規制緩和は2005年12月から実施されることになっており、銀行が販売できる商品範囲が特定の保険料一時払い貯蓄商品を含む方向へ拡大される。全面的規制緩和は2007年末までに実施される見込みである。EBCは規制緩和に対する日本政府のコミットメントを歓迎するが、改革のペースの遅さや、部分的規制緩和に伴う多数の販売慣行制限には失望している。

### ■ 郵政民営化

**提案** 日本郵政公社の民営化は、市場に公平な土俵を確保するような形で実施されるべきである。EBCは、赤字事業の内部相互補助を防止するため、日本郵政公社の簡保・郵貯・郵便事業を独立した民営化組織へと完全に分離することを推奨する。日本郵政公社の簡保事業は、民間保険会社と同じ自己資本、ソルベンシーマージン、税金、契約者保護基金拠出要件を適用されるべきである。新しい事業を内部相互補助する目的で日本郵政公社が既存市場における独占的地位を利用するのを防止するため、適切な競争保護措置が確立されるまで、日本郵政公社が事業を拡張する能力に厳しい制限を課すべきである。

**現在の状況** 大幅に進展。本稿執筆時点では、郵政民営化法案は間もなく国会を通過する見通しで、郵政公社は4つの別個の事業体（郵便事業、郵便貯金、簡易保険、窓口サービス）に分割され、そのすべてに法人課税ならびに民間企業に適用される規則・規制が適用されることになる。実施は2007年10月からとなる。しかし、事業を拡大する郵政公社の能力についての詳細は依然不明である。

### ■ 契約者保護

**提案** 日本政府は、生保および損保セクターにおける契約者保護機構への事前資金拠出にからむ大きな財務的負担を軽減する方法を検討すべきである。EBCは、特定の商品種目の経済性と契約者にとっての潜在的リスクを考慮に入れた計算方法を用いる事後資金拠出制度の導入を希望する。この制度によって契約者が保護される会社だけが拠出を義務付けられるべきである。とりわけ、分離勘定商品は再検討を必要とする。基本的に、消費者保護を確保する最善の方法はマクロ・レベルの監視を通してであるとEBCはみている。

**現在の状況** 若干の進展。EBCは、金融庁による保険業界の健全性の監視強化や、事後資金拠出契約者保護制度の調査へのコミットメントに注目している。現行制度下の実効負担は2006年度以降軽減することになる。とはいえ、これは構造的な解決法ではなく、EBCは金融庁に対し、会社が破綻した場合に契約者保護を確保する、より持続可能な手段を策定するよう要望する。

### ■ 変額商品の責任準備金積立方法

**提案** 保険料積立金と危険準備金の積立方法とソルベンシー計算は、海外で開発されてきた会計手法を考慮に入れて、変額商品の独自の特徴と多様性を反映するよう改定すべきである。各商品のリスクを正確に反映する必要がある、また、ヘッジ手段や再保険等によるリスクマネジメントが適切に斟酌される必要がある。その狙いは、リスクマネジメントの改善とさらなる商品イノベーションである。とりわけ、代替的方式についての10%乖離幅制限を撤廃すべきであり、また、全面的な確率論的モデリングで内在するリスクを反映することを認めるよう、規則を修正すべきである。

**現在の状況** 限られた進展。金融庁は、代替的方式を通じての確率論的モデリングの許容を始めたとして、こうした商品の特徴をより良く反映する新しい規制を導入した。しかしながら、代替的方式に適用される厳しい制限は、この方式が狙いどおりに機能することを妨げる。全体的アプローチは、市販商品のリスクの広範さを反映していない。

### ■ 商品承認手続

**提案** EBCは金融庁に対し、商品およびプライシング承認手続きの効率とフレキシビリティを高めるよう要望する。短期的には、事前商品承認制度を合理化し、より迅速、より高頻度、かつより革新的な商品開発ができるようにする必要がある。長期的な目標は、例えば「保険料率届出使用制」などによって、障壁を取り除くことである。

**現在の状況** 限られた進展。一部の損保企業物件について届出制へ移行したことは一歩前進だった。とはいえ、すべての生保および大部分の損保商品は、発売前に規制当局からの事前承認をまだ必要とする。申請の「窓」は限られており、保険会社は往々、新商品の承認申請を待つことを強いられる。これはコストを増大させ、事業計画を困難にする。

### ■ 企業代理店販売

**提案** EBCは、企業代理店の販売できる商品を制限しているいわゆる構成員契約規制を撤廃し、代理店自体（または系列会社）に保険契約を販売する企業代理店に手数料を支払うことを生保会社に認めるよう求める年来の要望を引き続き訴える。

**現在の状況** 損保会社にはこの規制がなく、代理店自体（または系列会社）に保険契約を販売する企業代理店に正規の手数料の最高50%を支払うことを認められている。同じ手数料支払規則が生保会社にも認められるべきである。

### ■ 共済

**提案** 生保市場に公平な土俵を実現するため、共済団体の共済事業に、民間保険会社と同じ自己資本、ソルベンシーマージン、課税、契約者保護基金拠出要件を適用すべきである。共済は民間保険と同じサービスを提供するのであるから、保険業法や金融庁の監督を含め、すべてに同一の法律・規制要件を適用すべきである。

**現在の状況** 若干の進展。いわゆる「無認可共済」を金融庁の一定の監督下に置くため、先頃保険業法が改正された。EBCはこの第一歩を歓迎するが、共済にまだ民間保険者と同じ規則・監督が適用されていないことに変わりはない。特別法のもとで規制されているJA共済、県民共済、全労済といった共済は、先頃のこの改革の対象外となっている。



# 運輸・通信

航空会社  
海運  
電気通信サービス  
電気通信機器

# 航空会社

## 提言の要旨：

### ■ 料金設定と販売

**提案** 日本の当局は、航空会社がインターネット販売を含め消費者に直接、透明性あるやり方で市場競争力のある正味運賃を提供できるよう、日本における航空券の販売、航空運賃の設定、航空運賃の決済を規制緩和すべきである。EBCはまず何より、体系への、より広範囲の事前購入運賃の段階的導入を推奨する。最終的には、料金設定認可に簡単な届出後使用制を導入すべきであり、IATA旅行代理店を通じて販売される市価運賃についての正味送金額の直接振替に対する制限を撤廃すべきである。

**現在の状況** 進展なし。日本における航空旅行の料金設定・販売メカニズムは相変わらずきわめて非効率的である。多数の制限が依然として、消費者への直接販売の発展を妨げている。これは、国内線や欧州以外への国際線（とりわけ米国行き）よりも欧州行きの航空旅行について殊に言える。これは世界のほぼすべての国々における慣行に反し、消費者に不利となるものである。EBCは、そうした制限や差別待遇に何ら正当性を見出せない。

### ■ 空港インフラ

**提案** 成田空港の第2滑走路はできるだけ早急に2500 mに延長すべきであり、また既存施設をより効率的に使用すべきである。羽田空港を定期国際便に無差別に開放し、成田での1時間当たりの発着便数を増加し、成田の2つの滑走路の発着枠をプールすべきである。東京西部の横田基地の空域管制権が2009年に日本に返還された暁には、基地を民間航空に開放することも検討すべきである。

**現在の状況** 進展なし。2002年の成田第2滑走路オープンは、マーケット・アクセスに好影響を及ぼしてきた。ただしこの滑走路は大型航空機を受け入れられるだけの十分な長さがない。EBCは、延長工事の準備が早くとも2009年までは整わないことに失望している。

### ■ 高コスト

**提案** 日本政府は、日本における航空輸送にからむコストを50%削減するよう努力すべきである。空港当局から課せられる法外な着陸料、航空援助施設利用料、共用施設・設備使用料は大幅に引き下げられるべきである。

**現在の状況** 若干の進展。日本における施設・設備使用料に関連した絶対コストは、依然世界最高のままである。そうした中、昨年の成田空港民営化が着陸料引き下げにはずみをもたらしている状況をEBCは喜ばしく思う。EBCは、成田国際空港株式会社、IATA、国際航空各社の間でこの件について目下交渉が行われていることを歓迎する。

### ■ 新しい航空保安対策の効果的実施

**新しい提案** 新しい航空保安対策を導入する際には、政府は透明性あるプロセスと効果的な実施を確保すべきである。外国航空会社は対応を図る時間を必要とするし、また、課せられる付帯費用を回収することを認められなければならない。要件が各国の個人情報保護法に抵触しないことを確保することに最大限の配慮が払われなければならない。プロセスを促進するため、英語での技術文書提出を認めるべきである。

### 経営環境：概観

国際航空輸送は日本経済においてきわめて重要な役割を果たしている。残念ながら、制限的な料金設定および販売メカニズム、高い経営コスト、低開発のインフラが、日本市場で効率的に活動する航空各社の能力を不必要に妨げている。旅客数が減少し、航空各社は経営効率の改善に鋭意取り組んでいる。こうした状況を考慮して、EBCは日本政府に対し、航空輸送施設および規制インフラの近代化のためにとりうるあらゆる措置をとるよう要望する。インフラを改善し、料金設定面の一層の自由化を図り、着陸料・使用料等を引き下げたこと、国際航空会社は、2008年までに日本を訪れる旅行者数を倍増させるという日本政府が表明した目標に貢献できるであろう。

### 料金設定・販売メカニズムの規制緩和

日本では航空券の販売、航空運賃の設定、航空運賃の決済が依然厳しく規制されている。航空会社は、航空券やその他の航空関連商品/サービスを透明性ある形で消費者に直接販売するための手段が限られている。日本では航空会社は、日本行きまたは日本発の国際旅行の運賃をIATAが公式に認可した価格で、または団体旅行の場合は国土交通省が定めた、より低い価格で、広告・販売することしか認められていない。IATAが定めた価格は現在の市況を正確には反映していないため、ほとんどの個別航空券運賃は、公認旅行代理店を通して販売される再パッケージされた団体割引運賃となっている。専属代理店や提携旅行会社を通して事実上独自の直接販売チャンネルを設けうる規模の経済を有しておらず、したがって最終的な消費者価格に対して限られた統制力しかもたない欧州の航空会社にとって、こうした状況は不利である。

### インフラ、発着枠不足、スロット配分

EBCは依然、旅客量の多い関東地方の航空輸送セクターの全体的インフラについて懸念している。成田の施設は日本の主要な国際玄関口としてのその役割に釣り合っておらず、施設の使い方も非効率的である（たとえば、1時間当たりの発着便数を制限することや、2つの滑走路に別々に発着枠を配分すること）。2500mへの第2滑走路の必要不可欠の延長は早くとも2009年までは完了せず、また、羽田は依然、定期国際便には利用できない。EBCは、公平かつ効果的な発着枠の使用法、都心へのアクセス、国内便・国際便間の乗り換え可能性を念頭に置いて、関東地方における航空インフラの使用法について現行の政策を無条件に見直す潮時だとみている。さらに、新規発着枠の逼迫を緩和するため、横田基地の空域管制権が2009年に日本に返還された暁には、都心の新宿からほんの25kmのところにある横田基地を民間航空に開放することも検討するようEBCは日本政府に促したい。EBCはさらに、日欧間の経済交流拡大および米国と欧州の航空会社間の一層平等なスロット配分達成を視野に入れた効率改善へ向け、成田で採用されているスロット配分方法を見直すよう提言する。

### 事業運営コストの削減

日本の主要国際空港で事業を行う航空会社はかねてから、法外な着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、港湾荷役料の支払を義務付けられている。こうした料金は日本における航空輸送コストを世界一高いものにしてしている。新たに民営化された成田空港の経営陣によって着手されたコスト引き下げの取り組みを歓迎する一方で、EBCは日本政府に対し、料金全般の引き下げへ向けての取り組みを継続するよう要望する。

### 新しい航空保安対策

セキュリティは今や、全世界の空港業界にとっての主要関心事となっている。EBCは、航空保安向上に全力を傾けており、日本政府に対し、その目標実現へ向けて取り組む真の機会を欧州航空会社に提供するよう要望する。2005年4月、航空各社はきわめて急な通告により、付加的航空機保安対策の採用を義務付けられたが、さらに難儀なことに、航空各社はこの新たな費用を回収することを認められていない。欧州の航空会社は、目下検討されている事前旅客情報システム（APIS）が欧州の個人データ保護法に抵触するおそれがあり、したがってその導入に問題があることも懸念している。すべての技術文書の翻訳義務付けも日本独自の問題であり、これは要求事項の変更を一層面倒にする。

# 海運

## 提言の要旨：

### ■ 港湾開発

**提案** 日本政府は、港湾開発構想に関する意見交換に欧州その他の外国船会社を参加させるべきである。

**現在の状況** 欧州の船会社も加盟している外国船舶協会は、日本に出入りするコンテナ輸送全体の約60～65%を担っている。日本の港湾を経由するこうした輸送量は、国際経験と相まって、国土交通省にとっての優れた専門知識供給源となるはずである。コンテナ輸送はグローバルな事業であり、国際経験が大きくものを言う。欧州の海運会社は、国土交通省と定期的に会合を開き相互努力により生産性と効率を向上させる機会について検討する機会を歓迎する。日本の港湾コストは国際的な標準に比べ依然高いが、そうしたコスト構造の改善は間違いなく重要であり、日本の産業を幅広く助けることになるだろう。

### ■ ターミナル事業

**提案** 日本政府は、新しい競争的なターミナル事業の設立〔船会社自身によって所有されるものを含む〕を支援すべきである。許可ベースの法的枠組みが設けられているが、その実際の適用面の一貫性を促進するには、国土交通省側の一層の指導力が必要とされる。

**現在の状況** 限られた進展。免許制は「許可制」に代わり、国土交通省も申請を受領後2ヶ月以内に処理することを約束したが、労働者保有基準等その他の要件は、日本における港湾サービスの競争市場発展を妨げ続ける。これまでのところ、日本で自社のターミナルを直接運営管理している外国企業はない。

### ■ 港湾荷役サービスの競争入札

**提案** 公開入札による競争入札が支持されるべきである。

**現在の状況** 進展なし。2000年11月に実施された港湾運送事業法の新改正は、複数の港湾荷役会社と内密の料金で下請契約を結ぶことを特に禁じていないものの、現実には、独立した競争入札の概念は日本ではあり得ない。

### ■ 港湾事業監督面の透明性

**提案** 日本の港湾事業の監督は、透明、効率的且つ公正であるべきであり、日常的業務問題は監督対象とみなされるべきではない。

**現在の状況** 日本港運協会（JHTA）は依然、港湾運送事業面で巨大な裁量権を振るっている。事業の変更を行いたい船会社は、JHTAからの承認を必要とする。承認プロセスは透明性を欠いており、船会社が競争的・代替的な港湾サービスを追求する機会を事実上奪っている。

**概観**

国際海運は、日本のビジネス・インフラの必要不可欠な要素であり、国際海上貨物輸送のコストは、日本の輸出産業の競争力に直接的影響を及ぼす。

日本における海運サービスの提供にからむコストは、世界最高レベルであることが広く認められている。EBCは、日本のビジネス・インフラの改善を目指した改革が、港湾労働慣行の自由化、港湾関係業種・団体間の競争強化、事業運営面のフレキシビリティの促進にあまりつながっていないことに失望している。スーパー中枢港湾等の構想は目に見える改善をまだもたらししていない。

高いコストのツケは、最終的に日本の輸出入産業に回され、積み替えサービス提供面で、アジア地域における日本の港湾の競争力を蝕む。韓国と中国ははるかに競争力あるサービスを提供しており、海運ビジネスの大部分を日本から奪い去ってきた。こうした状況は、生産を海外へ移す日本の産業界の傾向によっていっそう悪化している。日本から海上輸送される貨物量はここ2、3年間加速的に減少している。日本の競争力を回復するためには、日本政府は、港湾運送事業の競争強化の促進により海運サービス提供にからむコストを削減するさらなる措置を実施することが肝要である。

**日本の港湾運送事業の競争促進**

かねてから憂慮されていながら、2000年の港湾運送事業法改正でも扱われなかった事柄の1つは、日本港運協会（JHTA）の強大な影響力にまつわるものである。JHTAは船会社を除くあらゆる主要港湾運送事業者で構成されている。雇用の削減や、労働条件の悪化につながりかねないすべての変更は、JHTAからの承認を必要とする。

「事前協議」と呼ばれるプロセスを通して、JHTAは船会社事業の変更申請を審査し、労働組合その他関係者との協議を経て最終判断を下すが、申請者である船会社は、その判断を受け入れることを事実上強いられている。取り扱われる案件の範囲は、本船の代替などきわめて軽微な内容のものから、船会社グループの新設に由来するターミナル等の事業運営面の変更など重要なものまで、多岐にわたっている。

大小の問題を多数抱えた事前協議制にからむ大きなトラブルを船会社がこのところ報告していないのは喜ばしいこととはいえ、1997年に設けられたいわゆる「三者協定」に基づいて船会社がJHTAの裁定への異議を国土交通省に申し立てるときこそ、真価が問われることになるだろう。

主な不安材料は、事前協議制全体が透明性を欠いており、港湾サービスの競争入札を船会社が目指すのを阻む手段をJHTAとその会員に事実上与えているという点である。

その結果、日本の港湾コストは依然世界で最も高いレベルにある。日本政府はこの問題を十分に認識しているが、日本の港湾運送業界における有意義な競争を促進することにまだ本腰を入れていない。最終的に船会社は、JHTA等の団体からの不当な影響力から解放されて、競争原理に基づいて港湾サービスを獲得できるようになるべきである。

**カポターゲット**

外国海運会社は、日本船籍の船舶と同様、日本において自社の船舶で自社の海外貨物を積み替えることを認められるべきである。外国海運会社に同じ権利を認めることは、こうした貨物を日本以外の国で積み替える必要性を低下させることになるため、日本の利益となるだろう。



# 電気通信サービス

## 提言の要旨：

### ■ 固定電話網との相互接続とユニバーサルサービス

**提案** NTTの接続料から除外されることになっているNTSコスト（通信量に依存しないコスト）は、ユニバーサルサービス基金（USF）によって補填されるべきではない。

**現在の状況** 後退。NTTの接続料からNTSコストを除外するという決定の効果は、ユニバーサルサービス制度の見直しなどその他の政策によって弱体化されている。NTTは、NTSコストを段階的に除外するのに5年という非常に長い期間を与えられている。EBCは、接続料の段階的見直しに3年以上を費やすべきではないと考えている。

さらに懸念されるのは、USF発動の主な目的が、NTSコストの補填であると考えられる点である。このことは、接続料からNTSコストが除外されることによってもたらされるであろう競争の進展を事実上台無しにするものである。—接続料に代えてUSFによるNTSコストの回収をNTTに認めることは、競合他社や最終的には消費者に課せられる税として、NTSコストの回収を事実上復活させることになる。

### ■ 競争上のセーフガードの強化

**提案** 支配的事業者による支配的地位の濫用を防止する競争上のセーフガードを強化するため、NTTに対して、NTTが支配的地位を占めている全ての市場セグメントにおける料金の届出・公表、及びその順守を義務付けるべきである。NTTに対して水平的事業領域毎、かつ垂直的にネットワーク部門と販売部門とを区分した会計情報を公表することを義務付けるべきである。NTTが加入者回線における支配的地位を新しい事業分野において活用することを防止するため、ファイアウォールを強化すべきである。

**現在の状況** 進展なし。NTTグループによる反競争的行為を防止するという点で、これまでの規制による効果は有効ではなかった。2004年に施行された電気通信事業法の改正は、多くの面でこの状況をさらに悪化させている。

NTTはもはや料金の届出を義務付けられておらず、このことは反競争的行為の監視を困難にしている。現在、支配的地位を占めている事業領域における顧客に対して新しいサービスをクロス・マーケティングすることを含め、NTTが支配的地位を新しい事業領域で積極的に利用している徴候がある。ファイアウォールを強化し、水平的事業領域毎、かつ垂直的にネットワーク部門と販売部門とを区分した完全かつ透明性のある会計分離を確保するため、思い切った措置を断行すべきである。

その上でまだ不十分であれば、加入者回線部分をNTTの他の事業から切り離して、NTTが支配的地位を利用できないようにすべきである。

## ■ 周波数

**提案** 先般、3G用追加周波数の割当てに関する指針が公表されたが、今後の3G用追加周波数の割当てが、支配的移動体事業者に集中することのないようにすべきである。

**現在の状況** 新たな問題点。先頃発表された1.7GHz帯と2.0GHz帯に関する周波数割当指針は、支配的事業者の手に3G用周波数が集中する結果をもたらし、日本の競争環境を大きく害する可能性を有している。採用された手法は、加入者数実績のみに基づいて追加周波数を割り当てるもので、支配的事業者と非支配的事業者を区別していない。この手法は、支配的事業者が享受している収益、ボリューム、規模、範囲といった無類の強みを無視し、その結果、支配的事業者に周波数の集中を通じて、その地位をさらに強化する機会を与えるものである。

この集中的割当てのおそれは、3G向けに再編される既に割当済みの周波数をカウントすることを支配的事業者に義務付けていないことにより一層悪化する。この指針は、1.7GHz帯における新しい3G用周波数の申請を促す一方で、割当てが決定済みの周波数を3G用途に再編するインセンティブを削ぐものであり、その結果、効率的な周波数割当という、この指針のそもそもの目的と矛盾するものとなっている。

周波数割当ての上限枠の設定や（加入者数の）基準値の見直しといった措置などを実施し、この指針を改正すべきである。若しくは、支配的事業者における周波数の集中を防止するための政策を適用することも考えられる。EBCは、事業者間の不均衡がさらに悪化することにより、移動体市場における競争がさらに歪められることについて、とりわけ懸念を抱いている。

## ■ 制度改革

**提案** 日本における電気通信規制制度の構造改革を行うべきである。NTTは完全に民営化されるべきであり、また規制当局は商業的利益及び政府から独立したものとすべきである。

介入的なマイクロマネジメントを重視すべきではなく、経済効率、イノベーション、投資、効果的な競争結果の促進を目指した明示的なマクロ・レベルの経済基準に一層重点を置くべきである。真にオープンな意見募集プロセスにより、意思決定プロセスに広く一般国民の意見を取り入れるよう、さらなる努力を行うべきである。

**現在の状況** 進展なし。政府が規制機関と株主の両方の役割を担うのは不適切である。総務省は、日本の電気通信分野において広範囲にわたる介入的で統制的な法的権限を有している。株式の所有者としての政府の役割と規制当局としての役割が明確に分離されていないことは、規制プロセスにおいて多大な不確実さと予測不能性を引き起こす。

ほとんどの諸外国は、長期的な消費者利益と市場における競争環境を推進するという役割だけを任命された独立した規制機関を有している。また、意見募集のプロセスを強化することによって、アカウントビリティの面で改善が可能である。現在は、国民が公に意見を述べる機会が与えられる前に、既に重要な政策決定がなされているという状況にある。このことは、意見募集プロセスが形式的なもので、実際の政策決定にほとんど或いは全く影響を及ぼさないとの印象を与えている。

# 電気通信機器

## 提言の要旨：

### ■ 相互承認協定

**提案** EBCは日本政府に対し、EUと日本間で結ばれた相互承認協定（MRA）のあらゆるパートをEU当局と協力して遅滞なく実施するよう要望する。

**現在の状況** 限られた進展。EBCは、2001年にEUと日本間で結ばれた相互承認協定（MRA）のとりわけ同協定で規定された認定試験事業者の指定面での遅々とした実施ペースに失望している。目下のところ、2つの認定試験事業者しか認定されていない。（オランダのTELEFICATION B.V.は2003年2月14日にEU初の認定試験事業者として日本政府に登録され、次いでCETECOM ICT Service GmbHが2003年12月19日に登録された）

### ■ 供給者適合宣言（SDoC）

**提案** 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や管理要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。

**現在の状況** 若干の進展。EBCは、2004年初めに日本政府によって、欧州同様、SDoCが導入されたことを歓迎した。しかしながらEBCは、この制度が有線通信端末に限られ、無線機器への適用が限定されていることに失望している。

### ■ UWB機器の要求事項の整合化

**提案** EBCは、UWB（超広帯域）無線機器の技術的要求事項に関し、世界および欧州の規格と整合をとるよう日本政府に要望する。

**現在の状況** 日本政府は、UWB技術に基づく無線機器を導入するための規制的枠組みを引き続き検討中である。UWBはIMT-2000システムおよびITM-2000以降のシステムによって使用される帯域を含む2～10 GHzの帯域を利用する既存の無線システムと干渉するおそれがあるため、UWBには懸念が付きまとう。国際電気通信連合（ITU）と欧州郵便電気通信主官庁会議（CEPT）も、他の無線システムを保護する世界的・地域的に整合化された技術的要求事項を設けるため、UWB問題に取り組んでいる。EBCは、世界的に整合化された規制に関してITUとCEPTが到達する結論を日本政府が尊重するよう期待する。

## 日本のIT政策

日本政府は、2005年までに日本をIT分野のリーダーにすることを目標に、日本における情報技術インフラを改善することを目指した国家的「IT戦略」に着手している。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りをしている。その一方、日本のサービス・プロバイダは、第3世代（3G）携帯電話等の分野の新しい情報通信技術を、世界の他のどこよりも急速に商業用途に導入しつつある。これは際立った国家的偉業であり、おおかた停滞気味の世界全体の情報通信技術市場環境における数少ない明るい話題の1つである。

## ハーモナイゼーション

日本政府がIT政策を実施する際には、グローバル化へと向かう目下のトレンドを尊重することがきわめて重要である。EBCは、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチを支持するとともに、日本政府にもこうした構想を支援する兆しがあることを心強く思う。EBCは、正式参加者として総務省情報通信委員会に貢献する機会を与えられていることに感謝する。

日本政府が2004年1月26日に供給者適合宣言（SDoC）を導入したのは喜ばしいことだった。欧州ではこうした制度が導入済みで、急速に発展する電気通信市場においてメーカーが新製品を迅速に導入しやすくなっている。SDoC導入以前には、メーカーは認定機関から第三者認証を取得する必要があった。現在メーカーは、認証を受ける必要なしに、自社製品の技術的適合に対する責任を引き受けすることができる。あいにく日本では、SDoCプロセスは限られた範囲の機器にしか適用されない。EBCでは、日本のSDoC制度は、欧州の場合と同様、すべての有線端末機器および特定無線設備をカバーする、できるだけ広範な基盤をもつべきであると感じている。

EBCは、とりわけUWBや3G無線技術および後継システムについての、移動体通信規格および規制のハーモナイゼーションに関してさらに協力するよう、EUと日本に要望する。

EBCは、日本政府が2005年末に1.70GHz帯と2.0GHz帯において3G携帯電話事業者に新規免許を交付することに注目している。EBCは政府に対し、新規事業者が既定の免許方針に従うこと、ITUによって仕様が定められたIMT-2000グローバル技術を採用することを確認するよう要望する。

## 調達

特定のプロジェクトに関しての、細分化した資格審査手続、単独の調達先、選択的に開示される仕様は、外国企業が日本の官公庁に電気通信機器を供給することを依然妨げている。EBCは日本政府に対し、外国製電気通信機器の公共部門調達が民間部門と歩調を合わせたものとなるよう、情報開示、入札基準／性能仕様、資格審査手続、公開入札手続といった方面のさらなる改善を図ることを要望する。



# 医療・衛生

動物用医薬品  
臨床検査機器・試薬（体外診断）  
医療機器  
医薬品

## 動物用医薬品

### 提言の要旨：

#### ■ 製品の承認手続

**提案** 日本政府は、管理手続を合理化・迅速化し、不要な申請要件や科学的正当性のない申請要件を排除することによって、動物用医薬品の製品承認手続を改善すべきである。

**現在の状況** 後退。時間のかかる承認手続は日本市場への新製品導入を遅らせる。承認手続に関わる高額な費用は、企業の申請意欲をそもそもそいでしまう。2003年7月の食品安全委員会設置は、コスト増大や申請手続にかかる時間の延長を招いている。動物用医薬品専門調査会が公表する指針の解釈は柔軟性を欠き、調査会の委員は、しばしば科学的に根拠のない要請を申請者に対して行っている。

#### ■ ワクチンの国家検定

**提案** EBCは、医薬品の製造管理および品質管理に関する基準（Good Manufacturing Practice (GMP)）が導入され、製品適合性を確保するために自主規制に頼る世界的傾向が加速化しつつあることを考慮し、日本政府に対し、動物用生物学的製剤の生産品質を試験する国家検定を引き続き減らすよう奨励する。ワクチンの強制的な国家検定は、欧州の一般的慣行と同様に、社内の品質管理試験に基づき製造業者が提出する簡単な通知書による迅速なパッチリリースを認める制度に代えるべきである。抗体を調べるためのすべての動物用体外診断薬に対して義務づけられている国家検定は廃止すべきである。

**現在の状況** 限られた進展。ワクチン等の生物学的製剤と動物用体外診断薬に関して、日本では国家検定が依然として義務づけられている。政府は、ワクチンに関するシードロット（seed-lot）制に活発に取り組んでいるが、それに伴う国家検定廃止の日程はまだ明らかにされていない。人体用体外診断薬では、肝炎やAIDSなどの重大な感染症の診断薬にさえこのような要求条件は存在していないにもかかわらず、診断薬の国家検定を廃止する計画は今現在たてられていない。欧州では、ほとんどの政府が、製造業者の品質管理試験施設を受け入れ、ワクチンについて品質試験成績書の提出も検査用サンプルの提出も製造業者に義務付けていない。

#### ■ BSE感染地域の反すう動物由来物質の使用

**提案** 日本は、BSE感染地域の反すう動物由来物質について、かかる材料が世界動物衛生機関の要求事項を満たし、欧州医薬品審査庁の非感染症証明(European Directorate for Quality of Medicines certificate) が付帯されている場合には、輸入を認めるべきである。

**現在の状況** 進展なし。日本政府は、BSE感染国からの反すう動物由来物質を禁止し、動物用医薬品の生産者に大きな問題を引き起こしている。新製品開発で使用するためのサンプルの輸入も影響を受けている。EBCとしては、製品の種類、原材料の入手先、生産工程で使用されるリスク軽減方法、製品が使用される動物の種類に基づくBSE問題へのリスクを基準としたアプローチをとるよう提唱する。

## 製品の承認手続

日本における動物用医薬品の承認手続は市場への新製品の導入をあまりにも長く遅らせ、申請にからむ高額な費用は事実上、日本の消費者に提供される製品数の減少につながっている。承認手続合理化を目指すグローバルなトレンドをよそに、場合によっては明白な科学的根拠もなしに、新製品申請のための書類に日本だけが要求しているデータを追加する必要がまだある。さらに、行政上の非効率性は数多くの遅れを引き起こす。食品安全委員会の設置は、元々複雑だった手続になお一層の規制が加わったことで、状況をさらに悪化させている。このような状況が続けば、国際動物用医薬品会社が日本市場向けの製品開発を止める公算がますます高まるだろう。EBCは以下の措置を強く要望する。

1. 獣医師が既に広く使用しており、その有効性が十分に実証されている人体用医薬品については、日本における追加の臨床試験を義務づけるべきではない。
2. 農林水産省が国際試験のデータを受け入れ国内試験を廃止できるよう、動物における生体内生物学的等価性試験に関するガイドラインを速やかに導入すべきである。
3. 動物繁殖での使用を意図されていない小動物用品の催奇形性試験は廃止すべきである。
4. 農林水産省は、新規の動物用医薬品の申請とともに提出される技術文書について、英語で書かれたものでも、日本語の要約さえが添えられていれば受け付けるべきである。

## 家畜への抗生物質使用に関するリスク評価ガイドライン

食品安全委員会（FSC）は、家畜飼料の添加物として治療量以下の水準の抗生物質を使用する結果として人間集団において抗生物質耐性細菌が蔓延するのを防止することを目指した新しいリスク評価ガイドライン群を策定した。政府にとっての次のステップは、動物治療薬としての抗生物質使用に関するガイドラインを策定することである。EBCは、動物における抗生物質使用に起因するヒトの健康にとってのリスクを回避するため、実際的なリスク評価に関する適切なガイドラインの策定面で政府に協力することを約束する。

## 薬事法の改正

2005年4月の薬事法改正で導入された、新たに一本化された製造業・輸入販売業許可は、国内および外国の製造所の認定を義務付けている。改正法は、日本に輸入されるすべての新製品が日本の医薬品の製造管理および品質管理に関する基準（GMP）に適合していることも義務付けている。こうした新しい要件が加えられたことで、輸入業者にかかる管理上の負担は大幅に増大している。外国製造所についてのデータやそこで雇用されている責任者について詳細な情報を添えた長大な申請書類が必要とされる。EBCは日本政府に対し、申請者の本国におけるGMP規制でまだカバーされていない補足的情報のみを求めることで申請手続を抄らせるよう要望する。さらに、製造所が欧州医薬品審査庁（EMA）や米国食品医薬品局（FDA）といった公的機関によってすでに検査・承認済みの場合には、GMP適合性評価としてのみの書類審査で十分であるべきである。

## ブランド別リスト

日本は欧州に倣い、抗生物質とその他の飼料添加物のブランド別リストを（成分別リストに代わるものとして）導入すべきである。現在の制度は、製品の開発に要した多大な費用と時間、高度の知的財産性を十分に認識していない。ブランド別リストは、新薬のみならず、既存の医薬品の再評価や、動物での抗生物質使用に伴うヒトにおける抗生物質耐性細菌の蔓延のおそれについて日本政府が行っている調査等その他の研究の場合にも、安全性データの提出要請に対する生産者の責任を明確にするのに役立つはずである。



## 臨床検査機器・試薬（体外診断薬）

### 提言の要旨：

#### ■ 保険点数の改定

**提案** より合理的で透明性ある臨床検査の保険点数（検体検査実施料）改定プロセスを確立し、かつ検査の品質（精度、正確性、臨床検査体制の認証）、スピード（診察前検査、緊急検査）、チーム医療への貢献（院内感染対策、患者情報に基づく数値以外の情報、リスクマネジメント）の切り口により、各々の臨床価値に応じた保険点数を設定すべきである。更に、臨床検査のユニークな役割と価値、他の診療報酬と比べ非常に大きな削減対象となってきた経緯（過去15年で40%以上の削減）を考慮した改定が望まれる。

**現在の状況** 状況は悪化。2年ごとに行われる保険点数改定プロセスの情報（検討方法、決定基準、合理的な根拠等）は公開されていない。適切な臨床検査の実施がむしろ総医療費の適正化に貢献するという臨床検査のユニークな役割と価値が評価されず、単なる医療材料としてコスト削減対象となっている。また検査体制、測定方法、利用状況によって、同じ検査項目でも臨床上の価値は大きく異なるにも関わらず、現制度では同じ検査項目はその価値に関わらず全て同じ保険点数が設定されており、よりよい検査の実施に対してある意味ではマイナスのインセンティブとなる仕組みになっている。

#### ■ 製品承認制度

**提案** 製品申請のために日本だけで要求される特殊なデータ要件の排除、革新的製品を優先審査するファースト・トラック・レビューの導入、新しい診療報酬分類（D1/D2）の要件の明確化、グローバルスタンダードに基づく製品のリスク分類化など、より迅速で適切な製品承認制度にするための改善を継続検討、実施すべきである。

**現在の状況** リスク分類に基づく第三者認証制度や自己認証制度の導入、安全対策の強化など、国際整合により近づいた制度構築を目指した変更が実施されたが解決すべき問題が依然として多い。2005年11月現在、2005年4月から施行された改定薬事法の具体的な事務連絡の発信も遅れており、早急な解決が望まれる。第三者機関による登録認証制度についても機関による必要業務のバラツキが見られる。

#### ■ DPC（診断群別包括支払い制度）

**提案** 国民の健康及び安全の確保について最終責任を負う政府当局が指導的な役割を担い、専門医らのコンセンサスに基づいた臨床検査に関する疾病治療ガイドラインを策定して、ケアの効率、標準化、正確性を向上するとともに、誤診事故、治療・診断ミス等のリスクを低減するべきである。

**現在の状況** 2003年から特定機能病院において導入されたDPCの導入により臨床検査はコストセンターとして認識されるようになったが、人員や検査数の削減、外注化などコスト削減だけを最優先した施策が取られ、本来、臨床検査が果たすべき役割を全うする環境やインフラが悪化している

## 医療における臨床検査（体外診断機器・試薬）の役割

臨床検査（検体検査）は病院、検査センター、血液センター等にて実施されており、疾病の予防、早期発見、診断、治療のモニタリング、薬剤副作用の把握に欠くことができない。今後とも院内感染の防止、入院日数の低減、医薬品利用の適正化、リスクマネジメントの推進等を通じて、医療の質と患者さんQOLの向上、総医療費の適正化を促進するために、臨床検査が果たすべき役割は大きい。また現行制度においては、臨床上的有用性、経済性、技術面において旧来製品とは異なる利点を有する新製品が導入されても、同じ検査項目ならば旧来製品と同じ保険点数であり、価値を適切に反映した制度とは言いがたく、過去15年以上に亘って常にコスト削減対象となってきた。この結果、日本の臨床検査の実勢価格は海外と比較して同等あるいはそれ以下にあるものも多い。

## 臨床検査を取り巻く環境

2004年4月の保険点数改定において臨床検査（検体検査実施料）は10%削減され、平成元年以来累積で40%以上の削減となった。特に2002年と2004年はそれぞれ二桁の削減が実施され、いわゆる「検査潰け」と言われた過去の状況は大きく変わり、今や臨床価値の高い検査までも抑制される傾向が散見される。2006年にも更なる削減が予想されるが、日本における臨床検査の実勢価格の多くが、既に海外と比べて同等以下となっており、臨床検査メーカーの利益も大きく落ち込み、最新の技術の開発及び日本市場への導入も非常に厳しく、このままでは優れた臨床検査の安定供給にも陰を落としかねない。

2003年4月に導入された特定機能病院における入院医療の包括評価（DPC）などに代表される包括医療の推進をはじめとする医療費削減圧力の中、臨床検査は格好のコスト削減対象となっており、この結果、医療の質、患者の視点に基づいた医療を实践、拡充していくためには不可欠なインフラが知らず知らずのうちに侵食されている。

現在、臨床検査の特殊な役割や臨床価値について適切な理解がされているとは言えず、臨床検査はその重要な役割を十分に果たすことができない環境に追い込まれている。総医療費に占める割合が微小に過ぎない臨床検査を医療費削減の対象とするのではなく、医療の質を改善し、医療システム全体の効率を向上する医療改革を推進するためには、むしろ臨床検査を積極的に活用するべきである。

## 製品承認審査方式

EBCは長年にわたり、低リスク製品に対する簡略な届出制を含むリスク分類に基づいた製品承認制度の導入等による承認プロセスの簡素化と迅速化を提言し続けてきた。2002年7月に薬事法が改正され、欧米で行われているリスク分類の考え方が導入され、体外診断用医薬品においてもリスクに応じて第三者認証、自己認証制度が採り入れられたことはおおいに歓迎する。しかしながら、この改定薬事法が施行された2005年4月以降においても、申請料の値上げ、第三者認証機関による審査料の不透明さ、第三者認証に必要な業務や要件のバラツキなど、多くの課題が残されている。特に第三者認証品目の方が承認品目よりも人的負担や経費が大きくなるといった逆転現象が発生しないよう、第三者認証に関する業務や要件の標準化が望まれる。例えば一年毎の定期監査を要件とする第三者認証機関もあるが、承認品目は5年後との適合検査が設定されており、リスクが低い品目を対象とする第三者認証の方が、ある意味ではより厳しい制度となる状況も発生している。

# 医療機器

## 提言の要旨：

### ■ 償還価格

**提案** 厚生労働省は、医療機器の償還価格設定に関して、日本市場への導入に関わる臨床試験、技術水準、労務人件費、手技時間等を十分に考慮した償還価格体系を構築しなければならない。また特定保守管理医療機器に必要な保守点検コストや適正な活用維持に関わるコストも価格設定の際に加味されるべきである。

**現在の状況** 若干の進展あり。保険償還価格は、医療機器の技術新規性、開発に要する時間や労働コスト等を考慮した見直しが図られるべきだが、内外価格差を調整する視点に重点のおかれた償還価格設定がされており、医療機器の持つ新規技術や医療経済に及ぼす効果が十分に加味されたものにはなっていない場合が多い。

### ■ 製品承認手続

**提案** 薬事法改正により許認可の手続きが複雑になり、申請書の添付資料も大幅に増加した。承認申請作業を効率良く進めるには、例示を含めた承認申請書作成のガイドラインが早急に発出されるべきである。

承認基準なしの申請区分の審査期間は1年と言われているが、承認基準作成の大幅な遅れを鑑みれば、たとえ承認基準が無くても従来の後発医療機器に該当するものであれば、審査時間を従来の後発医療機器並みに4ヶ月とすべきである。また改正法施行に伴い大幅に引き上げられた承認審査手数料について、医薬品医療機器総合機構は増額の根拠を明確にし、対価に見合うメリットについて申請者側に説明すべきである。

**現在の状況** 退歩。薬事法改正で医療機器の承認申請手続は、承認基準の有無等により区分化された。申請者は、承認申請書、STED（添付資料概要）及び添付資料を提出し書面審査を受けると共に、当該製品の製造業者は国内外を問わずQMS適合性調査を受けることになった。

審査制度が複雑化しており、審査は効率化されていない。指定管理医療機器については第三者認証制度が導入されたが、規制緩和やとは名ばかりで実質的に規制緩和になってはいない。改正法施行後、承認審査手数料は大幅引き上げとなったが、その増額に見合ったメリットが認められない。

### ■ 相互承認

**提案** EBCは、輸入医療機器に対する承認審査の無用な重複を避けるべく、承認申請の手順と要求される資料について欧州の規制との整合性を強く求めるものである。日欧間の医療機器に関する相互認証協定についても、可及的速やかに協議されることが望ましい。

**現在の状況** 大きな進展なし。薬事法改正に伴い、第三者認証制度の採用や承認・認証基準への国際規格の採用など、表面的には欧州の制度への整合性が図られた。しかし、実質的にはそのような基準の中に日本独自の規制が盛り込まれるなど、真の相互認証には至っていない。日欧間の医療機器の相互認証協定も進んでいない。

## ヘルスケア制度改革

世界に先例のない「少子・高齢化」を迎え、日本政府は国民医療費の削減策に焦点を合わせ、医療機器の償還価格の大幅な引下げを検討している。

また、以前より欧米に比べ相当長いと指摘されていた承認審査期間であるが、本年4月の改正薬事法の施行後、海外製造所に対する要求事項などを含む新しい許認可制度が取り入れられると共に、更に承認審査期間が長くなる兆候があり、その一方で関連通知等の発出遅れにより申請者側の迅速な対応にも支障を来している。

これらの状況は、世界の最先端の医療機器を日本市場に導入し、それを必要とする患者への医療貢献を図ろうとする海外の医療機器製造業者にとって、市場参入への大きなマイナス要因となり、結果として、現在最新医療機器のあるものは、欧米は言うに及ばず、隣国の中国や韓国に比べても、その市場導入に数年の遅れが生じている。

EBCとしては、この現状を打破するために様々な規制緩和と市場競争原理に基づいた抜本的且つ、長期的な医療政策の展開を望むものである。

## 保険の適用範囲

2006年4月に診療報酬体系の見直しがあるが、医療技術の適正な評価、医療機関のコストや機能等を適切に反映した総合的な評価、診療報酬体系の簡素化・合理化などが課題として挙げられている。医療材料価格については、引き続き内外価格差の是正を進めることとされているが、これにより償還価格の大幅削減がなされることが懸念される。EBCは、個々の製品の便益を十分に反映する償還価格を設定するための、より明確な制度を確立することを厚生労働省に対し提言する。

日本では、医療機器製造販売業者が医療保険適用の申請を行うことにより、当該医療機器を使用する医療機関が医療材料費を回収できる仕組みとなっている。現在、保険適用の区分は、A1(包括)、A2(特定包括)、B(個別評価)、C1(新機能)、C2(新機能・新技術)に分かれているが、厚生労働省はA1、A2、B区分の審査廃止を検討しており、保険適用手続きの簡素化・合理化が期待される。

## 製品承認を巡る規制環境

EBCは、長年にわたり医療機器導入に要する時間とコストを削減することを目指して、日本の医療機器許認可制度を改革するよう提言してきた。本年4月1日付で改正薬事法が施行されたが、高リスク製品はおろか、当初EU並の規制緩和が期待されていた低リスクの製品においても、認証基準作成の遅れ、登録認証機関の対応の遅れ、品目毎のQMS調査の問題など、むしろ規制強化と混乱を招いている。未解決の問題を以下に列挙する。

- ・ 審査と QMS 適合性調査を総合したタイムクロックを設定し、承認・認証までの期間を従前より短縮する。
- ・ 外国製造所の認定や QMS 適合性調査は、最終製品を作る製造所に限定するべきである。中間製品を供給する製造所にまで適用すべきではない。
- ・ 輸入医療機器において、出荷判定のための試験は、海外製造所だけでなく国内の保管等製造業者でも可能とすべきである。国際整合のない製品規格や審査基準がある中で、日本でのみ必要な試験を他国の製造所で行なうことを要求すべきではない。
- ・ 欧州の海外臨床データも、通知に基づき無条件で受け入れるべきである。

これらの問題に加え、製造販売業者への規制上のコスト負担も大幅に増大する。審査手数料の大幅な値上げ、品質管理体制の整備に係る費用、ラベル、添付文書の作り直し、バーコードの貼付、EMC基準適合規制の導入、さらに承認申請内容の厳格化などがコスト増大要因となる。

このような事態は企業の投資意欲に悪影響を与えるだけでなく、新規医療機器の導入を遅らせ、革新的な医療機器の早期導入を望む医療現場の要求に応えられない状況を来す可能性がある。



For more information, contact:

**Mr. Isao Ohhashi**  
Chair, EFPIA Japan  
(Country President, Novartis Japan.)  
(Director & Vice Chairman, Novartis Pharma K.K.)

c/o Novartis Pharma K.K.17-30, Nishi-Azabu 4-chome, Minato-ku  
Tokyo 〒106-8618 JAPAN  
Phone 03-6301-3066  
Fax 03-3797-4497

## 医薬品

### 提言の要旨：

#### ■ 薬価算定に関する改革

**提案** 日本政府に対し、イノベーションが適切に評価されるような抜本的な薬価基準制度の見直しを強く求める。

**現在の状況** 限られた進展。現在、中医協薬価専門部会では、画期性加算及び有用性加算の要件及び加算率や外国平均価格調整等について、検討されている。私共は、薬価算定ルールの見直しは十分な検討を重ね、基本的なコンセプトを踏まえ、中長期的な視点で行われることを求める。

#### ■ 治験環境の整備

**提案** GCPの国際標準化を含めた治験環境の更なる整備を期待する。また、国際共同治験成績の日本における承認申請上の位置付けを明確にするために、新しい地域のガイドラインの策定を早急に提案する。

**現在の状況** 限られた進展。治験手続きに膨大な人的資源と時間を要することが、新薬の世界同時開発ならびに国際共同治験への日本の参画を進める上で大きな障害となっている。GCPについて現時点では日本特有の要件が散見され、治験を迅速に遂行できる環境が提供されていない状況である。その治験環境の整備の遅れが開発治験期間の長期化を招き、近年の治験費用の高騰に繋がっており、これが日本における治験の空洞化を招いていると考える。

#### ■ 医薬品の承認審査

**提案** 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 (PMDA) による審査のプロセスの更なる透明化と迅速化が図られるよう、PMDAの陣容の量的、質的な拡充を提案する。また、適切な治験相談の助言が得られるよう更なる改善を期待する。

**現在の状況** 限られた進展。PMDAは、2004年4月に設立され、約1年が経過した。設立当初、必要な人員確保が出来ないため、審査の遅れや治験相談の受付一時停止など、その業務内容は期待に届いていないと云い難いものとする。審査の滞りによって申請時点では承認までの見通しが立たない現状から、投資の判断（開発の意思決定）がしにくくなっている。

#### ■ 知的財産の保護

**提案** 私共は、日本政府に対して、承認審査データの8年間の保護を早期に法制化するよう強く求める。また、新たな効能が承認されたときは8年間のデータ保護に加えて1年間のデータ保護期間の延長も希望する。

**現在の状況** 限られた進展。日本製薬団体連合会(FPMAJ)は2004年4月に厚生労働省(MHLW)に8年間の承認審査データの保護を求める要望書を提出した。要望書が提出されてから1年半を経過した現在でも、法制化に向けての明確な進展は見られない。私共は、厚生労働省が直ちに適切な対応をとること希望する。

## 背景：

### 概要

現在、日本の医療制度が人口構成の変化、国の財政、そして日本の製薬産業の相対的競争力に関わる問題等に関して大きな課題を抱えており、政府全体として社会保障制度全般の見直しと再構築に取り組む必要性に迫られているものと理解している。

一方、私共は、経済発展を遂げた先進工業国である日本の患者及び国民が、革新的な新薬へのアクセスに於いて、国力に相応しい適切な機会を享受できるような環境を与えられるべきであると考え。その為に、医療制度の見直しと再構築に於いては、イノベーションの促進及び治験環境、承認審査制度、薬価基準制度、データ保護等の整備、を含む産業政策的な視点を忘れるべきではないと考える。

### 薬価算定に関する改革

厚生労働省による2年毎の薬価改定や医療制度改革により、過去約30%あった国民医療費に占める薬剤比率は約20%へと低下し、あるべき姿と想定された状態に落ち着いてきているが、一方、医薬品市場は約6兆円台と横這いの状態が続いている。

しかしながら、さらに薬剤費は財政調整の観点から、いかに削減すべきかが繰り返し議論されてきている。特に市場実勢値に基づかない市場拡大再算定や長期収載品の特例追加引下げは、市場実勢値を保険償還価格に反映させるといった薬価改定の原則に反するものである。

新薬の薬価算定ルールは2000年にルール化されてからの5年間、画期性加算及び有用性加算( )の適用は各々2品目のみであり、有用性加算( )の適用は31品目で、その平均補正加算率はわずか3.7%程度であった。これでは、イノベーションが十分に評価されているとは言い難い。

### 治験環境の整備と承認審査

新GCPの運用やICHの種々のガイドラインの設定以降、日本における治験の環境整備は活性化3ヵ年計画の策定と実施により、以前に比較すればかなり進んできている状況となっている。しかしながら、国際的に見れば、日本の治験の実施には繁雑な諸手続き、医療施設における基盤整備の遅れに伴い、患者獲得の困難さや高額な治験必要経費が認められ、未だに多くの規模の大きい臨床試験の実施が諸外国と比較して難しい状況が認められ、近年の治験の届け数は400から500に留まっている現状である。

### 知的財産の保護

日本の産業の国際競争力強化のため内閣に知的財産戦略本部が2003年に設立された。2005年度の知的財産戦略計画が公表されており、500以上のアクションプランが含まれている。この中にはデータ保護、リサーチツール特許の円滑利用、医療関連行為の特許保護、遺伝子治療・再生医療の特許保護など医薬品産業に直接影響を与える項目が含まれている。

欧州ではデータ保護を強化する条項を含む新たなEU薬事法が2004年に承認された。データ保護に関しては、8年間のデータ保護期間、それを含めて10年間の販売保護期間、および新たな効能を得た場合には販売保護期間を1年延長する、いわゆる8+2+1方式が認められている。このデータ保護制度は2005年秋から施行される。また、欧州では小児適用を促進するために、小児適用を開発する企業に対して独占権を付与する法制化が検討されており、2004年9月には欧州委員会は小児適用に対してSPC期間の6ヶ月延長をする提案を行っている。一方、日本では先発医薬品業界と後発医薬品業界との掘り下げた論争の結果、日本製薬団体連合会が両業界を代表して8年間のデータ保護を求める要望書を2004年4月に厚生労働省に提出している。私共は、基本的に日薬連要望書をサポートする。

#### EFPIA Japan Member Companies

Actelion Pharmaceuticals Japan  
Amersham  
AstraZeneca  
Bayer Yakuhi  
Bracco-Eisai  
Chugai Pharmaceutical  
Fournier Japan  
GALDERMA  
GlaxoSmithKline  
Guerbet Japan  
Janssen Pharmaceutical  
Leo Pharmaceutical Products  
Lundbeck Japan  
Merck  
Nihon Schering  
Nihon Servier  
Nippon Boehringer Ingelheim  
Nippon Organon  
Novartis Pharma  
Novo Nordisk Pharma  
Pierre Fabre Dermo-Cosmetique Japon  
Sanofi-aventis Group  
Aventis Pasteur  
Aventis Pharma  
Sanofi-Synthelabo  
Schwarz Pharma Japan  
Serono Japan  
Solvay Seiyaku  
UCB Japan  
ZLB Behring Japan



# 消費財

化粧品  
切花  
酒類  
食品



# 化粧品

## 提言の要旨：

### ■ 化粧品の規制・制度

- 提案*
1. 日欧のポジティブリストの調和を実現するとともに、米国等で汎用されている成分や新規に使用が承認された成分をポジティブリストに容易に追加収載できるメカニズムを構築する。
  2. 化粧品の範囲について日欧間の調和を実現し、また科学的実証データに基づき、企業責任において製品の差別化が可能な効能表現を行える環境を整える。
  3. 化粧品のビジネスの実態に即して輸入関連の届出等の見直しを図り、手続きを大幅に簡素化する。

*現在の状況* ポジティブリスト方式で規制されている紫外線吸収剤、防腐剤、タール色素については依然として日本と欧州連合間に隔たりがあり、欧州からの製品を日本市場に導入するには処方の変更を余儀なくされている現状がある。安全性データに関する政府間の密接な連絡とデータの国際的な共有化が必要と考える。化粧品の効能範囲については、欧州と比較して狭く限定されている。2001年に効能は55項目に拡大されたものの一般的な表現に留まっており、製品の差別化が困難である。このことは消費者の適正な商品の選択を困難にするとともに、企業の製品開発の意欲をも削いでいる。改正薬事法については、特に輸入化粧品の事務処理負担が大幅に増大し、化粧品特有のビジネス形態が考慮されていない。これらすべての点は、欧州企業の日本市場への進出を妨げており、化粧品の国際的な流通を困難にしている。

### ■ 医薬部外品の規制・制度

*提案* 承認制度（一部変更承認を含む）の簡素化により、事務処理期間の大幅な短縮を進める。とりわけ、新規有効成分以外の場合及び承認基準がある品目については早急に実現していただきたい。

*現在の状況* 医薬部外品の承認には依然として多大なコストと時間を要している。とりわけ、新規有効成分以外の場合、具体的には既存の医薬部外品と同一性があると認められるもの及び新規添加剤成分配合の医薬部外品、ならびに承認基準がある品目の承認に時間が掛かり過ぎている。2006年から全成分表示により処方の開示もなされることから、承認制度の簡素化を提言する。

### ■ 動物実験代替法

*提案* 欧州連合における動物試験禁止の決定を考慮し、国内における動物実験代替法の検討及び国際的な協力を促し、国際的に認知された（OECDガイドライン等）代替法を速やかに受け入れる。

*現在の状況* EU化粧品指令第7次改正により、2009年には動物実験を行った化粧品の販売がEU域内で禁止される。動物実験代替法の開発は急務の課題であり、日本の積極的な国際貢献が必須である。とりわけ、医薬部外品の申請やポジティブリストへの収載にあたり、国際的に認知された代替法を用いた申請の承認に今まで以上に時間が掛かってはならない。上述の化粧品・医薬部外品に関する諸課題とともに、CHIC（Cosmetics Harmonization and International Cooperation）会議における優先課題として取り組む必要がある。

## 欧州連合の現状

欧州においては、日本の化粧品業界により製造販売されている医薬部外品は化粧品の範疇として規制されており、日欧間で化粧品が標榜できる効能の範囲に差異が存在する。製造販売の規制は、製造物責任の考えを基本に、ポジティブ・ネガティブリストを採用し、「事前審査」ではなく「市販後安全監視」や企業の自己責任により重点をおいた方式でなされている。2003年には、EU化粧品指令第7次改正により、CMR物質（1及び2）の使用禁止、動物実験の禁止、香料関連アレルギー成分の表示、開封後の使用期間の表示が新たに要件に加えられた。とりわけ、化粧品業界に影響の大きい動物実験の禁止に関しては、代替法が確立されている動物実験をEU域内で実施することは昨年より禁止されており、一部の代替法確立が困難な試験を除き、2009年には動物実験を行った化粧品の販売がEU域内で禁止となる。

## 薬事法改正の問題点

2005年4月1日より改正薬事法が全面施行された。新たな承認・許可制度のもと、化粧品の輸入においては、品目毎に外国製造業者、製造販売及び輸入の3届出が要求され、企業にとって多分に煩雑さを強いられる制度である。医薬品に比べ、販売品目数が極めて多い化粧品特有のビジネス形態が考慮されておらず、制度の簡素化が必要である。

また、改正薬事法施行の具体的な運用通知及び事務連絡等が施行日前日、あるいは施行日前日に遡って後日出されたことは、企業にとっては業務の支障を来たさざるを得ないものであった。今回の改正薬事法の運用に当たっては企業側の準備不足を十分考慮に入れるとともに、今後の制度改正にあっては企業側が十分な準備期間を設定できるようにする必要がある。

## 化粧品を取り巻く環境の更なる改善

ポジティブリスト方式で規制されている紫外線吸収剤、防腐剤、タール色素については依然として日本と欧州連合間に違いがあり、欧州の製品を日本市場に導入するには処方の変更を余儀なくされている現状がある。一方、欧米で汎用されているそれらの成分を収載するには、当局による安全性評価に多大なる時間を要する。

化粧品の範囲は日欧間に大きな隔たりが存在する。2001年に化粧品の効能範囲は55項目に拡大されたものの、一般的で画一的な表現に留まっており、製品の差別化が困難である。この現状は、欧州における効能効果実証データ主義に基づき企業の自己責任のもとに消費者に対して製品訴求できる制度には程遠い環境である。科学的実証データを有する効能については、企業責任において製品訴求できるように強く要望する。虚偽誇大な宣伝広告については、現行の「不当景品類及び不当表示防止法」で十分有効な規制が可能であると考えられる。

輸入化粧品においては、製造販売後安全管理（GVP）及び品質管理（GQP）を遵守した責任体制を確立できていないと思われる業者による不正な輸入品が市場に多々見受けられる。品質・有効性及び安全性の確保の観点から、早急に行政による改善指導を強化することが求められている。

## 医薬部外品を取り巻く環境の改善

欧州で化粧品として定義されている製品カテゴリーが、日本では医薬部外品として位置づけられ、それらの製品は製造販売承認を必要とする。欧州ビジネス協会化粧品委員会は、現行の医薬部外品制度にはかなり改善する点があることを言い続けて来ている。それは、1) 承認或いは一部変更承認に長期間を要し過ぎること、2) 既承認成分に関する情報の開示が不十分で透明性に欠けること、3) 汎用化粧品成分を新規に添加剤として配合する事に対する制約の存在である。全成分表示については、2006年より日本化粧品工業会の自主基準として実施されるが、消費者の商品選択に資するという視点が考慮されているとは言い難い。医薬部外品の添加剤は化粧品で汎用されているものがほとんどであるにも拘わらず、化粧品成分と本質が同じ成分であってもINCI名に基づく現行の化粧品表示名称が優先されておらず、消費者にとっては分かりづらいものである。欧州ビジネス協会化粧品委員会として強い懸念を抱いている。

# 切花

## 提言の要旨：

### ■ 植物検疫法規

**提案** 日本の当局は、非検疫動植物リストの枠を、切花に見られるすべての無害動植物を含めるように広げるべきである。EBCは、日本政府に対し、主要害虫（ダニ、アブラムシおよびアザミウマ）に検疫対象を絞ると共に、日本で当たり前の存在となっている全動植物についての「許容度ゼロ」の慣行を廃止する方向での手続を加速するよう勧告する。さらに、恣意的な判断や必要以上の燻蒸を避けるため、見つかった有害動植物種の正確な名称を明記した検疫報告書をまとめることを検疫官に義務付けるべきである。

**現在の状況** 限られた進展。EBCは、2005年4月に施行された非検疫有害動植物リストの拡大を歓迎し、日本政府に対し、植物検疫規制がGATTの「衛生および植物衛生」の章に沿ったものとなるまで、この路線を継続するよう要望する。検疫検査における公平性と徹底性を確保するため、さらなる措置がとられるべきである。輸入業者は往々、入荷品でどの有害動植物が見つかったかについてきちんと通知されることなく燻蒸を命じられることがあるため、手続は透明性を欠いている。

### ■ 成田のキャパシティ問題

**提案** EBCは、貯蔵倉庫および発送エリア、特に輸入品の最大量を取り扱っている成田空港の貯蔵倉庫および発送エリアのさらなる改善を提言する。大きなダメージをもたらす熱にさらされるのを避けるため、冷蔵キャパシティは大幅に向上されなければならない。検査は冷却された倉庫スペースで行うべきであり、燻蒸施設は倉庫の隣に設けるべきである。とりわけピークシーズンにおいて、厳格な検査規則の公正かつ効率的な実施を確保するため、検査能力を大幅に向上させなければならない。

**現在の状況** 進展なし。検査能力はこの数年でいくぶん改善され、休日および時間外に請求される手数料も減額された。5月から10月まで利用可能な冷却機付温度制御貯蔵庫はあるが、キャパシティが限られており、料金は依然高い。この施設は、切花やその他の生鮮品の現在の入荷量には対応できない。

### ■ 燻蒸の費用

**提案** EBCは、日本の空港での燻蒸の費用を削減するため、燻蒸業務の提供業者間の競争を促進するよう奨励する。高額な費用が続くようであれば、日本政府は、例えば上限価格を導入するなどして、先を見据えた介入を行うよう、EBCは提言する。

**現在の状況** 進展なし。料金は引き下げられておらず、ニュージーランド等、同様の制限が設けられている国々の空港の場合より依然約5倍も高い。2004年には、約6000万本に相当する、輸入カーネーション全体の約42%が燻蒸された。1本当たりの平均燻蒸費用は約2円、すなわち卸売価格の5%だった。

## 日本の切花市場

日本の切花市場は世界最大級の規模である。高コスト構造にもかかわらず、国内生産者は市場で確固とした足場を維持している。ドイツ、フランス、米国といった国々は国内で消費する切花の50%以上を輸入しているが、これに対し日本における輸入切花のシェアは依然10%前後である。過度に厳しい植物検疫規制、成田の貨物取扱能力の不足、燻蒸会社間の競争の欠如といった構造的要因は、生鮮品の輸入をきわめて高コストでリスクかつ困難にしている。切花の輸入を妨げる明示された方針は存在しないが、上で概説した障害は、国内外の多くの輸入業者にとって不十分なインフラの単なる結果であるとはにわかに信じがたい、事実上の貿易障壁を生み出している。

## 主な貿易障壁

制限的な植物検疫規制は、切花貿易にとって断然最大の貿易障壁となっている。理論的には、「許容度ゼロ」基準は、GATTウルグアイ・ラウンド協定の「衛生および植物衛生」の章を根拠として、有害と目される動植物にのみ適用される。1996年には、日本の植物防疫法にリスクアセスメントに関する章が追加された。日本政府が有害動植物と無害動植物の実用的な区別を行わないため、最近まで、この改正は切花輸入に有益な影響を及ぼしてこなかった。例えば、アザミウマ、ダニ、アブラムシなどは日本の至る所で見られる昆虫であるにもかかわらず、新しい非検疫有害動植物リストに記載されていなかった。日本政府は2005年4月よりリストに記載する非検疫有害動植物の数を増やすことによってEUの要請に今や応え始めている。EBCはこの措置を高く評価するとともに、当局に対し、日本に広く生息しているすべての動植物、とりわけアザミウマ、ダニ、アブラムシを非検疫有害動植物リストに含めるよう要望する。その一方、輸入切花の燻蒸率は2003年の17%から2004年には20%に増加しており、EBCは政府に対し、検査手続を簡便化するとともに必要以上の高価な燻蒸の数を減らすよう要望する。

日本の国際空港のインフラストラクチャーも、何としても改善が必要である。燻蒸、冷房および倉庫保管の費用は世界でも高額なレベルにあるが、これはひとつには、空港施設業務を提供している企業間に事実上競争が無いことが一因となっている。EBCは、成田空港における燻蒸業務の提供業者間の談合疑惑に関する日本の公正取引委員会の調査が、通関手続地における切花輸入業者のコストの削減につながることを期待している。しかし、これまでのところ、その兆しはない。

空港施設業務の費用が法外であることに加えて、施設自体も非常に混雑しており、出荷物を迅速に捌くには不十分である。到着貨物が検査や通関に回されるまでも、また通関貨物の出荷にも、時間がかかりすぎる。配達までの時間と温度管理は、クレームの水準、したがって顧客満足度に直接的影響を及ぼすため、生鮮品業界における成功の鍵である。

検査スケジュールの拡充、休日手数料と時間外手数料の削減や植物検疫官の増員により空港での検査手続を改善しようとする最近の試みを、EBCは評価する。EBCは、日本政府がこの方針を貫いてくれることを切望している。最終的には、検査済みの花卉を通関手続地において再検査する現在の方式を、無作為検査制度に代えることを期待している。これは長らく要請してきたことなのだが、未だ、いかなる措置も講じられていない。



For more information, contact:

**Mr. Fabrice Audan**  
Chair, Liquor Committee  
(President & CEO, Pernod Ricard Japan K.K.)

c/o Pernod Ricard Japan K.K.  
Sumitomo Fudosan Iidabashi Bldg. 5F  
2-3-21 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo  
〒112-0004 JAPAN  
Phone 03-5802-2670  
Fax 03-5802-2677

## 酒類

### 提言の要旨：

#### ■ 製品定義

**提案** 日本の製品定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

**現在の状況** 進展なし。日本におけるアルコール飲料の定義は依然として実にあいまいである。日本製「ウイスキー」と「リキュール」のブランドの多くは、欧州では決してそのような名称で呼ばれることのないものである。こうしたあいまいな定義が地名付きの製品も含め、国際的に受け入れられている製品仕様を満たさない低価格製品を市場に出すことを、日本の製造者に許しているのである。これは日本の消費者を惑わすものにほかならない。

#### ■ 小売免許

**提案** EBCは、日本における酒類小売の規制緩和を強く支持するものであり、小売業と卸売業双方における酒類販売免許の簡素化をさらに進めるよう、日本政府に対し強く要請する。「緊急調整地域」は、即刻廃止すべきである。

**現在の状況** 後退。日本政府は、小売業免許取得者間の最低距離基準と人口基準を廃止することによって小売環境の規制緩和に着手したものの、この政策は、規制緩和が適用されない指定「緊急調整地域」の数の増加によって事実上骨抜きにされてきた。

EBCは、この暫定的であるはずの措置が2005年8月に国会によってさらに1年延長されて、緊急調整地域内での新規免許発行ならびに既存免許譲渡の申請が少なくともさらに1年間保留にされたことに大いに失望している。しかも、限られた範囲の酒類販売を可能にする大型店舗酒類小売業免許をすでに有している企業は、現有の免許が失効するまでは、より広範囲の新しい酒類小売業免許を申請することができない。免許が「緊急調整地域」におけるものである場合、申請は却下される。

EBCは、卸販売業務の酒類免許の規制緩和が行われていないことに注目している。酒類の卸売免許は数種類存在しており、酒類製品のメーカー、輸入業者または販売業者は、運営する販売場において、それぞれに免許を取得しなければならないことになっている。

#### ■ 関税

**提案** EBCは日本政府に対し、輸入酒類の関税を最終的に撤廃する方向で努力を継続するよう、強く要請する。

**現在の状況** 若干の進展。1996年に下されたWTOの裁定に従って、日本政府はここ5年間で焼酎以外の酒類に対する税率を大幅に引き下げた。

## 日本の酒類市場

日本の洋風スピリッツ/ワイン市場は世界最大級の規模を誇っている。蒸留酒市場（リキュールを除く）の85%近くを占めているのは焼酎であり、残りの大半はウイスキーとブランデーとなっている。酒税改革によって焼酎とその他の蒸留酒の酒税格差は大幅に縮小したが、ウイスキーやウォッカなどの輸入蒸留酒のマーケットシェアはほとんど変化していない。

輸入品のマーケットシェアが60%を超えている唯一の蒸留酒カテゴリーはワインであり、全体的に見ると、日本へのワイン輸入に関する見通しは依然長期的に明るい。ワインに対する都市部の消費者の関心は急激に高まっており、食事に合わせてワインを飲む日本人も増加している。供給者サイドでは、手ごろな価格のワインが幅広く登場していることに加え、小売環境の規制緩和が進みつつあることと、品質管理が向上していることが、市場環境改善に貢献することになる。とはいえ、流通チェーンにおける現在の整理統合は、供給者サイドで価格への大きな下方圧力につながっている。EBCは日本政府に対し、こうした状況下での消費税引き上げには警戒を払うよう要望する。引き上げは小売価格には反映されず、増税分を吸収することを余儀なくされる供給者が打撃を受けることになるためである。

## 税制改革

日本の酒税法は、過去50年以上にもわたって、輸入蒸留酒を差別的に扱ってきた。GATT委員会は、1987年、この慣行に不利な裁定を下したが、結局は微々たる改善が見られるにとどまった。EU、カナダおよび米国が、この問題を世界貿易機構（WTO）に委ねたところ、WTOは1996年にこの申し立てを支持した。その結果として、日本はこの裁定以降、輸入ブラウンスピリッツと国産焼酎との酒税格差を600%から僅か3%へと縮小した。ジンやウォッカなどのホワイトスピリッツ、リキュールに関しては、酒税格差は完全に消滅している。

酒税改革はこの業界の状況を大きく一変させた。マーケットシェアを焼酎から取り戻すべく、大半の企業は節税分を消費者に還元している。それが功を奏して、ここ7年間に、日本の蒸留酒市場は、世界で最も高価な市場から最も安価な市場へと変貌した。

皮肉なことに、税制改革は輸入蒸留酒のマーケットシェアには大きな影響を及ぼさず終わっている。成長を示しているカテゴリーは、安価なホワイトスピリッツ、リキュールおよびRTD（「加工酒」）のみである。日本において輸入ウイスキーとブランデー（コニャック）に長期的な将来性を持たせるためには、消費者の需要を刺激すると共に、これらの蒸留酒のカテゴリーが持つ独特なイメージ、特性および伝統を活用するための、より一層の努力が必要である。

## 製品定義

日本市場において欧州ブランドのイメージを展開するための重要なポイントのひとつは、ブランデー（コニャック）、ジン、ウォッカ、ウイスキーなどの国際的に取引されている蒸留酒の主要カテゴリーについて、意味ある総称定義を確立させることである。現在、日本における蒸留酒の製品定義基準は実にずさんである。そのおかげで、日本企業は、国際的な製品定義基準を満たさない製品を市場に並べて、生産コストを削減することを可能にしている。EBCは、また、日本が、ボルドー・ワインやスコッチ・ウイスキー、コニャックなどの地理的標章を冠した、欧州産酒の製品を尊重し、保護しようとしていないことにも、危惧の念を抱いている。日本の生産者は、その標章が実際には販売される製品とは無関係であるにもかかわらず、欧州の地理的標章を付けた製品を販売することを許されているのである。結局のところ、これは日本の消費者を惑わすものであると共に、欧州産の酒製品の輸入市場の成長を阻む重大な障壁ともなっている。

# 食品

## 提言の要旨：

### ■ 食品添加物

**提案** 日本政府は、2005年3月の厚生労働省の文書に記された46品目の指定添加物についての目標が予定通りまたはより迅速に達成されることを明確にすべきである。同様に、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、二酸化硫黄、安息香酸といった一般的な保存料の使用基準を見直し、輸入食品が不利にならないようにすべきである。

**現在の状況** 若干の進展。これまでに46品目の添加物のうち3品目が承認された。すなわち、2004年12月24日にステアリン酸カルシウム、2005年3月に亜酸化窒素、2005年8月18日にヒドロキシプロピルセルロースが承認された。ナタマイシンは2005年の冬までに承認が見込まれる。さらに、8品目の香料がこれまでに承認された。2005年3月以来、厚生労働省は毎月、各添加物の承認状況を示す明確な日程を作成・発表している。多くの食品会社や輸入業者に影響を及ぼすこの大きな問題について現に進展が見られるのは心強い。

46品目の添加物すべてが承認されるまでこのプロセスが引き続き加速化することを確実にするには、実際のリスク評価に責任をもつ機関である食品安全委員会（FSC）の努力も必要不可欠である。EBCは、欧州からの食品の輸入が差別されないよう、日本で既に承認されている添加物の使用基準を修正することも当局に要望する。日本の多くの食品よりはるかに低い水準のソルビン酸、ソルビン酸カリウム、二酸化硫黄、安息香酸といった一般的な防腐剤しか含んでいない欧州の多くの食品の輸入が認められていない。このような状況は善処されねばならない。

### ■ 市販されている食品の検査

**新しい提案** 市販されている製品の食品衛生監視機関として食品衛生法第24条のもとの責務を遂行する地方自治体（保健所）は、違反を小売業者に通知する前にまず製造業者または輸入業者に伝えることを義務付けられるべきである。

**現在の状況** 販売している食品が日本で認められていない物質（その多くは欧米では広く使用されているが）を含んでいることが判明した場合、小売業者はパニックを起こして過剰な措置をとりがちである。その結果、卸売業者は往々にして、（どれもまったく安全である可能性のある）当該の製品や関連製品を処分することを余儀なくされることになり、これは多大な財務的・環境的影響をもたらす。日本で禁止されている添加物とその物質を通常含んでいない製品で検出される理由は数多くある（例えばキャリアオーバー）。製造業者は、警報が鳴らされて市場がパニックに陥る前に、当局とともに問題を調査し善後策を講じる機会を与えられるべきである。

### ■ 欧州産牛肉

**提案** 日本は、欧州産牛肉輸入に対する制限を即刻見直すべきである。米国産牛肉輸入再開についての条件は、欧州からの牛肉輸入にも適用されるべきである。

**現在の状況** 進展なし。日本は2001年1月までに欧州諸国からの牛肉の輸入を全面的に禁止し、以来、この禁止措置を解除する条件についての話し合いに前向きでない。対照的に、日本の当局は、米国でのBSEの発生後、2003年12月に米国産牛肉に対して課

現在の状況 (続き) された輸入禁止措置を解除する条件を前向きに追求してきた。2005年5月、食品安全委員会は、20ヶ月齢以下の牛に由来する肉を輸入向けに安全とみなすべきであると勧告し、これは農林水産省からも支持された。欧州牛肉業界は、米国とは対照的に、個々の牛の年齢を追跡し保証することが完璧にできるが、日本政府は欧州産牛肉の輸入禁止措置を同じ条件で再評価することを断っている。

■ **有機農産物に関する改正JAS法**

新しい提案 2006年3月1日から施行される新しいJAS法は、JAS規格への適合を認証されることになったいくつかの欧州認証機関に反復的な過度の管理上・財政上の負担をもたらす。EBCは、従来の制度のもとで登録された認証機関に、付加的データの提出のみで認証活動の継続を認めるよう提案する。従来の制度のもとで登録されたすべての認証機関は、定期的視察に関連した費用など、反復的な過度のコストなしに認定を更新できるべきである。農林水産省はすべての情報を英語で提供するとともに、英語で書かれた申請書類を受け付けるべきである。

■ **植物防疫国境管理**

提案 日本は、果物および野菜類上で発見される非有害動植物すべてを包含するよう、非検疫動植物リストを拡張すべきである。

現在の状況 若干の進展。日本は、現行の非検疫動植物リストを改訂する必要性を認めることで若干の進展を示した。2005年4月にいくつかの動植物がリストに追加されたが、さらに多くの動植物を追加すべきである。これは燻蒸の減少と検疫手続の迅速化につながるだろう。燻蒸コストは依然不当に高いものとなっている。

■ **ネットが破れた果物・野菜類**

新しい提案 ネットが破れて到着する果物・野菜類はいかなる植物防疫リスクももたらさないため、日本政府は、その輸入を認め破棄されることがないように、規制を改正すべきである。

■ **生鮮品**

新しい提案 生鮮品を受け入れ適切に取り扱う成田空港の能力を即刻向上させるべきである。とりわけ、事前検査された生鮮品はさらなる検査なしに受け入れるべきであり、植物防疫官を旅客施設から貨物エリアにシフトして、そこですべての検査を行うべきである。

現在の状況 成田空港が受け入れる生鮮品輸入額は世界最高であるが、そうした需要に対処するには設備が不十分である。通関手続準備時間全体を短縮する努力が払われているとはいえ、生鮮品のきわめて重要な通関を迅速化するための特別措置は設けられていない。

■ **リンデンの最大残留基準値（MRL）**

新しい提案 カカオ豆と加工カカオ製品に含まれるリンデンの暫定最大残留基準値（MRL）は、現在欧州のほとんどの国々で適用されているALARAレベル（合理的に達成可能な限り低く（as low as reasonably achievable））に沿って定められるべきである。

現在の状況 農業用途におけるリンデン残留物の減少は欧州の食品に含まれるリンデン濃度の相当の低下につながっている。しかし、リンデンは依然環境内に存在し、カカオ豆等の農作物では今後長年にわたってこの物質が検出可能濃度で含まれると予想できる。カカオ豆に含まれるリンデンについての0.002 mg/kgという暫定MRL案と、加工カカオ製品に含まれるリンデンについての0.01 mg/kgという一律MRLは不当に低いものであり、それを達成することはいかなる製造業者にも至難の技であろう。



## 提言の要旨（続き）：

### ■ チョコレートの関税率

- 提案** EBCは日本政府に対し、チョコレートの輸入関税を一律10%にするよう要望する。日本では、小売用チョコレート菓子類（一般に1パック500g以下とされる）には10%の輸入関税がかけられる。しかし、業務用チョコレートにかけられる輸入関税はそれよりずっと高く、ダーク・チョコレートとミルク・チョコレートは29.8%、ホワイト・チョコレートは25%となっている。業務用チョコレートの高関税率は最終的に日本の製菓業者ならびに消費者の差別待遇につながるため、EBCはこうした格差に正当性を見出すことができない。EBCは、販売チャネルやパック・サイズにかかわらず、すべてのチョコレートの輸入関税を一律10%とするよう要望する。
- 現在の状況** 進展なし。この問題に関し政府に対して正式の要請を行ったものの、まだ何の進展もみられておらず、この異常な状況について、納得のいくいかなる理由も示されていない。

## 背景

### 日本の食品の地平拡大

日本は、食品市場の発達面で主要貿易相手国に大きく遅れをとっている。数多くの豊かな伝統とよく発達した食品市場を有する欧州には、好奇心旺盛で品質にうるさい日本の消費者に提供しうるものがたくさんある。日本国民は選択肢が狭く、欧州の食品に対し、世界の他の先進経済国のおそらくどこよりも相当高い金額を支払わなければならない。これは、懲罰的関税のみならず、制限的かつ煩雑な規制が課されていることに起因するものである。

世界の主要な産品や原材料へのアクセスを通しての選択肢拡大は消費者の利益になるだけではない。日本には食品を輸入し、洗練させ、新しい興味深い食品やブレンドを生み出すことに長い間の伝統があるため、選択肢拡大は食品産業にとってもプラスになる。日本の食品生産者は付加価値製品に対する世界的な需要拡大をみているが、良質な原材料の入手のしにくさや高コストが生産者のポテンシャルを阻害している。

EBCは、日本政府が政策の焦点を保護から洗練性や相互依存度向上へと移す今が潮時とみている。EBC食品委員会の目標は、欧州で容易く手に入る食品を、合理的な価格で日本でも提供できるようにすることである。

### 食品安全

日本では、食品安全が依然最優先の課題となっている。EUでうまく機能することが判明している食品安全政策を採用することによって、良心的な食品生産者や輸入業者に不利に働くことがあまりに多い見当違いの措置を回避することができるだろう。さらにまた、食品安全政策にも規制の一貫性が適用されるべきである。様々な輸出国に様々な条件を適用することは、消費者安全も消費者の信頼も後押ししない。

### 好材料

昨年のEBC白書刊行以降、少なくとも1つの好材料がみられている。EBCは、2002年12月に厚生労働省により優先的見直しの対象に挙げられた46品目の物質を速やかに承認する重要性を強く訴えてきた。その意味で、承認手続を迅速化し、より透明にするという2005年3月の厚生労働省の発表は歓迎すべき動きである。史上初めて、明確な目標が設定された。厚生労働省は今では、初期評価時間を月平均0.6品目から1.1品目に短縮することを確約している。厚生労働省はさらに、リスク評価を担当する機関である食品安全委員会（FSC）に2008年3月までに46品目すべてを委任することを示唆している。歩みは依然遅いとはいえ、EBCは厚生労働省側の努力を高く評価するとともに、このプロセスを同省ととりわけFSCが引き続き加速化するよう願っている。

# 産業

自動車  
自動車部品  
航空  
宇宙  
防衛  
建設  
産業用材料  
環境技術

# 自動車

## 提言の要旨：

### ■ 技術基準のハーモナイゼーション

*提案* EBCは日本政府に対し、国連欧州経済委員会（UN-ECE）規則の採択を急ぐと共に、新しい国内要求条件を導入する場合に、これに先立ち、他のUN-ECE加入国との周到な協議を重ねることを勧告する。

*現在の状況* 日本の規制体制は、自動車産業のグローバル化に対応するがために大きな変化をとげてきた。「UN/ECE 1958年 車両等の型式認定相互承認協定」への日本の加入は、国内技術基準と国際基準とのハーモナイゼーションを加速してきた。しかし、日本が日本独自の技術要件に固執している分野が未だに存在している。

### ■ 環境保護立法

*提案* EBCは日本政府に対し、輸入に不相当の負担を課すことのないようなかたちで環境対策を策定するよう強く要請する。

*現在の状況* 日本政府は、自動車が環境に及ぼす影響を低減させることを重視しているが、その点では、欧州車の輸入業者も同じである。しかし、EBCとしては、燃費基準および排出規制の強化、使用済み自動車と自動車用バッテリーの処分に関する立法は、事実上の輸入障壁とならないようなかたちで実施されるよう望んでいる。EBCは、ディーゼル排出基準を、他の先進的な自動車市場での条件を満たすため使用されている技術によって達成できる水準に設定するよう、強く要請する。

## 概要

欧州車のメーカーにとって、日本はアジア最大の輸出市場である。外国ブランドの自動車の輸入は1990年代初頭に爆発的に伸びて、1996年には311,000台に達した。しかし、その後は、市場全体の規模が縮小するとともに減少している。2004年の輸入台数は240,000台であり、ピーク時をはるかに下回っている。この台数は、軽自動車を含む全乗用車市場の5%である。欧州ブランド車のシェアは、輸入車市場（日本メーカーの海外の現地工場から日本に輸出された自動車を除く）中、85%となっている。

日本の自動車市場への欧州企業の参入形態は、単なる販売に限定されるわけではない。一部の欧州企業は日本の自動車メーカーに資本参加しており、日本のみならず、アジア諸国を中心とした他の市場でも日本のメーカーと協力している。また、日本企業と提携して、研究開発（R&D）や製品開発を共同で行っている欧州企業も存在する。

## グローバルなハーモナイゼーション

自動車産業のグローバル化は、欧州と日本の自動車メーカーが、技術基準を国際的にハーモナイズさせることに共通の関心をもたせることとなった。市場では熾烈な競争を繰り広げる一方で、日欧の自動車業界は、業界に課せられる規制の負担を軽減すべく協力している。

1998年、日本はアジアの国としては初めて、「UN/ECE 1958年 車両等の型式認定相互承認協定」に加入した。この協定では、1つの締約国でECE規則に則った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の締約国の審査を免除されると定めている。

## 環境対策

経済産業省（METI）は、日本がCO<sub>2</sub>排出量削減目標を達成するにあたって、ディーゼル乗用車が潜在的に重要な役割を果たしうると認識している。しかし、日本政府の設定した窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）の排出基準は、現実にはディーゼル乗用車を日本市場から締め出すような水準となっている。これは、ディーゼル技術が提供できる燃費の向上という利点を、日本から奪うものである。

EBC自動車委員会は日本自動車輸入組合（JAIA）と協力して、経産省に対し、自動車用バッテリーの強制的リサイクル制度案が、国内自動車メーカーによって平等に負担されないコストを自動車輸入業者にだけ課すことがないよう要請してきた。

## 規制緩和

EBC自動車委員会は、欧州自動車工業会（ACEA）および日本自動車輸入組合（JAIA）と緊密に協力して、欧州の輸入業者の利害に影響を及ぼす規制上の問題についての共通の見解を確立しようとしている。JAIAは自動車業界を対象とした政策を審議する様々な政府審議会において、輸入業者を代表している。もっとも、EBC自動車委員会でも、委員会のメンバーとの非公式な会合に政府関係者に定期的に出席してもらうことにより、政府関係者との直接的なチャンネルを独自に維持している。



For more information, contact:

**Mr. Richard Kracklauer**  
Chair, Automotive Components Committee  
(President, Sachs Automotive Japan Corp.)

c/o Sachs Automotive Japan Corp.  
NTB-M Bldg. 6F  
2-2-9 Shimbashi, Minato-ku, Tokyo  
〒105-0004 JAPAN  
Phone 03-3539-5600  
Fax 03-3539-5605

## 自動車部品

### 提言の要旨：

#### ■ 自動車産業のグローバル化

**提案** EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティックな面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。グローバルな調達の増大とシングルプラットフォーム開発の一層の重視は、日本の業界の費用効率性にさらにプラスに働かざるを得ない。

**現在の状況** 限られた進展。EBCは、国際化が革新的な欧州企業にもたらす、新製品開発面や技術的な専門知識共有面で日本の自動車メーカーとの関係を強化する機会を歓迎する。欧州企業は欧州の特定の自動車メーカーに拘束されることなく、他の自動車メーカーにとっても価値ある製品をもっている。日本の自動車メーカーは、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。さらに、多くの企業が調達戦略の再評価を行っている。

とはいえ、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。一般に、日本のメーカーは製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで進めること、これまでつきあいのなかった取引先から調達することに未だ消極的である。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことも希ではない。

#### ■ 情報交換の促進

**提案** EBCは、日本自動車業界の代表者が集う欧州での会議が継続されることを強く支持している。EBCでは、こうした会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めるのに役立つものであると感じており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることを望んでいる。

**現在の状況** 1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの間の直接の会議が設置された。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次の会議はイタリアのトリノで2005年11月に開かれることになっており、EBCは日本の業界上層部の参加を奨励する。EBCはまた、2006年5月に横浜で開催される予定の自動車技術会 (JSAE) のエキシビションと年次会議/論文発表で、大きな進展の可能性があると理解している。

## 背景：

### EBC Automotive Components Committee Member Companies

A. Raymond Japan  
BASF Japan  
Behr Japan  
Bosch  
DuPont Shinto Automotive Systems  
Faurecia Japon  
Henkel Japan  
Knorr-Bremse Commercial Vehicle Systems  
Nihon Inalfa  
Osram  
Sachs Automotive Japan  
Seric  
Siemens VDO Automotive  
ThyssenKrupp Automotive Japan

### 変貌を遂げつつある日本の市場環境

日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進することを目指して、当地のインフラへ投資し、技術競争力を向上させることによって、より多くの欧州自動車部品企業が、日本における事業を獲得するため資源を傾注するようになっている。

欧州企業は、日本の自動車産業部門が最近変容してきた結果現れることとなった機会を活用しようと注視している。グローバル化と熾烈な国内外の競争圧力により、日本の自動車メーカーは、グローバルな調達戦略と費用効率に優れた製品を開発することを重視して、調達戦略の再評価を行わざるをえなくなった。それと同時に、日本の自動車メーカーが欧州、そして中国を含む世界のその他の場所で現地製造事業を展開するようになった結果、欧州自動車部品企業の日本との関係も強固になった。長期的に見て、EBCは日本の自動車業界のグローバル化を極めてポジティブな動きと捉えている。欧州企業にとって、将来、機会の拡大につながる公算が大きい動きだからである。

### 満たされない期待

残念ながら、欧州の自動車部品/システムメーカーは依然として、欧州の技術的専門知識を日本の自動車業界に売り込むのに苦労している。これは主として、日本企業が製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで行うことに未だ消極的であることに原因がある。専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを鼻息にしているのだ。企業特有の仕様に固執するために、顧客に「日本式の解決策」を提供しなければならないことも、依然として珍しくない。これはシングルプラットフォーム開発と大量生産に向かう世界的な流れに逆行している。日本の自動車メーカーは、確かにここ数年、ヨーロッパの取引先からの調達に大いに関心を示すようになってきたものの、この関心が大規模な事業のかたちで結実していないと多くの企業が報告している。一般に、欧州の企業は、中国における日本の現地工場を含め、他のアジア諸国で注文を受注するのに、より成功していると言ってよい。

### 製品開発のアウトソーシングの促進

欧州自動車業界においては、自動車部品開発のアウトソーシングは明確なトレンドとして定着している。こうした欧州のシステムは、より低いコストとより大きなフレキシビリティによって、リスクを低減させることにつながるものである。EBCは、将来、日本においても、こうしたシステムが全面的に採用されることを願っている。これは、より一層のコスト削減とイノベーション拡大につながる、競争力に優れた構造をもたらすはずである。

### 欧州企業が提供できること

EBCは、日本企業に、欧州企業はいかなる製品開発の提携関係においても、献身的で信頼できるパートナーであると納得してもらえることを目指している。欧州の自動車部品/システムメーカーは、日本の自動車業界に提供できるものを数多く備えている。欧州の自動車部品メーカーは、日本の自動車メーカーが取引先に期待する、イノベーション、技術的専門知識、効率、品質および個別の対応の面では定評がある。さらに、欧州企業は、日本国外、たとえば欧州やアジアの他の国における現地工場、日本企業の製造能力を伸長させるサポートをうまく提供できるのである。



For more information, contact:

**Mr. Stephane Ginoux**  
Chair, Committee of  
Aeronautics, Space & Defence  
(President, Eurocopter Japan)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.  
Pola Aoyama Bldg. 8F  
2-5-17 Minami-Aoyama, Minato-ku  
Tokyo 〒107-0062  
JAPAN  
Phone 03-5775-6262  
Fax 03-5775-6265

# 航空

## 提言の要旨：

### ■ 競争の促進

**提案** 調達の意思決定は、政治的な影響を受けることなく、競争に基づいてなされるべきである。EBCは、日本の企業が供給源を分散させて、顧客、株主および公衆一般の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。

**現在の状況** 民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を、世界的にみても安価な価格で提供しているが、日本の民間航空機および関連機器の市場における欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。  
日本の航空関係企業への外国の資本参加の法的制限も、欧州から日本への投資や参入の大きな妨げとなっている（航空法第4条参照）。

### ■ 業界間の協力促進

**提案** EBCは、特に、欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係が強化されることを期待している。

民間航空輸送における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを開発するにあたっては、新たな課題が横たわっている。EBCは、これらの課題を、日欧間の協力範囲を大幅に広げる大きなチャンスであると考えている。EBCは、アメリカ企業との提携に前向きに資金拠出するのなら、それと同様に欧州の企業との提携も前向きに支持し、資金拠出するよう、経済産業省 (METI) やその他の政府関連の諸機関に対して求めたい。

**現在の状況** 民間航空機の開発分野における協力は、依然として北米に大きく偏っている。経済産業省のボーイング787プログラムへの支援は、欧州との将来の提携の可能性を制限するものであってはならない。EBCは、日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものとなおも確信している。トレント1000エンジンや先頃の超音速技術についての協定に対する経済産業省の支援は、航空分野における協力拡大の道筋を示すものである。

## 背景：

### EBC Committee of Aeronautics, Space and Defence Member Companies

AgustaWestland  
Airbus Japan  
Alcatel Japan  
Arianespace  
BAE SYSTEMS International  
Barco  
Eurocopter Japan  
Rolls-Royce International  
Safran  
Snecma  
Thales Avionics Japan  
Thales International Japan  
Turbomeca Japan

### 日本の航空機産業

第二次世界大戦後、日本の航空機産業は、日本政府から強力な財政的支援を受けて国内輸送能力を再生させるよう努めてきた。日本は、経済産業省の指導のもとで国家プロジェクトを立ち上げ、日本の航空機産業の自立を促そうとしたが、未だ期待された成功水準に達していない。日本の企業は依然として防衛予算に基づく契約に大幅に依存しており、その比率はそれら企業の航空部門の売上の60%超を占めており、また、ボーイング社とのパートナーシップに基づく契約にも大いに依存している。

### 日本の航空機市場

日本の民間航空機・ヘリコプター市場は世界最大の市場の一つである。歴史的にみてこの市場は米国が支配してきた。

EBCとしては、欧州の民間航空機のもつ長所 世界中の人々に広く認識されている最先端の技術と乗客の快適さについて、日本の航空会社が理解を深めることを願っている。又EBCは、JAL、ANA、NCAその他の航空会社に対し、将来のフリートの更新・変更にあたって欧州の民間航空機を考慮に入れるよう要望する。

### 民間航空機開発における協力

BK117ヘリコプターにおける川崎重工業(株)とユーロコプター社との協力や、トレント1000における三菱重工業(株) / 川崎重工業(株)とロールスロイス社との協力は、日欧産業間協力の心強い成功例である。

しかしながら、北米企業との長きにわたる協業関係のため、日本の産業は時として、欧州企業との協力を消極的である。

成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに、必ずや役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことは、日本企業の国際ビジネスチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展につながるものと考えられる。

EBCは、日欧間の業界における大規模共同開発プログラム、特に輸送航空機分野での共同開発プログラムには、かなりの事業機会があると感じており、日本政府と日本の産業界に、このような事業を真剣に検討するよう強く求めたい。





For more information, contact:

**Mr. Stephane Ginoux**  
Chair, Committee of  
Aeronautics, Space & Defence  
(President, Eurocopter Japan Co., Ltd.)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.  
Pola Aoyama Bldg. 8F.  
2-5-17 Minami-Aoyama, Minato-ku  
Tokyo 〒107-0062  
JAPAN  
Phone 03-5775-6262  
Fax 03-5775-6265

# 宇宙

## 提言の要旨：

### ■ 衛星

**提案** EBCは、日欧間の開発協力を支援すると共に、最近になって日欧双方において、新しい開発分野における新たなスケールの日欧協力が関心を集めていることを歓迎している。特に宇宙航空研究開発機構と欧州宇宙関係機関がさらに密接な関係を強めることを推奨するものである。また、新しい応用分野における計画について、日欧宇宙機関それぞれができるだけ初期の段階から話し合い、日欧が時機を逸せずに協力態勢に入れるようにすることを勧める。

**現在の状況** 日本の宇宙機関と欧州の宇宙機関（欧州宇宙機関、並びにその各加盟国の宇宙機関）の間には長年にわたって密接な関係が保たれている。最近になって、日欧双方において更に広範な協力が関心を集め、これまで以上の議論が行われてきている。このような背景のもとで、いくつかの企業が新たな第一歩を少しずつ踏み出してはいるが、衛星等の開発における具体的な協力は未だ極めて限られたものである。新しい応用分野における産業協力は宇宙関係機関の振興があって初めて可能となる。

### ■ 打上げ機

**提案** EBCは日欧の宇宙機関の間で協力案件が増加していることを支援すると共に、現在進行中の、そして将来の議論が、日欧両国の大型ロケットにとってバランスのとれた、実りのある、活発な相互協力の形で結実することを強く希望している。技術面と実行面の双方から考えると、本協力は包括的で組織立ったものであるべきで、我々は新たにスタートしたH-IIB開発計画が現在進行中の協力を具体化する助けとなることを強く望んでいる。EBCは、打上げ機あるいは宇宙輸送全般に関する商業協力ならびに産業協力の企業間の話し合いを強力に支援している。

**現在の状況** 宇宙先進国の中で、日本と欧州だけが十分な政府の打上げ需要を持たないため、宇宙への独自アクセスを維持することが困難になっている。そのような背景のもと、日欧の宇宙機関の間で、日欧間においてのみ可能な双方向性と双務性を基本とした日欧政府ミッションの相互バックアップの可能な形が検討されている。これは打上げ機に技術的な問題が生じたときに当該衛星の打上げ遅れを回避すると共に、一方的なバックアップによって打上げミッションが減少することのないようにするものである。同時に、欧州と日本の産業界は、商業的あるいは産業分野における協力をめざしてその距離を縮めている。

## 背景：

EBC Committee of  
Aeronautics, Space and Defence  
Member Companies

AgustaWestland  
Airbus Japan  
Alcatel Japan  
Arianespace  
BAE SYSTEMS (International)  
Barco  
Eurocopter Japan  
Rolls-Royce International  
Safran  
Sneema Tokyo  
Thales Avionics Japan  
Thales International Japan  
Turboeca Japan

### 日本と宇宙産業分野

日本は宇宙分野における主導国のひとつであり、H-IIAによって宇宙への独自アクセス手段を有している。また、より小型の打上げ機、ギャラクシー・エクスプレスと打上げ能力を増強したH-IIAの派生型が現在開発中である。日本はまた最先端技術を駆使した衛星を年一機ないしは二機のペースで製造してきたが、予算のしめつけはこれまでになく厳しく、新規衛星の計画及び開発は遅れている。日本の宇宙産業は地上系および衛星搭載部品の分野において成功を収めている。

しかし、日本の宇宙産業は、国内生産規模が小さいために、国際市場では遅れをとっている。1990年に米国の政治的圧力によって政府市場の多くを国際競争に開放せざるを得なくなってきた。衛星産業はほぼ全面的に数少ない政府機関からの発注に頼っている。その一方で、打上げ機の分野ではH-IIAロケットの民営化が衛星市場が低迷している最中に行われようとしている。将来の宇宙探査計画に希望が繋がれている。

残念なことに宇宙活動は、日本の国民の関心を十分にひくことができないという困難にしばしば直面する。しかし国民は平和利用と共通の利益のための国際協力であればそれを支援するものである。

### 衛星システム

日本の多くの政府衛星に国際入札を義務づける日米間協定の存在が、比較的オープンな商業衛星市場へとつながっている。欧州の衛星メーカーは、米国と比べ日本の衛星市場への参入が遅かった事もありまだ日本に商業衛星を販売した実績を持っていない。しかし、近年欧州製衛星に関する情報も広く活発に提供されてきた事もあり、欧州製の衛星が多くの実績を持ち世界的にも高品質・高信頼性である事が更に認識されてきている。又、米国には不透明な輸出規制問題があるが、欧州は日本に対し情報公開政策をとっているため、欧州製の衛星に対する日本の顧客の関心は徐々に高まりつつある。日本は先進的なパートナーとの接触による技術的、産業的卓越を目指して、国際協力を利用することが珍しくない。しかし、衛星開発における協力関係は依然として米国に大きく偏っており、特に宇宙予算の多くを費している国家安全保障に関連の深いプログラムにおいてその傾向が顕著である。しかし、近年その一部の製品については国産化に移行してきている。政治的影響と圧力は、日本における日欧の商業衛星開発に悪影響を及ぼしている。

しかしながら、この数年の日欧の宇宙関係機関の間で開催されている会議の結果、新たな進展があるかもしれない。一方、日欧の宇宙産業においては協力の可能性に対する確信が強まっており、議論が進歩への希望となっている。欧州は、実績のある革新技术に関し、提供できるものを数多く有している。しかも、政治的な思惑は無いに等しいし、日本への特別な輸出制限も無い。

### 打上げ機

打上げ機の分野では、アリアン・ロケットが日本の商業衛星打上げ市場において大きな成功を収めてきただけでなく、日本の産業界および宇宙関係機関との信頼関係も確立されている。

深刻な予算の制約ときわめて限定された政府の打上げ需要という問題に直面しながらも宇宙への独自アクセスを維持するために、日本政府は現行のH-IIAの責任のほとんどを三菱重工業株式会社に移管しているところである。しかし、既に過密状態にある脆弱な商業打上げ市場は新たなロケットの参入にとって最悪の状況と言わざるを得ない。このため予測できる範囲では、日本政府による衛星打上げが依然として主体であり続けるものと思われる。

アリアン5とH-IIAの協力がゆっくりではあるが具体的になりつつある。商業分野においては、アリアンスペース、三菱重工業株式会社、そしてボーイング・ローンチ・サービスが、それぞれの打上げ機に問題が生じた際に、その顧客が三社間の他の打上げ機に容易にシフトできるサービスを開始した。一方、日欧の宇宙機関は、政府ミッションを対象としたアリアン5とH-IIAの相互バックアップについて同様の、しかし二国間の枠組みを検討している。



For more information, contact:

**Mr. Stephane Ginoux**  
Chair, Committee of  
Aeronautics, Space & Defence  
(President, Eurocopter Japan)

c/o Eurocopter Japan Co., Ltd.  
Pola Aoyama Bldg. 8F  
2-5-17 Minami-Aoyama, Minato-ku  
Tokyo 〒107-0062  
JAPAN  
Phone 03-5775-6262  
Fax 03-5775-6265

# 防衛

## 提言の要旨：

### ■ 非関税貿易障壁

**提案** EBCは日本政府に対し、防衛装備品調達の見通しを高めるよう強く要請し、将来の防衛装備品の条件に照らして欧州製品をより十分かつ公正に評価するよう奨励する。欧州企業は、日本の防衛庁 (JDA) に、相互運用性、技術的専門知識、実環境運用経験および世界的にみて競争力のある価格という面で、多くのことを提供できる能力を有しているが、これまでの調達手続は、これらの製品を納入することを阻んできた。防衛装備品の選択は、政治的に可能な限り、運用、技術および費用効率性を基準にすべきである。

**現在の状況** 海上自衛隊においてアグスタ・ウェストランド社のEH-101と陸上自衛隊においてユーロコプター社のEC-225のVIP輸送機が受注を獲得したものの、欧州製品が唯一要求事項を満たしているとき、あるいは納税者の納めた税金を最も有効に活用できるときですら、欧州製品を選択する用意が日本にあるという心強い兆しはほとんどない。EBCは、日本における欧州企業の存在感を高めたいと思っている。しかし、調達手続はなおも透明性に欠け、欧州製の防衛装備品の評価は十分に均衡のとれたものであるとは言えない。欧州企業が、日本企業および米国企業と真に平等な立場で競争できるようにするためには、さらに改善が必要である。

### ■ 産業協力

**提案** 日本政府は2004年12月10日、日米の研究開発・技術交流、とりわけ弾道ミサイル防衛 (BMD) プロジェクト面の交流を可能にするため、兵器技術に関する諸外国との産業協力についての方針を修正することを表明した。諸外国との産業協力が「ケースバイケース」で検討されることも示唆された。EBCはこの表明を、日本政府がBMDや米国以外にまで国際産業協力を拡大することを意図していることを示唆するものと受け取っている。したがってEBCは、防衛産業協力に関する規制を、日本での共同開発プロジェクトを模索している欧州諸国に対し、いかなる条件のもとでどのように緩和しうるかについての具体的詳細を要望する次第である。

**現在の状況** 今のところ、日本では、米国を除くいかなる国々とも、軍事装備品の仕様を含め、防衛関連情報の交換を伴う共同開発を行うことが禁じられている。現在、武器輸出三原則 (軍事技術の輸出を認めない、武器の輸出を認めない、武器関連の情報を交換しない) の修正が検討されているが、まだ結論は出されていない。EBCは、日本政府に対して、この機会を利用して、欧州の防衛産業界とも協議を開始し、日本企業と欧州企業との間の相互に利益をもたらすパートナーの関係が築けるよう支援するよう強く求める。この緩和措置が実現すれば、日本の防衛産業と防衛庁等は、実地運用経験要件を満たすよう開発された新しい技術や手法を入手できることになる。

## 背景：

### EBC Committee of Aeronautics, Space and Defence Member Companies

AgustaWestland  
Airbus Japan  
Alcatel Japan  
Arianespace  
BAE SYSTEMS International  
Barco  
Eurocopter Japan  
Rolls-Royce International  
Safran  
Snecma  
Thales Avionics Japan  
Thales International Japan  
Turbomeca Japan Japan

### 日本の防衛産業市場

日本の現行の防衛力整備 5 ヶ年計画には約 4 兆円の武器調達予算が含まれているが、そのうちおよそ 85%は国内で開発、製造される兵器システムに費やされるものと予想される。日本の防衛用ハードウェア市場の残り 15%はおおかた、米国メーカーからのライセンス供与によって製造される製品または米国から直輸入される製品で占められている。

欧州が日本に販売している防衛関係製品は、ほんの一握りの例外を除くと、日本製兵器システム用の副次的な装備と部品が主体となっており、この状況はまだ改善されていない。

### 日本の防衛産業市場への欧州企業の参入

日本経済の他の多くの部門同様、欧州企業は防衛産業の部門でも日本市場への参入を制限する多数の非関税貿易障壁に直面している。日本の防衛装備品の調達手続は透明性を欠いており、外国企業が、新規計画の時期、関係当事者および要求事項を知るには困難が伴う。これは、公正な競争が欠けていること、そして往々、日本の防衛当局が、欧州の防衛装備品に関する情報を適時に入手することに消極的であることにより倍加されている。防衛当局は欧州の防衛装備品については相対的に情報不足であり、これが防衛及び調達政策についての視野を狭めている。そのため、欧州の防衛関連企業は、日本企業との製品開発協力を拡大するにも、また必要または緊急の時さえ、即戦力となる最新装備を日本政府に販売するにも、悪戦苦闘しなければならない。

貿易不均衡をめぐる米国の政治的圧力、対外有償軍事援助を通じての米国製品を購入の誘因、そして、相互運用性の欠如に対する日本の不安が、日本の防衛産業市場に欧州企業が参入することをさらに制限している。

EBCは、日本の安全保障体制において米国が担っている役割の重要性は認識しているものの、相互運用性に対する日本の姿勢は大袈裟すぎると感じる事が少なくない。海外調達を米国製品に限定しているからといって、米国との相互運用性が保証されるわけではない。むしろ、こうした姿勢は、相互運用性の問題に対する欧州の革新的な解決策を利用する機会を制限しているのである。その反例としては、米国の最も緊密な友邦である英国は、欧州で設計されたシステムをほぼ全面的に装備して、完全に相互運用可能な軍備を配備している。

### 政策転換の好機

日本の現在の経済情勢は、周辺地域における緊張の高まりや、日本の防衛力の国際的役割の増大、そしてミサイル防衛計画といった新しい大きな計画と相俟って、防衛調達品の予算に大きな圧力を及ぼしている。近い将来実施されるべき、主要なプロジェクトの多くは、調達政策を大幅に見直し、対費用効果をより一層重視しない限り、現在の予算内では達成できない。EBCとしては、日本に対してこの機会を変更の好機として活かすよう強く勧める。調達手続の透明性が高まり競争が強まれば、日本は、性能に定評があって即戦力となる最先端の防衛装備品を入手しやすくなり、日本政府は防衛予算内でより価値の高い装備品を獲得できるようになるであろう。

欧州企業は世界に負けない低価格と、実戦で性能が実証された装備を提供している。それに加えて、日本と欧州の間には政治的な関係を複雑化する安全保障の同盟関係が存在していないため、「政治的なヒモ」付きでなく、完全な技術移転を実現できる。財政が逼迫する中で軍事的な即応態勢を確保するために、これは非常に大きな利益となることだろう。

# 建設

## 提言の要旨：

### ■ 公共プロジェクトの発注と調達

**提案** 発注母体は、効果的な品質/性能評価・管理システムを確立することによる、「VFM」(value-for-money「支払に対して最も価値の高いサービスを提供する」)を獲得するよう、より力を入れるべきである。公共工事の契約を、中小企業にとっての条件改善といった政策目標の推進手段として用いるべきではない。

**現在の状況** 限られた進展。欧州企業は、革新的な建材や設計、技術を供給するのは、日本の公共工事市場よりも民間工事部門のほうが遥かに容易だと見ている。EBCは、公共工事に関する情報開示の改善を目指す政府の最近の取り組みを歓迎する。しかしながら、これはまだ、調達プロセスの透明性の大幅な向上や、日本における建設コストの低下にはつなげていない。「VFM」の確保には、不十分な努力しか払われていない。しかも、多くの場合、品質管理措置や品質保証措置は存在しない。地方自治体は、多くの請負業者の間でワークシェアリングするという公式政策を維持しているが、この慣行は間接的に談合を呼び込む。

### ■ PFI/PPP

**提案** 官民協力手法(PPP)はパフォーマンス・ベースであるべきで、事業者(民間企業)に遂行すべき明確な目標を与える一方、実現手段の選択の自由を与えるべきである。競争を促進するため、成功を収めた実施例には然るべき報酬で応えなければならない。

**現在の状況** 日本でこれまで実施されてきた民間資金等活用事業(PFI)や官民協力手法(PPP)は、おおかた、真のPFI/PPPプロジェクトというよりむしろ(購入者による支払が延期された)「請負業者融資(contractor-financing)」の変種となっているため、納税者にとっての価値向上の真のポテンシャルを達成していない。ほとんどのプロジェクトは、革新的なソリューションを事実上制限し、収益性もほとんどない。

### ■ 建設材料規格の相互承認

**提案** 日本政府とEUは、建設材料に関するJAS/JIS規格とCE/EN規格の相互承認を目標とする話し合いを開始すべきである。JAS/JISのもとでの外国試験機関の認定手続ならびに建築基準法で規制される大臣特認制度を合理化すべきである。

**現在の状況** 限られた進展。日本に輸出される建設材料は、欧州と日本双方の規格に従って試験される。ほとんどの試験はきわめて似通っているにもかかわらず、である。認定制度が複雑なため、日本向けの建設材料を試験することを認定された試験機関はきわめて少ない(1つはJASグルーラム、挽立材規格に関する試験を行う機関、あと2つは、大臣特認制度のもとでホルムアルデヒド発散製品について試験する機関)。

## 背景：

### EBC Construction Committee Member Companies

Bovis Lend Lease Japan  
Clestra Hauserman  
Currie & Brown (Japan)  
Saint-Gobain Hanglas (Japan)  
Schindler Elevator

#### 事業環境：概観

費用効率の高さのみを基準とする市場環境の創出を阻んでいるのは、政府による規制と、非能率的な建設部門の構造および経営管理である。持続的な財政的制約に直面する中、日本政府としても、これを見逃してきたわけではない。国土交通省は業界内の整理統合を積極的に奨励しており、公共工事プロジェクトに入札する際にゼネコンにこれまで課してきた資格基準をもっと厳しいものにした。大規模公共土木工事プロジェクトの場合、入札者は今では、代替的な設計や建設方法を提案することを認められている。しかしながら、地方自治体側が無関心なため、この政策のメリットは活用されていない。

競争増大と代替的ソリューション促進のために良かれと思って導入された政策にもかかわらず、実際にはほとんど変化がみられていない。これは、日本の建設産業への外国の参入水準が継続的に低いことにも反映されている。いくつかの欧州企業が市場のニッチ部分で活動しているものの、こうした例は範囲の面でも規模の面でも限られたものとなっている。政策が所期の成果をまだ生んでいないため、政府は建設業界を合理化する新たな確固たる措置を実施する必要がある。建設業界内で広く行われている「天下り」慣行を制限することは、とるべき重要な措置だろう。

#### 規制上の重荷

日本では、特に新しいビルの建設プロジェクトにおいて、建築用資材を直接、発注者に販売することはほとんど不可能である。小規模プロジェクト（発注額500万円未満）を除き、請負業者や、ゼネコンの直接下請業者となるには、建設業許可証を保有していなければならない。ある会社がこの許可証を取得するには、その会社または同じ分野の他の会社で5年以上の関連経験を有する常駐の役員が1名いなければならない。適切な人が見つからない外国の小企業は、許可証を保有している下請業者を「経由して」取引を行わざるを得ない。これにより、日本市場で事業を行うコストは増大することになる。

最低限、公開入札における上限価格（予定価格）制度を廃止し、入札参加資格要件を緩和すべきである。公共工事に特有の要件、例えば、2500万円を超えるすべての事業に関し国内の資格・免許をもつ技術者を義務付ける要件や、民間工事では要求されることのない煩わしい検査要件等も撤廃すべきである。

国内事務所の設置、免許取得、経審制度による登録、プロジェクトへの入札に要するコストは、欧州企業にとっては依然として法外なものとなっている。欧州企業の競争力の要は革新的な設計、輸入建材、最新の工法を駆使して建設を行えることにあるのだが、過剰な規制や、変更に対する国内当局者の抵抗、必要な認可を取得するための手続が複雑なせいで、この能力も事実上排除されている。建築基準法は今では事実上、性能ベースとなっているが、従来の規制のもとで策定された詳細な仕様がいまだに広く使用されており、そのため、高品質の代替（外国製）材料の市場普及が妨げられている。用途によっては、建設材料は、火災安全、強度特性、安定性、ホルミアルデヒド発散などに関し、すべて日本特有の方法に従った綿密な試験を受けなければならない。

最後に、EBCは政府に対し、新しい基準を導入する際に日本独自のソリューションを求める国内業界の要求にのみ応じることで卓越した技術やノウハウを却下してしまうという過ちを繰り返さないよう強く要請する。持続可能な建築ないし「グリーン」建築のコンセプトは、早晩、基準や規則に盛り込まれることになる。環境にやさしいソリューションや建設に関する欧州の膨大な経験を背景に、EBCは政策選択や利用可能な慣行に関する政府との対話に喜んで参加する所存である。

# 産業用材料

## 提言の要旨：

### ■ 関税

**提案** EBCは、日本政府に対し、工業原料に対する関税を全廃するよう強く要請する。それにより、日本の主要産業は、高品質な製品を競争市場価格で入手できるようになるはずである。

**現在の状況** 進展なし。関税は、産業用材料の対日貿易における断然最大の障壁である。ごく一般的な産業用材料は世界各国で誰でも知りうる価格にて販売される真にグローバルな製品である。関税によって価格差が生じる場合には、それがいかに小さなものであっても欧州メーカーの競争力は鈍らされる。日本は、ニッケル地金（ステンレス鋼およびニッケル高合金産業で使用。輸入コード750210000。関税率44円/kg）、フェロニッケル（ステンレス鋼産業で使用。輸入コード720260010 / 720260090。関税率3.3%）、酸化ニッケル（ステンレス鋼および合金鋼産業で使用。輸入コード750120210 / 750120100。関税率3% / 44 円/kg）といった精製ニッケル製品に関税を課している世界唯一の主要工業国である。こうした製品は、日本のニッケル輸入全体の90%以上を占めており、3%～3.3%、或いは44円/kgの関税率が適用されている。国内生産の多くが輸出されるのであるから、これは正当化しがたい。例えば日本最大のフェロニッケル精錬業者は生産の半分以上を輸出している。これは日本国内だけでなく輸出市場における競争も大きく歪める。

日本は、いわゆる一般特惠制度（GSP）のもと、こうした材料の一部をごく限られた数の国々から無税または大幅に低い関税率で輸入することを材料消費企業に認めている。しかしながら、こうした国々からの産業用材料の輸入はきわめて小規模のみである。ステンレス鋼、電子部品、電池製造、自動車、めっき、航空といった業界において産業用材料を消費している日本企業は、より激しい国際競争にさらされているため、商品の調達コストが下がれば有利となるはずである。産業用材料の関税を撤廃すれば、そうした状況は大幅に改善するだろう。

### ■ 関税分類

**提案** EBCは日本政府に対し、関税分類制度を合理化すると共に、分類基準の適用に際しては全ての税関が一貫性をもって対処するよう改善し、分類方法および審査結果の透明性向上、並びに紛争解決の制度を強化することを目的とした、包括的な戦略を策定するよう強く求めるものである。

**現在の状況** 進展なし。日本に工業原料を供給している欧州の生産者は、しばしば、恣意的な関税分類と見直しに振り回されている。税関は分類基準を適用するに当たって一貫性を無視しており、分類基準の適用について異議申し立てを行う手段も存在しない。これは、初めて日本に出荷される製品のみならず、既存の製品についても突然の分類見直しは問題となる。

## 背景：

EBC Materials Committee  
Member Companies

Elkem Japan  
Eramet Japan  
Falconbridge (Japan)  
Hoganas Japan  
Treibacher Schleifmittel Japan  
Umicore Marketing Services Japan

### 日本の消費者を苦しめる主要な輸入工業原料に課される高い関税

輸入産業用材料に課される高い関税は、とりわけ中国や韓国の競争者と比べ、日本の生産者が商品を調達する際のコストを著しく増大させている。これは、引き続き激化する国際的な競争に直面している鉄鋼、エレクトロニクス、機械加工などの主要産業にとって更に問題を増やす結果となっている。世界最大級の産業用材料消費国に数えられる日本が、競争市場価格で高品質な製品を自由に入手できれば、大きな恩恵に浴することができるはずだ。

日本は、WTO新ラウンドの下で関税引き下げに関する正式交渉が開始されるのに先立ち、産業用材料やその他の製品の関税をさらに一方的に引き下げることに難色を示した。EBCは、これらの製品が日本の産業にとって必要不可欠な投入材であることを考えれば、残るすべての産業用材料の関税を引き下げるために、即時かつ一方的に措置を講じることが日本の利益につながると見ている。EBC原材料委員会は、欧州産業の大規模及び主要な部門を代表するものとして、日本政府に対し、輸入産業用材料の関税撤廃を強く要望する。

### ニッケル

多くの日本企業がステンレススチール生産などの部門でとりわけ中国や韓国の競争者からの新たな挑戦を受けている今、精製ニッケルに関する広範に亘る関税制度は消費者である日本企業の調達コストを大幅につり上げる。関税に誘導される価格インセンティブは日本のニッケル生産構造に深刻な歪みを生じさせ、国内にてニッケル供給を確保するという本来の目的を果たせずにいる。日本のニッケル生産者は国内需要の停滞にもかかわらず、固定費用をカバーするために増産している。このため、日本のニッケル生産者は今、生産高の30%以上を輸出するという状況に陥っている。要するに、日本が事実上、海外消費を助成していることになり、これは経済的にほとんど無意味なことである。

現状は欧州の生産者にとっても不公平であるとEBCはみている。欧州の生産者は、国内で保護されている日本の生産者との競争を強いられるからだ。欧州は加工ニッケル製品に輸入税を課しておらず、ニッケル水素吸蔵合金などその他いくつかのニッケル製品についても、日本の生産者は欧州の蓄電池生産者に無関税で製品を販売できるのに対し、欧州のニッケル生産者は日本の蓄電池生産者に販売する製品について関税を支払わなければならない。どれほどの経済費用を要しようと、日本は安定したニッケル供給を確保する手段として、加工ニッケル製品に対する高い関税率を長年にわたり正当化し続けてきた。国内にニッケル鉱が存在しないからと言って加工ニッケル製品に高い関税率を課している日本は、実は、却って自らの首を絞めているようなものである。ニッケル鉱を生産する国々は、現地でニッケル鉱を加工させ努力を継続する筈である。ニッケル手当てに関する競争は、日本、韓国、台湾、中国の間で増える可能性があり、将来、日本がニッケルの供給を確保することはますます難しくなるであろう。中国が、ニッケルの供給不足に直面し、精製ニッケルの輸入税を1%まで下げたことにEBCは注目している。

### 溶融アルミナ

溶融アルミナは、耐火物産業と研磨産業において、砥石、サンドペーパー、あるいは、ガラスや電気部品を研削、研磨する仕上げ材として用いられている。輸入電融アルミナには3.3%の関税が課せられているが、大半の輸入品は一般特惠制度により関税が免除される国から輸入されている。しかし、国内で生産されていない幾つかの分類の製品は、関税免除国から購入することができない。言い換えれば、関税が日本では生産されていない製品にすら課されているのである。このことが輸入電融アルミナの価格を押し上げ、日本のエンドユーザーに付けを回している。この状況は、供給不足によりいっそう悪化している。



## 環境技術

### 提言の要旨：

#### ■ 環境汚染除去に対する姿勢

**提案** EBCは日本政府に対し、日本の環境汚染除去に関する教育の向上と、それらの問題に対処するための新技術開発の促進を強く望むものである。

**現在の状況** 日本では、廃棄物の不法投棄、高濃度の土壌汚染、プラスチックのリサイクルの遅れ、廃棄物処理のインフラの老朽化など環境問題が山積している。環境汚染の改善活動を費用のかかるものとみなすべきではない - これらの問題に対処するための新技術の開発は、また、重要な経済的便益を生み出すのであり、この点は強調されて然るべきである。

#### ■ 行政規制の仕組み

**提案** 日本は、環境保護および環境関連事業に適用される規制体制を、特に規則を一貫して適用し施行することに重点を置いて、さらに強化すべきである。

**現在の状況** 限られた進展。欧州の環境技術産業は、行政規制に先導されるかたちで発展してきた。日本では、環境保護と環境関連産業を統括する行政規制の体制が高度に発達している一方で、現状は、必ずしも環境問題に対する革新的なソリューションを導入するのに好ましいものではない。

#### ■ 政府調達

**提案** 日本におけるPFI（民間資金等活用事業）とPPP（官民協力手法）の適用を、さらに推進すべきである。EBCは、この分野における欧州の経験が活かされるように、日本のPFI戦略策定における日本と欧州の協力関係を拡大するよう強く望んでいる。

**現在の状況** 若干の進展。日本でもPFI（民間資金等活用事業）とPPP（官民協力手法）の活用が広がりを見せつつある。欧州では、従来国家の諸機関が資金提供、管理、運営を行ってきた事業分野で、その資金調達を行うためにこれらの方法が以前より用いられてきた。この分野を専門としている欧州企業は日本市場に参入することを望んでいるが、行政サービスを提供するためのもう一つの方法である、これらの手法に対する保守的な姿勢がこれらを試みる妨げとなっている。例えば、上下水道部門では、公共開発事業は、機器メーカーと建設会社に支配され続けている。いかなる私企業もまだ、効率を高めるのに役立つ包括的な経営管理技術を提供することはできていない。この結果、初期資本投資は多額となり、高い操業コスト、設備過剰、地方自治体の債務負担が増大するといった状況が生み出されている。EBCは、それぞれの国での公共サービスの供給を一層進展させ、拡大させていくために、PFI/PPPの潜在的な可能性を十分発揮させるための情報を引き続き共有していくよう、EUと日本の当局に対して強く求めるものである。

## 日本の環境技術業界

日本の環境技術分野にブームが到来すると期待した向きは多いが、現実には、日本はまだこの期待に応えていない。問題の一因は、土壌汚染の改善や廃棄物管理、水処理などの分野で日本が現在直面している多数の環境問題に対処できるだけの包括的戦略が存在しないことにある。民間、公共部門の諸団体も、自らが直面している環境問題の大きさを公表することを未だにためらっている。こうした姿勢が改められない限り、日本の環境技術部門のマーケットポテンシャルが実現することはないだろう。

## 土壌汚染の改善

土壌汚染の改善を担う産業の将来にとって良い前兆と言える最近の様々な進展については、EBCも心強く思っている。例えば、新しい土壌汚染対策法は、汚染土壌土地の浄化に関する厳しく新しい規制環境を生み出すものである。近い将来、土壌汚染改善技術に対する関心の高まりにつながるものと考えられる。この改革が及ぼす長期的影響は、規制当局がこれらの新しいガイドラインを効果的に実施できるか否かにかかっていると看做しても過言ではない。EBCは土壌汚染の改善業務自体の基準となる行政規制の環境に関し引き続き懸念を持っている。日本政府にはまだこれから、サイト特性基準、サンプリングおよび試験方法、汚染改善の緊急度を決定するためのリスクベースの意思決定モデル、並びに汚染サイトのリスト作成と浄化の包括的タイムフレームに関する明確なガイドラインを策定するという課題が残っている。多くの試験方法は広く認められた国際的慣行と著しく異なっている上に、試験コストも欧州に比べて非常に高い。EBCは、サイトアセスメントおよび試験の事業分野における競争が高まれば状況が改善されるばかりでなく、改善事業のコストを削減するというかたちで社会の役に立てるものと考えている。

## 廃棄物処理

日本の廃棄物処理の規制に見られる最近の変化には、1991年、1997年および2000年の廃棄物処理法の改正、1995年の容器包装リサイクル法の導入、1998年の新家電リサイクル法の導入、2000年の循環型社会、建設廃材リサイクル、食物リサイクルおよびグリーン購入の促進を目的とした法律の導入、そして2002年12月に発効した新しいダイオキシン排出基準がある。日本には廃棄物処理部門を取り締まる強力な法的仕組みが存在するものの、新しいダイオキシン排出基準を満たさないたくさんの産業廃棄物焼却炉はどうなるのか、新しい法的環境が実際には不法投棄の増加につながった場合に、日本はこの「処分」方法とどう闘っていくつもりなのか、従来リサイクル率が日本では低いプラスチックなどの物質のリサイクルを進めるため、日本は財政的な支援システムを作り上げるつもりなのかなどの、重大な疑問は未解消のままにおかれている。廃棄物処理の規制の適用を廻る、これらをはじめとするあいまいな点への取り組みがなされない限り、欧州の投資家が日本における廃棄物処理事業の展望に自信を持つことはあり得ない。

## PFI

日本における民間資金等活用事業（PFI）と官民協力手法（PPP）の発達を政府が公式援助しているのは、EBCにとって心強いことである。欧州企業は水処理や廃棄物処理などの分野における代行サービス提供を従来非常に得手としているため、EBCはこの経験が日本市場における新しい機会の創出につながるものと期待している。EBCは日本政府に対し、地方自治体のPFIへの取り組みを積極的に支援することにより、PFI/PPPの利用推進を今後も継続していくことを強く求めるものである。欧州企業は、設計建設一体のターンキー方式、公共サービスの運営と管理といった分野での公共建設にあたっての高度な手法を駆使する経験を役立てることができる。これにより、コストを削減し、信頼性を高め、サービスの質を向上させることができるであろう。



# 補遺

**Blue Star Sponsors  
Special Sponsors  
Sponsors  
Supporters  
Executive Operating Board  
Board of Governors**

## BLUE STAR SPONSORS



# CHANEL

## BLUE STAR SPONSORS

# Deloitte.



Dresdner Kleinwort Wasserstein

**BLUE STAR SPONSORS**



## BLUE STAR SPONSORS





**BLUE STAR SPONSORS**

**REISHAUER**



## SPECIAL SPONSORS

Barclays Group in Japan

DaimlerChrysler AG Representative Office

Deutsche Telekom K.K.

Givaudan Japan K.K.

Hermes Japon Co., Ltd.

Laerdal Medical Japan K.K.

Nihon SiberHegner K.K.

PCA LIFE Insurance Co., Ltd.

Philips Electronics Japan, Ltd.



## SPECIAL SPONSORS

Radiometer K.K.

Veolia Water Japan

Volkswagen Group

Zegna Japan Co., Ltd.

## SPONSORS

Baring Asset Management (Japan) Ltd.

Bayer Medical Ltd. / Animal Health Division

Clarins K.K.

Dade Behring Ltd.

Deloitte Services and Investments

Elektrobit Nippon K.K.

Fiat Auto Japan Ltd.

Hartford Life Insurance K.K.

Henkel Japan Ltd.

LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton (Japan) K.K.

KPMG Tax Corporation

Loyens & Loeff / Loyens & Volkmaars B.V.

Merial Japan Ltd.



## SPONSORS

Nestle Japan Group

Nihon Inalfa Co., Ltd.

Novartis Animal Health K.K.

Pictet Asset Management (Japan) Ltd.

Pierre Fabre Japon Co., Ltd.

Puratos Japan Co., Ltd.

Rabobank Nederland Tokyo Branch

Siemens-Asahi Medical Technologies Ltd.

Sonderhoff & Einsel Law Offices

Swiss Business Hub Japan

Swiss Reinsurance Company Japan Branch

UBS Global Asset Management (Japan) Ltd.

WAM Japan

## SUPPORTERS

ABN AMRO Securities (Japan) Ltd.

Air France

ASML

Banca di Roma

Banca D'Italia - UIC

BASF Japan Ltd.

Beaute Prestige International Japon (BPI)

Bluebell Japan Ltd.

Chuo University, Faculty of Law

Ciba Specialty Chemicals KK

Commerzbank AG

Credit Suisse Life Insurance Co., Ltd.

Danish Chamber of Commerce

DUJAT (Dutch Japan Trade Federation)

Embassy of Finland

Embassy of Spain

Embassy of the Republic of Hungary

Enterprise Ireland

Eureco Ltd.

Falconbridge (Japan) Ltd.

Georg Jensen Japan Ltd.

Gerling-Konzern Allgemeine Versicherungs-AG

German Chamber of Commerce

HSBC Securities (Japan) Ltd.

Hoganas Japan K.K.

Intervet K.K.

Marposs K.K.

Nihon L'Oreal K.K.

Nivea-Kao Co., Ltd.

Nokia Japan Co., Ltd.

Osram Ltd., Japan

PCA Asset Management Ltd.

PS Company Ltd.

RBS Securities Japan Ltd.

Royal Netherlands Embassy

Royal Norwegian Embassy

Sachs Automotive Japan Corp.

Societe Generale Securities (North Pacific) Ltd.

Swedish Chamber of Commerce

Treibacher Schleifmittel Japan KK

Unilever Japan KK

Wella Japan Co., Ltd.



# EXECUTIVE OPERATING BOARD

## **EBC Chairman**

### **Richard Collasse**

President and Representative Director, Chanel K.K.  
3-5-3 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 〒104-0061  
Tel: 5159-5519; Fax: 5159-5506

## **EBC Senior Vice Chairman**

### **Duco Delgorge (Belgium/Luxembourg)**

Representative and General Manager, Puratos Japan K.K.  
2-2-22 Jingumae, Shibuya-ku,  
Tokyo 〒150-0001  
Tel: 03-5410-2322; Fax: 03-5410-2321

## **Markus Schaedlich (EOB-Austria)**

Marketing Sales, Managing Director,  
Head of Tokyo Office, Magna  
Shinshu Meitetsu Yasuda Bldg. 3F.  
3-15- Kanda Nishiki-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 〒101-0054  
Tel: 03-3518-8005; Fax: 03-3518-8053

## **Philip T Gibb (EOB-Britain)**

Private Client Manager, MAGELLAN Japan  
My Square Bldg. 7F  
1-10-3 Azabujuan, Minato-ku, Tokyo 〒106-0045  
Tel: 03-3769-5511; Fax: 03-3769-5517

## **Torben Henriksen (EOB-Denmark)**

President, Mahe Japan K.K.  
Yamagen Bldg. 7F, 3-10-12 Iwamoto-cho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 〒101-0032  
Tel: 03-5833-8223; Fax: 03-5833-8225

## **Erik Ullner (EOB-Finland)**

Chief Representative, Konigstedt Ltd.  
Nibancho Park Forest Suite 1006  
8-7 Nibancho, Chiyoda-ku, Tokyo 〒102-0084  
Tel: 03-3512-0435; Fax: 03-3512-0436

## **Michel Lachaussee (EOB-France)**

President, Merial Japan Ltd.  
Sanno Grand Bldg. 8F  
2-14-2 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 〒100-0014  
Tel: 03-5251-8153; Fax: 03-5251-8194

## **EBC Vice-Chairman**

### **Jean-Francois Minier**

Managing Director, Dresdner Kleinwort Wasserstein  
Izumi Garden Tower, 1-6-1, Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 106-6014  
Tel: 6230-6000; Fax: 6230-6964

## **Gerhard Schlosser (EOB-Germany)**

Representative Director and President,  
Henkel Japan Ltd.  
2-2-8 Higashi Shinagawa, Shinagawa-ku,  
Tokyo 〒140-0002  
Tel: 03-5769-6404; Fax: 03-5769-6411

## **Maurizio Fasce (EOB-Italy)**

a. hartrodt (Japan) Co., Ltd.  
Toranomom Suzuki Bldg. 7F  
3-20-4 Toranomom, Minato-ku, Tokyo 〒105-0001  
Tel: 03-5408-3741; Fax: 03-5408-3744

## **John Versantvoort (EOB-Netherlands)**

Gaikokuho Jimu Bengoshi (Dutch Law)  
Loyens & Loeff GJB Office  
12F Nishimoto Kosan Nishikicho Bldg., 3-23 Kanda  
Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo 〒101-0054  
Tel: 03-5281-5587; Fax: 03-5281-5589

## **Trond Varlid (EOB-Norway)**

Tomra Systems Japan Asia Pacific Ltd.  
1-17-6 Hamamatsu-cho, Minato-ku,  
Tokyo 〒105-0013  
Tel: 03-5472-7707; Fax: 03-5472-6160

## **Hans Porat (EOB-Sweden)**

President & CEO, Gadelius K.K.  
Entsuji Gadelius Bldg.  
5-2-39 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 〒107-8302  
Tel: 03-3224-3413; Fax: 03-3224-3431

## **Andre Zimmermann (EOB-Switzerland)**

Location: Switzerland  
Embassy of Switzerland, 5-9-12 Minami Azabu  
Minato-ku, Tokyo 〒106-8589  
Tel: 03-3473-8386; Fax: 03-3474-6090

# BOARD of GOVERNORS

## Austria (ABC)

### President

Horst Mueller  
Advisor, Hoerbiger Nippon K.K.  
87-4 Honjo, Narita City, Chiba 〒286-0114  
Tel: 0476-35-4011; Fax: 0476-33-0833

### Representative

Ernst Laschan  
Commercial Section, Austrian Embassy  
3-13-3 Motoazabu, Minato-ku,  
Tokyo 〒106-0046  
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

## Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

### President

Jacques Bertrand  
President, Barco Group Japan  
Yamato International Bldg. 8F  
5-1-1 Heiwajima, Ota-ku, Tokyo 〒143-0006  
Tel: 03-5762-8721; Fax: 03-5762-8740

### Senior Representatives

Yuka Oishi and Rosemary Donck  
Ichibancho Central Bldg 802,  
22-1 Ichibancho Chiyoda-ku,  
Tokyo 〒102-0082  
Tel: 03-3237-9281; Fax: 03-3237-9282

## Britain (BCCJ)

### President

Alison Pockett  
President, Magellan Tresidder Tuohy Ltd.  
My Square Bldg. 7F, 2-10-3 Azabujuban  
Minato-ku, Tokyo 〒106-0045  
Tel: 3769-5511; Fax: 3769-5517

### Executive Director

Ian De Stains  
Kenkyusha Eigo Centre Bldg. 3F  
1-2 Kagurazaka, Shinjuku-ku,  
Tokyo 〒162-0825  
Tel: 03-3267-1901; Fax: 03-3267-1903

## Denmark (DCCJ)

### President

Vagn Heiberg  
President, Coloplast K.K.  
YS Bldg. 4F, 2-11-16 Shiba Daimon,  
Minato-ku, Tokyo 〒105-0012  
Tel: 03-3459-6641; Fax: 03-3459-6640

### Representative

Nanami Brandt  
c/o Royal Danish Embassy  
29-6 Sarugaku-cho, Shibuya-ku,  
Tokyo, 〒150-0033  
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

## Estonia (Enterprise Estonia)

### Representative

Argo Kangro  
Charge d'Affaires, Estonian Embassy  
2-6-15 Jingumae, Shibuya-ku,  
Tokyo 〒150-0001  
Tel: 5412-7281; Fax: 5412-7282

## Finland (FCCJ)

### President

Mika Makinen  
c/o FCCJ  
Setagaya Tsurumaki Heim 203,  
2-33-20 Tsurumaki  
Setagaya-ku, Tokyo 〒154-0016  
Tel: 5450-7207; Fax: 5450-7208

### Executive Director

Clas G. Bystedt  
Setagaya Tsurumaki Heim 203  
2-33-20 Tsurumaki, Setagaya-ku,  
Tokyo 〒154-0016  
Tel: 03-5450-7207; Fax: 03-5450-7208

## France (CCIFJ)

### President

Hubert De Mestier Du Bourg  
Chief Representative for North-East Asia  
Total Trading International S.A.  
Akasaka Shasta-East 8F  
4-2-19 Akasaka, Minato-ku,  
Tokyo 〒107-0052  
Tel: 03-5562-5210; Fax: 03-5562-5315

### Executive Director

Didier Hoffmann  
Ida Bldg., 5-5 Rokubancho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 〒102-0085  
Tel: 03-3288-9621; Fax: 03-3288-9558



# BOARD of GOVERNORS

**Germany  
(DIHKJ)**

**President**

Peter Baron  
Chief Representative,  
Bayerische Hypo- und Vereinsbank AG  
First Square East Tower 4F, 1-5-1  
Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 〒100-0004  
Tel: 5219-1323; Fax: 5219-1464

**Executive Director**

Manfred Hoffmann  
Sanbancho KS Bldg. 5F  
Sanbancho, 2 banchi,  
Chiyoda-ku,  
Tokyo 〒102-0075  
Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

**Greece  
(Hellenic  
Foreign  
Trade Board)**

**Representative**

Athanassios Karapetsas  
Commercial Counsellor  
Economic & Trade Affairs Office  
Embassy of Greece  
3-16-30 Nishi-Azabu, Minato-ku,  
Tokyo 〒106-0031  
Tel: 03-3404-5843; 03-3404-5845

**Iceland  
(ILCCJ)**

**Representative**

Eythor Eyjolfsson  
General Manager, Icelandair  
3-20-8 Naka-Meguro, Meguro-ku  
Tokyo 〒153-0061  
Tel: 03-3719-9340; Fax: 03-3719-9341

**Ireland  
(Enterprise  
Ireland)**

**Director**

Anne Lanigan  
Ireland House 1F  
2-10-7 Kojimachi, Chiyoda-ku,  
Tokyo 〒102-0083  
Tel: 03-5470-4146; Fax: 03-5470-4286

**Italy  
(ICCJ)**

**President**

Romano Mazzucò  
President, R&M Japan Co.  
Kaname Bldg. 3F, 1-4-20 Minami Azabu  
Minato-ku, Tokyo 〒106-0047  
Tel: 5765-8080; Fax: 3798-4095

**Executive Director**

Alessandro Borelli  
Enokizaka Bldg. 3F  
1-12-12 Akasaka, Minato-ku,  
Tokyo 〒107-0052  
Tel: 03-3560-1100; Fax: 3560-1105

**Netherlands  
(NCCJ)**

**President**

Willem Wagner  
President, Rabobank Nederland  
Otemachi Nomura Bldg., 2-1-1 Otemachi,  
Chiyoda-ku, Tokyo 〒100-0004  
Tel: 5200-8010; Fax: 5200-8004

**Executive Director**

Jolanda Blomjous  
Sakura-kan #D,  
2-25-28 Shinmachi  
Setagaya-ku, Tokyo 〒154-0014  
Tel: 3706-7492; Fax: 3706-7493

**Norway  
(NWCCJ)**

**President**

Trond Varlid  
Tomra Systems Japan Asia Pacific Ltd.  
1-17-6 Hamamatsu-cho,  
Minato-ku, Tokyo 〒105-0013  
Tel: 5472-7707; Fax: 5472-6160

**Representative**

Stein Saugnes  
c/o Royal Norwegian Embassy  
5-12-2 Minami Azabu, Minato-ku  
Tokyo 〒106-0047  
Tel: 03-3440-2611; Fax: 03-3440-2719

## BOARD of GOVERNORS

**Spain  
(Spanish  
Institute of  
Foreign Trade)**

**Representative**

Alfonso Carbajo  
Economic & Commercial Office  
Embassy of Spain  
1-3-29 Roppongi  
Minato-ku, Tokyo 〒106-0032  
Tel: 5575-0431; Fax: 5575-6431

**Sweden  
(SCCJ)**

**President**

Clas Halling  
President, Seco Tools Japan K.K.  
No.25 Kowa Bldg., 8-7 Sanbancho,  
Chiyoda-ku, Tokyo 〒102-0075  
Tel: 3239-3075; Fax: 3230-4955

**General Manager**

Taiko Nakazato  
Kioicho Fukudaya Bldg.  
6-12 Kioicho, Chiyoda-ku,  
Tokyo 〒102-0094  
Tel: 03-5211-2101; Fax: 03-5211-2102

**Switzerland  
(SCCIJ)**

**President**

Angelo Ponzetta  
President & Representative Director, Asia  
Pacific, CARAN d'ACHE Japan Ltd.  
Ono Roppongi Bldg. 1F, 3-1-28  
Roppongi, Minato-ku, 〒Tokyo 106-0032  
Tel: 3568-3777; Fax: 3568-3773

**Executive Director**

Mayuko Urakawa  
Toranomom No.2 WAIKO Bldg. 3F  
5-2-6 Toranomom, Minato-ku,  
Tokyo 〒105-0005  
Tel: 03-5408-7569; Fax: 03-3433-6066

## 欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F

電話：03(3263)6222 Fax：03-3263-6223

E-mail: [ebc@gol.com](mailto:ebc@gol.com) ホームページ：<http://www.ebc-jp.com>